

令和8年第2回（6月）定例会

東伊豆町議会会議録

令和8年 6月9日 開会

令和8年 6月10日 閉会

東伊豆町議会

令和八年

第二回〔六月〕定例会

東伊豆町議会議
録

令和 8 年第 2 回 東伊豆町議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月9日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者の職氏名	2
○開会の宣告	3
○議会運営委員長の報告	3
○開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	5
○会期の決定	5
○諸般の報告	5
○所信表明・行政報告	6
○一般質問	15
楠 山 節 雄 君	15
笠 井 政 明 君	33
山 田 直 志 君	52
山 田 豪 彦 君	68
西 塚 孝 男 君	80
○散会の宣告	82

第 2 号 (6月10日)

○議事日程	85
○出席議員	86
○欠席議員	86
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	86
○職務のため出席した者の職氏名	86

○開議の宣告	8 7
○議事日程の報告	8 7
○専決承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町立学校給食 センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）	8 7
○専決承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 8 年度東伊豆町 一般会計補正予算（第 1 号））	8 9
○専決承認第 4 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収 条例の一部を改正する条例）	9 3
○専決承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保 険税条例の一部を改正する条例）	9 6
○議案第 3 0 号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例に ついて	9 8
○議案第 3 1 号 令和 8 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 2 号）	1 0 0
○議案第 3 2 号 令和 8 年度東伊豆町介護保険特別会計予算（第 1 号）	1 0 5
○報告第 2 号 令和 7 年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につ いて	1 0 7
○同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価員の選任について	1 0 9
○同意案第 2 号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について	1 1 0
○諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 1 1
○諮問第 2 号 人権擁護委員候補者の推薦について	1 1 1
○議員派遣について	1 1 3
○常任委員会所管事務調査の報告について	1 1 3
○常任委員会の閉会中の所管事務調査について	1 1 6
○議会改革特別委員会の報告について	1 1 6
○議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について	1 2 3
○閉会の宣告	1 2 3
○署名議員	1 2 5

令和8年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第1号）

令和8年6月9日（火）午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 所信表明・行政報告

日程第 5 一般質問

1. 3番 楠 山 節 雄 君

1) 町長の政治姿勢について

2) 物価高騰対策給付金について

3) ゴミステーションについて

2. 5番 笠 井 政 明 君

1) 地域猫の取組について

2) 職員採用及び行政A I 導入による人材確保について

3. 14番 山 田 直 志 君

1) 保護者負担の軽減について

2) 東伊豆ワークセンター等の存続について

3) 政治姿勢について

4. 1番 山 田 豪 彦 君

1) ふるさと納税について

2) 熊対策について

5. 8番 西 塚 孝 男 君

1) 高校生を持つ家庭への補助について

出席議員（10名）

1番 山 田 豪 彦 君

3番 楠 山 節 雄 君

5番 笠 井 政 明 君

6番 稲 葉 義 仁 君

7 番 栗 原 京 子 君

1 1 番 村 木 脩 君

1 3 番 定 居 利 子 君

8 番 西 塚 孝 男 君

1 2 番 内 山 慎 一 君

1 4 番 山 田 直 志 君

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	岩 井 茂 樹 君	副 町 長	鈴 木 嘉 久 君
教 育 長	横 山 尋 司 君	総 務 課 長	鈴 木 貞 雄 君
企画調整課長	中 田 光 昭 君	税 務 課 長	鈴 木 文 昭 君
住民福祉課長	中 山 和 彦 君	健康づくり課長	中 村 忍 君
健康づくり課参	柴 田 美保子 君	観光産業課長	山 田 勝 之 君
建設整備課長	山 西 和 孝 君	防 災 課 長	加 藤 宏 司 君
教育委員会 教 務 局 長	土 屋 政 雄 君	教育委員会 教 務 局 参 事	太 田 正 浩 君
水 道 課 長	土 屋 秀 明 君	会 計 課 長	国 持 健 一 君
住 民 福 祉 課 参	岡 田 賢 一 君		

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村 木 善 幸 君	書 記	相 馬 奨 君
--------	-----------	-----	---------

開会 午前 9時30分

◎開会の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

開会前に御報告します。当局側から説明員の配置の変更申出があり、これを許可しましたので変更後の議場配置図もお配りしてございます。御確認願います。

また、4月1日付の人事異動にて役職が変わりました管理職の方々の紹介をいたします。管理職の皆さんは、名前を呼びますので御起立ください。

まず、総務課長、鈴木貞雄君、企画調整課長、中田光昭君、観光産業課長、山田勝之君、建設整備課長、山西和孝君、水道課長、土屋秀明君、教育委員会事務局長、土屋政雄君、教育委員会事務局参事、太田正浩君、住民福祉課長、中山和彦君、住民福祉課参事、岡田賢一君、健康づくり課長、中村忍君、税務課長、鈴木文昭君。

以上でございます。

それでは、改めまして皆様、おはようございます。

令和8年第2回定例会の開会に当たり、議員の皆様におかれましては、公私ともにお忙しい中、御出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。

本格的な梅雨を迎え、日々の天候が気になるころですが、皆様方におかれましては健康に十分御留意され、審議に御精励くださいますようお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第2回定例会は成立しましたので、開会します。

◎議会運営委員長の報告

○議長（栗原京子君） 議会運営委員長より報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 議会運営委員会より、令和8年第2回定例会の運営について、協議した結果を報告します。

本定例会では、5名の議員より11問の一般質問が通告されております。一般質問について、時間は60分以内、一問一答方式で行います。

町長には反問権の行使が認められております。なお、反問に要する時間は、制限時間には含みません。

質問通告者の中で、掲示板使用の願いが5番議員、14番議員より出されております。

本定例会の提出案件は、専決承認4件、条例の一部改正1件、補正予算2件、報告1件、人事案件4件がそれぞれ日程に組み込まれています。

議会からは、議員派遣、文教厚生常任委員会の所管事務調査報告、議会改革特別委員会の報告、また、総務経済常任委員長より令和8年第4回定例会までの期間において、職員の就労環境についての所管事務調査事項届が提出されておりますので、よろしくお願いいたします。

補正予算の説明に関しましては、一般会計はおおむね100万円以上、特別会計はおおむね50万円以上で説明すること、条例改正等の説明には新旧対照表または説明資料を用いるなど、概要説明により行うこととします。

以上の内容を踏まえ、本定例会の会期につきましては、本日から6月10日までの2日間とします。

最後になりますが、議会運営委員会の所管事務調査につきましては、本会議の会期日程等の運営に関する事項について閉会中の継続調査としたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議員各位には、活発なる御審議と円滑な議会運営をお願い申し上げまして、議会運営委員会からの報告といたします。よろしくお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめ皆様のお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第１ 会議録署名議員の指名

○議長（栗原京子君） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、14番、山田議員、1番、山田議員を指名します。

◎日程第２ 会期の決定

○議長（栗原京子君） 日程第２、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から６月10日までの２日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。よって、会期は２日間と決定しました。

◎日程第３ 諸般の報告

○議長（栗原京子君） 日程第３ 諸般の報告を行います。

議会閉会中に提出されました例月出納検査の結果に関する報告につきましては、既に送付をいたしました。

議長の出席した会議等の報告については、お手元に資料を配付しました。

会議資料については、議員控室に置きますので、御覧いただきたいと思います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 所信表明・行政報告

○議長（栗原京子君） 日程第4 町長より所信表明、行政報告を行います。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 皆様、おはようございます。

令和8年第2回議会定例会を招集申し上げましたところ、議員各位におかれましては何かとお忙しい中、御出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、議会定例会の開会を迎え、議員の皆様の御健勝をお祝い申し上げますとともに、日頃からの町政発展への多大なる御尽力に対し、心から敬意と感謝を申し上げます。

私は、先般の東伊豆町長選挙におきまして、多くの町民の皆様からの温かい御支援をいただき、引き続き2期目の町政を担わせていただくことになりました。改めて、その職責の重さに身の引き締まる思いであり、町民の皆様の期待に応えるべく、誠心誠意、全力を尽くしてまいり所存でございます。

本日は、2期目のスタートに当たり、今後の町政運営に臨む私の基本的な所信の一端を申し述べますとともに、現在、本町が直面している主要な行政課題への取組状況につきまして、行政報告を申し上げます。

まず、2期目に臨む私の政治姿勢と重点政策についてであります。

本日、ここに東伊豆町長としての2期目のスタートに当たり、議員の皆様、そして町民の皆様を前に、私の所信の一端を申し述べる機会をいただきましたことに、深く感謝申し上げます。

4年前、町長に着任した当初、私は本町が抱える人口減少、高齢化、地域の担い手不足といった課題の多さと困難さに大きな責任の重さを感じました。しかし、私はそれから目を背けることなく一歩を踏み出すために、常に自分自身へ、そして行政組織全体へ、一つの問いを投げかけ続けてまいりました。

それは、できない理由ではなく、どうすればできるかを考えるということです。前例がない、予算がない、人手が足りないを理由と並べるのではなく、できる理由を探すことに徹してまいりました。その結果、ふるさと納税の拡充や入湯税の見直しによる新たな財源の確保、外部人材やAIの活用といった新しい仕組みを取り入れ、行政の力を広げてきました。この

4年間は、問いを変えれば結果が変わるという確かな手応えを感じる時間でもありました。

私の取組の根底にあるのは、次の世代への責任です。政治とは未来へバトンを渡すためにあるものであり、将来を見据えた責任ある視点で種をまき続けることこそが本質であると考えています。2期目においては、これまでまいてきた種をしっかりと育て、花を咲かせる4年間にいたします。本町が直面する大きな変化に対応するため、2期目は以下の柱を軸に、次のステージへと進めてまいります。

人口が減っても活力を維持できるよう、出かけたくなる町、歩きたくなる町をつくります。公共交通の充実や地域のつながりの再構築を進め、町全体を、わくわくできる場所へ磨き上げてまいります。その象徴の一つが、先日グランドオープンした多世代交流拠点施設よりみち135です。ここは、子供から高齢者まで誰もがふらっと立ち寄り、人と人がつながる場所として、日常に安心と変化を生み出してまいります。

次に、災害への備えとして、いつもの安心をつくることです。防災体制の見直しや災害用トイレトレーラーの導入など、日常と非常時の両方で役立つ仕組みづくりを推進しております。さらに、災害時の命の道として、湯ヶ岡赤川線の延伸や伊東市へつながる新たな道路整備の検討を本格化させ、万が一の際にも孤立しない、そして孤立しても乗り越えられる強い町を目指します。

結びに代えまして、まちづくりは行政だけで成し遂げられるものではありません。町民の皆様と共に考え、共に進めていく、その積み重ねこそが東伊豆町の未来を切り開く力となります。「ともに、次の東伊豆町へ」、皆様の声を真摯に受け止めながら、一歩ずつ未来に向かって全力で邁進してまいる所存です。議員各位並びに町民の皆様の各段の御理解と御協力を心よりお願い申し上げ、私の就任の挨拶とさせていただきます。

それでは、引き続き、それぞれの分野ごと当面の行政諸般の報告をさせていただきます。

初めに、地域公共交通についてですが、1月17日から3月8日までの51日間、グリーンスローモビリティの実証実験として、稲取地区内約3キロメートルの周回ルートに13か所の停留所を設置し、実施いたしました。実証実験期間中の乗車数は616名、722ライド、1日当たり14.5ライドとなりました。本年度は、繁忙期以外で実証実験を行い、データを収集し、より持続可能で利用しやすい域内交通の在り方について検討を進めてまいります。

次に、地域プロジェクトマネージャー・地域おこし協力隊関係についてですが、細野高原の草原景観を次世代へ継承し、安定的かつ継続的に維持・管理していくとともに、保全活動と観光振興を両立した持続可能な運営体制を構築するため、5月1日付で地域プロジェクト

マネージャー1名を採用しました。今後は、町、細野高原みらい協議会、地域プロジェクトマネージャーが一体となり、細野高原保全や利活用について取り組んでまいりたいと考えております。

また、同日付で公共交通を支援していくため、地域おこし協力隊1名が着任しました。現在、当町では計11名の地域おこし協力隊が活動しておりますが、様々な分野における人材不足が依然として大きな課題となっております。今後も積極的に協力隊の採用を進め、地域の活性化に取り組んでまいりたいと考えております。

よりみち135関係についてですが、去る4月25日にグランドオープンを迎えました。当日は、オープニングセレモニーをはじめ、稲取中学校、稲取高校吹奏楽部による合同演奏会や、町とパートナーシップ協定を締結したアスクラロ沼津のマスコットキャラクター、アスル君とのPK対決や、漬物石でカーリングなどの各種イベントや、陶芸タイル、折り紙で作る雛のつるし飾り、やさしいピラティス体験などのワークショップが開催され、約300名の方に御来場いただきました。

今後も図書館と連携したブックイベントや、地域おこし協力隊と一緒に健康教室などのイベントを開催し、町民の皆様との関わりを深め、よりみち135が町民の皆様に親しまれる施設となるよう取り組んでまいります。

次に、税務関係ですが、令和7年度の町税の全体の収納率は、前年度と比較し若干減となっておりますが、町税全体の収入額は増加しております。特に、町民税は2024年に実施された低額減税の終了、物価上昇などに伴う企業の賃金引上げ、それに伴う個人所得の増加等により増収となっております。また、入湯税は、令和7年3月から1人1日300円に条例改正したこともあり、こちらも増収となっております。

一方で、固定資産税につきましては、家屋の経年劣化、地価下落等により減収となっております。当町では、引き続き町政運営における自主財源である町税の確保と、納税秩序の維持に努めるとともに、各種研修等による専門的知識及び技能の習得を通じて、職員の資質向上を図り、適切かつ公平な賦課徴収事務の執行に努めてまいります。

次に、住民福祉関係ですが、去る5月31日に環境美化推進運動の一環として町内一斉のクリーン作戦を実施し、多くの町民の皆様に御参加いただいた中で、快適で住みよい環境の保全に努めていただきました。町民並びに関係各位の御協力に感謝申し上げます。引き続き身近な取組として、ごみの減量化、分別化、再利用、再資源化に御協力いただきますようお願いいたします。

令和7年度7号補正にて予算計上をさせていただきました物価高対応子育て応援手当につきまして、繰越明許費にて本年4月より支給を開始いたしました。物価高の影響が長期化し、その影響を強く受ける子育て世帯を支援するため、児童手当支給対象児童を養育する父母等に対し、子供1人当たり2万円を支給いたします。

また、令和7年度5号補正予算にて予算計上させていただきました物価高騰対策給付金につきましても、繰越明許費にて本年5月より申請書を送付いたしました。物価高騰の影響を受けている75歳以上の後期高齢者を対象に、1人当たり1万5,000円を給付いたします。

次に、健康づくり関係では、第3次東伊豆町食育推進計画の中間評価として、食の実態調査・食育アンケートを幼児から高校生と保護者を対象に7月に実施します。アンケート結果を、最終評価や目標値見直しの基礎資料として活用しますので、御協力お願いいたします。

健康増進事業では、健康寿命延伸のため運動教室を開催しておりますが、将来、町民の方々が自分たちで交流の場を運営できるよう、4月にサポーター養成講座として、ささえあい育成講座を開催しました。現在は、自分たちで企画した運動教室を立ち上げ、活動を開始しております。

また、自分のペースで運動できる場所づくりとして、試験的に運動教室への参加が少ない男性をターゲットに、4月より理学療法士の個別指導の下、運動器具を使ったパーソナルトレーニングを保健福祉センターで開催しています。今回の内容を評価し、継続的な開催に向けて検討していきたいと考えております。

特定健康診査等につきましては、4月に対象となる方へ御案内したところ、5月31日現在、1,243人の方から予約をいただきました。6月7日から12月1日までの期間に、22日間の日程により東伊豆町役場、保健福祉センター、奈良本公民館において集団検診を行いますので、ぜひ御利用ください。

次に、観光関係ですが、令和7年度の当町の入湯客数は66万8,891人で前年対比1.6%、1万964人の減となりました。中国人観光客の減少が、入湯客数減の大きな要因と思われます。観光関係者の皆様にとっても想定外だったと思いますが、町としても様々なまちづくり政策を今後も推進し、さらなる来遊者の増加に尽力していく所存です。

さて、町内にて開催されたイベント関係ですが、細野高原、春の散策会は、入山者数3,031人で、昨年並みの入り込み客数となりました。昨年までの山菜狩りから春の散策会へと名称を変え、すばらしい自然環境や景色、また、癒しの空間を楽しむお客様が多数訪れていました。これからも細野高原みらい協議会が中心となり、観光活用と環境保全、教育など

様々な面で検討をお願いする次第です。

4月17日から19日の3日間で開催されたレインボーディスコクラブは、今年も天候に恵まれ、来場者数延べですと、過去最高の1万1,000人ものお客様が訪れたと聞いております。今年も世界的に知名度のあるアーティストを招くなど、大変魅力のある音楽イベントとして定着しております。

町の宿泊施設を利用していただく方も大変多く、宿泊事業者からも感謝されるイベントとなっています。また、お子様を含め家族連れで参加する方も多く、音楽とともにキャンプを楽しんでいる様子も印象的でした。今後も町民の皆様の御理解の下、継続していくことを願っております。

4月26日には第71回町民ゴルフ大会が108名の参加により開催されました。7大会ぶりに100人を超える大会となり、天候にも恵まれ、皆様気持ちよくプレーされていました。第72回大会は11月15日に開催予定となっているとのことです。町民の皆様、多数の参加により盛り上げてくださればと期待しています。

大川竹ヶ沢公園において開催されましたほたる鑑賞の夕べにつきましては、台風の影響はあったものの、数多くの来訪者でにぎわいました。近年、海外からのお客様が増えてきているとのことです。これまで以上に人気が高まり、注目を集めるイベントとなることを期待しております。

そのほか、キンメマラソンには3,415人と過去最高の方にエントリーいただきました。日本のランニング大会100選に選ばれるなど、全国的な大会になってきたと感じております。また、台湾からは交流のある田中マラソンからの協賛や、新たに台南市からの参加もあり、ますます交流が盛んになっております。大会がさらにグローバルとなり、熱を帯びていく未来が見えるような気がしております。大会をお手伝いいただいた各区の皆様をはじめ多くの方々の協力の下、実現している大会ですので、皆様方に心より感謝申し上げます。

商工関係ですが、継続して実施しておりますリフォーム補助金につきましては、令和7年度も利用が多く、補助額は1,150万円、工事費全体では9,528万1,000円となり、個人のリフォーム需要と町内リフォーム関連事業者への支援ができました。本年度も積極的に活用していただければと望んでおります。

農業関係ですが、引き続き農地の見える化（DX化）の一環として、現在紙ベースで管理されている過去の農地申請情報のデジタル化を進めております。過去50年以上にわたる膨大な情報量ですので、今後も引き続き整備をしてまいります。

こちらは喜ばしい情報ですが、1月30日から2月1日に開催された第74回関東東海花の展覧会において、稲取の山田和司さんがカーネーションの部で最高位である農林水産大臣賞を受賞されました。東伊豆町の花弁は、生産者の努力によって全国的にも好評を得ております。今後も御活躍を期待しております。

水産業についてですが、キンメダイの水揚げが増えてきたと聞いております。黒潮の大蛇行が収まり、今まで釣れなかった漁場で釣れ出したとのこと。この状況が続いていくことを願っております。

ふるさと納税についてですが、令和7年度は約5億5,800万円となり、前年対比では300万円の増となりました。寄附が微増となった原因としては、全国的な物価高騰の影響で米や日用品などを返礼品としている自治体への寄附額が継続していることが挙げられます。あわせて、近隣の市町や静岡県が新たに宿泊返礼品の取扱いを開始したことも背景にあると考えております。

今後も、中東情勢の緊迫化を背景とした原油価格の高騰により、消費者物価の高止まりが懸念されますが、家計にやさしいふるさと納税の需要は継続すると思います。寄附獲得に向けては、リピーターの獲得及び高所得者向けへの発信を強化し、寄附獲得に向けて尽力していきたいと考えております。

次に、建設整備関係ですが、白田川橋の撤去工事につきましては、河川管理者である静岡県と協議した結果、雨の少ない渇水期に施行する必要があるとあり、右岸側と左岸側に分けて工事を進める計画としております。現在の状況ですが、右岸側である白田側の半分について、令和8年1月23日に工事契約を締結し、5月末までにおおむね河川内の作業を終え、6月30日完了予定で工事を進めております。残りの左岸側である片瀬側の半分については、次の渇水期に工事を発注し、年度内に撤去する予定ですので、地域の皆様の御協力をお願いいたします。

地籍調査事業についてですが、賀茂地域1市5町と静岡県で共同実施に関する協定を結び、平成29年度より実施しております。本年度につきましても、洪水浸水想定区域を含む片瀬Ⅲ・Ⅳ地区及び白田Ⅱ・Ⅲ地区の0.21平方キロメートルについて、官民全ての筆界を確認するため業務委託する予定でおります。対象地区の土地所有者の皆様は、境界立会い等での御協力をお願いいたします。

次に、防災関係ですが、4月24日早朝に年度当初の職員動員・情報伝達訓練を実施し、30分以内に参集できる職員数の検証を行いました。対象となる職員134名中、78名の参集を確

認できましたので、今後の計画策定等の参考として活用してまいります。

今月は、土砂災害防止月間となっており、6月7日には土砂災害・全国防災訓練を実施しました。本年度は白田区をモデル地区として、静岡県下田土木事務所の職員による土砂災害防止講習会を実施したほか、各地区で自主防災会役員を中心に防災委員、消防団員、住民による土砂災害危険地域の見回り、危険区域内に居住する住民への啓蒙活動を行いました。

近年、全国各地で大規模な水害、土砂災害が発生しておりますので、崖地、急傾斜地を抱える土砂災害危険地域の住民の皆様におかれましては、引き続き平時から食料品等の備蓄、避難方法、避難経路、避難場所の再確認、大雨が想定される場合は、事前防衛を含めた早期避難行動をお願いいたします。

消防団関係では、4月4日に入団式を行い、本年度は新たに2名の消防団員が加わることでとなりました。3月をもって退団された団員の皆様には、永きにわたり消防団活動を通じ地域貢献に寄与していただきましたことに心からお礼を申し上げますとともに、機能別消防団員への登録をお願いいたします。

消防団員の皆様には、引き続き自然災害等を含むあらゆる災害に備え、訓練等を通じ消防署と消防団の連携が図られ、消防団本部、各分団、消防団員1人1人の技術向上、体制強化に努めていただくようお願いするものであります。町としましては、想定される様々な災害に備え、安心・安全なまちづくりをさらに進め、減災に努めてまいります。

交通安全関係では、4月1日から改正道路交通法により、16歳以上の自転車運転に交通反則通告制度（青切符）が導入され、信号無視やスマホ操作、酒気帯び運転などの違反に反則金が科されるようになり、取締りが強化されました。自転車を利用される皆様には御留意いただくとともに、町民1人1人が自ら交通安全に関する意識を高め、交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣づけ、交通事故防止の徹底を図ることをお願いいたします。

また、4月6日から15日までの10日間、春の全国交通安全運動が実施され、新学期の始まる4月8日には、交通指導員、消防団、PTA等の御協力をいただき、朝の街頭指導が行われました。御参加いただきました関係各位には御礼を申し上げます。

次に、教育関係についてですが、学校関係では、令和7年度に実施しました熱川中学校裏の進入路等測量設計業務が完了し、進入路整備が技術的に可能であることが確認されるとともに、概算の工事費等が算出され、地権者の皆様から前向きな内諾をいただくことができました。これらの経過については、議会全員協議会において説明をさせていただきましたが、本定例会において、次の段階となる詳細設計の予算を計上しておりますので、御審議をお願い

い申し上げます。

町立中学校の先行統合についてですが、去る5月の教育委員会定例会において、諮問内容の承認を得ることができました。これを受け、今月から学校教育環境整備委員会を開催し、専門的な知見や地域の御意見を反映させた答申をいただく運びとなっております。町立中学校の統合を令和11年度、幼小中高一貫的教育校については令和14年度開校を目標とし、現在進めておりますので、御承知おきください。

多世代交流施設よりみち135を活用した不登校児童生徒の居場所づくり事業について、御報告申し上げます。

教育委員会におきましては、現在、学校に登校していない、あるいは登校をためらっている児童生徒が家庭以外の場所で安心して過ごし、社会とのつながりを持つことができる第三の居場所づくりを新たに開始することといたしました。本事業は、旧稲取幼稚園を活用した、よりみち135を会場とし、本年6月から令和9年3月までの毎週水曜日、午前10時から午後3時まで開設するものであります。

こうした取組を通じ、子供たちが一歩外へ踏み出すきっかけを創出するとともに、1人1人に寄り添った支援の充実を図ることで、次世代を担う子供たちの健やかな成長を支えてまいる所存です。

ひがしいず幼稚園におきましては、4月に2名の新入園児を迎え、年少、年中、年長合わせて15名で令和8年度がスタートしました。少人数ではありますが、異年齢児の関わりが多く見られ、夢中になって遊び込める子という目標に向かって、お互いに育ち合う様子が見られています。また、本年度より満3歳児保育の受入れを9月から開始し、保育園留学につきましても実施しているところでございます。

稲取小学校では18名の新入生を迎え、合計125名、熱川小学校では19名の新入生で合計126名、稲取中学校では31名の新入生で合計94名、熱川中学校では21名の新入生で合計67名の児童生徒で令和8年度の教育活動をスタートしました。それぞれの学校において児童生徒1人1人の学力向上と健やかな成長を目指すとともに、学校教育目標達成に向けて日々の教育活動に取り組んでまいります。

5月16日には稲取小学校で、5月30日には熱川小学校で、それぞれ運動会が実施されました。児童たちが協力し合い、力いっぱい競技に臨む姿が見られました。明るい笑顔とともに、一丸となって目標に向かう経験を通じて、仲間意識や達成感を味わうことができたのではないのでしょうか。

社会教育関係では、5月17日に鎌倉散策ウォークを実施しました。30名の申込みがあり、参加者は新緑の季節に自然を満喫しながら健康増進と交流を深める機会となり、鎌倉を思い思いに散策していました。

次に、子供たちの郷土への理解と愛着を深める東伊豆町ふるさと学級は、本年度47名の学級生の申込みがあり、5月9日には開級式と併せて、ひがしいず町歩き（城東編）を行いました。そのほか、文化・生涯学習・スポーツ等の各教室や事業につきましても、順次スタートさせているところです。

これらの事業は、多くの町民の皆様に興味を持って参加していただき、活発な活動をされるよう期待するとともに、皆様の交流が広がり、町の活性化につながることを望んでおりますので、興味のある方はぜひ御参加いただければと思います。

町立図書館では、6月18日から29日までの間、蔵書点検作業のため休館とさせていただきます。町民の皆様には御不便をおかけしますが、御理解をお願いいたします。

次に、水道事業関係ですが、令和7年度の水道事業会計は3月末で出納を閉鎖いたしました。概要といたしましては、収益面では営業用使用水量の増加などにより営業収益が前年対比196万円、0.5%の増収となりました。費用面で、修繕費等の増加等により営業費用が前年対比1,500万円、3.8%の増となり、経営的には厳しい状況ではありますが、110万円の純利益を確保することができました。

3年連続で黒字を確保できておりますが、経常的な経費の増加に加え、今後見込まれる浄水場の建設、施設や管路の老朽化対応なども必要であり、今後も厳しい経営状況が想定されております。将来にわたり水道事業を安定的に継続していくため、令和7年度に経営戦略の見直しを行いました。経営戦略の見直しの結果を踏まえ、本年度は水道料金の改定について検討を行いたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに臨み、あじさいの色が深まる今日この頃、町民の皆様並びに議員各位におかれましては、健康に十分留意され、来るべき夏の観光シーズンが活気にあふれることを祈念いたしまして、行政諸般の報告とさせていただきます。

○議長（栗原京子君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時11分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◎日程第5 一般質問

○議長（栗原京子君） 日程第5 一般質問を行います。

持ち時間は質問・答弁を含め60分以内で、本定例会は一問一答方式により行います。

また、町長の反問権については、議長の許可の下、行使することが可能です。

なお、反問権行使に要する時間は持ち時間60分に含めませんので、御了承ください。

◇ 楠 山 節 雄 君

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員の第1問、町長の政治姿勢についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 皆さん、おはようございます。

今回も町長に対して3問、通告をしてありますので、答弁のほうよろしく願いいたします。

第1問、町長の政治姿勢について。

今回の東伊豆町長選挙では、28年ぶりの三つどもえ戦となりましたが、以下について伺いをいたします。

1点目、注目度の高い選挙であったにもかかわらず、投票率は前回選挙を6.5ポイント下回り、過去最低となりました。この結果についてはどのようにお考えですか。

2点目、継続か変革かを問われた選挙であったと思いますが、一定数を確保したことは信任されたとの認識ですか。

3点目、ここ2年続けて管理職を含む多くの職員が退職したことについて、その原因をどのように分析し、組織運営上の課題をどう改善していくお考えですか。

4点目、住民の中には、町長がどのような人物か分からないとの声を聞きますが、このこ

とについてのお考えをお願いをいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 楠山議員、町長の政治姿勢についてということで、まず4問、御質問いただきましたので、順次、御答弁を申し上げます。

まず、1つ目ですけれども、注目度の高い選挙であったけれども、投票率が下がったということに対しての御質問をいただきました。

今回の町長選挙は、28年ぶりの三つどもえによる選挙戦となり町内外からも注目を集め、そのような選挙であったというふうに、まずは認識をしております。その結果、多くの町民の皆さんから御支持をいただき、引き続き町政運営を担わせていただくことになりました。

この結果につきましては、これまでの町政運営や各種施策に対して一定の御評価、そして御信任をいただいたというふうにも受け取っております。一方で、御指摘のとおり投票率は54.75%となり、前回選挙を6.5ポイント下回る過去最低の結果となりました。このことにつきましては、地方自治の根幹に関わる重要な課題として重く受け止めております。

今回の選挙では、現職、新人を含め、それぞれが主張を展開いたしました。結果として、町の将来像や政策の方向性を比較する議論は必ずしも十分に深まったとは言えない場面もあったのではないかと感じております。そのことが有権者の皆様にとって選択の判断材料を得にくくし、投票行動に影響した可能性もあるのではないかと考えております。

また、投票率の低下につきましては本町だけの問題ではなく、全国的にも国政選挙や地方選挙を問わず低投票率が課題となっております。人口減少や若年層の流出、ライフスタイルの多様化に加え、誰がやっても変わらないのではないかと政治への諦めや無関心、あるいは現状に対する一定の安心感や満足感など、様々な要因が複合的に影響しているのではないかと考えております。

一方で、今回の選挙結果からは、町民の皆様が現時点において大きな方向転換よりも、これまで進めてきたまちづくりの継続と安定を選択された側面もあったものとも受け止めております。

ただ、しかしながらそれは投票率低下を軽視してよい理由にはならないというふうに思っております。選挙は民主主義の根幹であり、投票率の低下は町民参加の低下にもつながりか

ねない課題であります。今回の結果を真摯に受け止め、2期目の町政運営におきましては、これまで以上に開かれた町政を推進してまいります。広報紙やSNS等による情報発信の充実はもとより、町民の皆様と直接対話する機会を積極的に設け、政策形成への参画機会の拡充にも取り組んでまいります。

町民の皆様には町政をより身近に感じていただき、一人でも多くの方が町の将来を自らのこととして考え、参加していただけるような町政運営に努めることが、今回の選挙結果から私に課せられた責任であるというふうにも考えております。

続きまして、2問目にあります継続か変革かの選択という、そのような御趣旨の質問をいただきました。

今回の選挙につきましては、単純に継続か変革かという二者択一で捉えるべきものではないと考えております。私自身、この4年間、人口減少や少子高齢化といった厳しい時代環境の中で、従来の延長線上ではなく行政改革や財政改革をはじめ、新たな発想と手法を取り入れながら町政運営に取り組んでまいりました。そうした意味では、私が進めてきた町政そのものが東伊豆町の未来に向けた改革への挑戦であったと認識をしております。

今回の選挙において、私に2,779票という多くの御支持をいただいたことは、その改革の方向性と、今後も歩みを止めることなく町の課題解決に取り組んでほしいという期待を込めた御信任であったと受け止めております。

また、三つどもえの選挙戦の中で過半数の得票をいただいたことは、町民の皆様が、これまで進めてきた改革の流れを継続して、さらに前へ進めることを選択された結果の一つであるとも受け止めております。

一方で、新人候補お二人に投じられた票も合わせれば2,300票を超える民意が示されており、その声についても決して軽視をしてはならないと思っております。過半数の御支持をいただいたからといって、私の考えや施策の全てが無条件に認められたとは考えておりません。今回いただいた信任は、これまでの取組に対する評価であると同時に、今後の町政運営に対する期待と責任を託されたものであると認識しております。

したがって、2期目の町政運営に当たりましては、私を支持していただいた方々はもちろん、ほかの候補者を支持された方々、さらには投票に参加されなかった方々の声にも真摯に耳を傾けながら、改革の歩みを着実に前へ進めてまいりたいと考えております。いただく信任を原動力としながらも、常に謙虚な姿勢を忘れることなく、丁寧な対話と合意形成を重ね、全ての町民の皆様のための町政運営に全力で取り組んでまいります。

3問目であります。職員が退職をする傾向があるということについての御質問をいただきました。

ここ2年続けて、管理職を含む多くの職員が退職したことにつきましては、町政を執行する実務部隊である職員、とりわけ行政経験の抱負な管理職や将来を担う若手職員の離職という点から、組織の安定的な運営はもとより、住民サービスの維持・向上という観点からも大変重要な課題であると認識をしております。

まず、原因の分析についてであります。退職の要因は1つではなく、複数の要因が重なっているものと考えております。本町の職員構成には、バブル期前後に採用された世代が厚い一方で、中堅、若年層が比較的少ない、いわゆる逆三角形の年齢構成という構造的な課題がございます。

また、本町には58歳前後を節目として退職する慣行があることに加え、一定の要件を満たした場合に退職手当の加算措置が受けられる早期退職者募集制度もあることから、こうした制度が退職を後押しする要因の一つになっている可能性もあるのではないかと考えております。これらの要因が重なり、近年の退職者数に影響を与えているものと分析しており、この傾向は今後数年間、一定程度続くものと見込んでおります。

また、自己都合による中途退職につきましては、退職届上は一身上の都合とされることがほとんどでございます。個別の聞き取りなどから様々な背景も見えてきているので、そこを一旦御紹介いたします。

ベテラン職員や管理職層においては、多様化、高度化する住民ニーズへの対応による業務負担の増加や、定年後を見据えたライフプランの見直しなどが挙げられます。一方、若手職員においては、民間企業を含む他業種への転職、キャリア形成に対する考え方の変化、職場環境や人間関係、家庭の事情など、その理由は多岐にわたっております。

近年は、労働市場の流動化や職業観の多様化が進み、1つの組織で定年まで勤め上げることが必ずしも当たり前ではない時代となっております。そのような社会環境の変化も背景にあるものと認識しております。

しかしながら、原因が多様であるからといって、組織として手をこまねいているわけではございません。私は、これからの自治体組織には、従来の年齢や在職年数を重視した人事運用だけでなく、能力や意欲、適正をより重視した柔軟な人材活用が必要であると考えております。そのため、役職定年を迎えた職員であっても、引き続き能力や経験を十分に発揮できる場合には、その知識や実績を組織運営や後進育成、政策立案などに生かしていただくこと

が重要であると考えております。

また、若手職員についても年齢や経験年数にとらわれることなく、能力と意欲ある職員には積極的に責任ある業務やプロジェクトを担っていただき、将来の管理職候補として育成していく必要があると考えております。

さらに、一度ついた役職に固定されるのではなく、そのときどきの組織課題や本人の適正、能力が最も発揮できる役割を見極めながら、柔軟な配置や登用を行うことで、組織全体の活性化と行政サービスの向上につなげてまいりたいと考えております。こうした人材活用を進めることにより、職員1人1人がやりがいと成長を実感できる組織づくりに取り組んでまいります。

また、職員が仕事に誇りを持てるよう、例えば、ふるさと納税寄附額の増加や新たなコミュニティ拠点であるよりみち135のような取組など、職員自ら創意工夫が成果として形になる成功体験を積み重ねることで、生きがいやモチベーションの向上にも努めていきたいと考えております。

さらに、人材確保につきましては、従来の定期採用に加え、機動的な通年採用を導入しており、その結果として、本年6月1日付でも新たに3名の職員を採用したところでございます。今後もAIなどのデジタル技術を活用した業務効率化を進めるとともに、職員と対話を重ねながら風通しのよい職場環境づくり、人材育成、積極的な人材確保を一体的に進め、職員1人1人がやりがいを持って働きつづけられる組織づくりと、持続可能な行政運営の実現に全力で取り組んでまいります。

そして、4つ目の質問でございます。

住民の中には、町長がどのような人物かよく分からないという声があるという話でございます。町民の皆様には、リーダーである町民が何を考え、どのようなビジョンを持って町政運営に当たっているのかを御理解いただくことは、信頼に基づく町政運営の根幹であると考えております。その意味において、町長がどのような人物か分からないというお声があることににつきましては、真摯に受け止めなければならないと考えております。

私は、1期目の就任以来、町民の皆様と対話と周知を町政運営の重要な柱の一つとして取り組んでまいりました。具体的には、広報紙を活用した町政報告や、私自身の考えや思いをお伝えする町長コラムの掲載を継続してまいりました。

また、「町長と語ろう、まちづくりの会」を各地域で開催するとともに、各種団体の会合や地域の集会、伝統行事などにも積極的に参加し、できる限り多くの町民の皆様と直接お話

をする機会も持つように努めてまいりました。しかしながら、今回そのようなお声があるということは、これまでの取組が十分に行き届いていなかった面もあったものと受け止めております。また、コロナ禍による対面交流の制約の影響も少なからずあったのかなという気もしております。

現在、本町には人口減少対策、防災対策、地域経済の活性化をはじめ、多くの重要課題が山積をしております。その対応に、日々全力で取り組んでおりますが、私は目の前の課題解決から決して逃げることなく、一つ一つ着実に前へ進めていくことこそが町長として最大の責務であるとも考えております。

一方で、公務の合間には地域行事や日常生活の中で町民の皆様からお声がけをいただく機会も増えております。また、子供たちの交流を通じて、元気や刺激をいただくことも多く、少しずつではありますが顔の見える関係が広がっていることを実感しております。

2期目のスタートに当たり、これまで以上に情報発信の充実と対話の機会の拡充に努めてまいります。デジタルツールの活用はもとより、地域に足を運び、町民の皆様と直接向き合う機会を大切にしながら、町の考えや町政への情熱をしっかりとお伝えしてまいりたいと考えております。

私がどのような人物かは、最終的に言葉ではなく町民の皆様のために何を成し遂げたかで判断していただくものだと思っております。今後も結果で信頼にお応えできるよう全力を尽くしてまいります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

三つどもえ戦で、本当に私も住民の関心は本当高かったなというふうに自分では認識をしていたんですけれども、結果として投票率、前回よりも下がって過去最低だというふうな状況だったです。

そこに原理が働かなかったみたいなことは町長のほうからもお話がありましたけれども、町長の答弁の中には触れられていなかったんですけれども、投票率を上げる行動というのは幾つかあると思うんですけれども、その辺はどうでしょう。具体的にこういうものもちょっと取組をしていきたいよというものがありますかどうか、どうでしょう。その考え方があったらお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） たしか青年会議所が企画をして公開討論会というお話を、そういう場を設けていただいたという記憶をしておりますけれども、政策論争をしっかりとするという
ことも、その一つの手段かなというふうには思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 今、町長の口から出たんですけれども、私は下田J Cが開催をした公開討論会、参加をするつもりでいたんですけれども、結構時間ぎりぎりになっちゃったんですよね、あの開始の、行ったのが。多分もしかしたら、すみません、もう満杯で入れませんというお断りをされるという、そういう心配をして行ったんですけれども、行ってみたら本当にがらがらで、この辺がやっぱり政治に関心がないのかなというふうな思いをしました。

この辺の政治に関心のない者の対策だとか、そのほかにも投票率を上げるために何かやっぱり行動していかなきゃなんないんじゃないかなと思うんですけれども、町長、その辺はどうなんでしょう。何か行動を起こすとかという、行動というか、何かこういう取組をしていきたいよというものというのは何かありますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分、全国的に投票率低下というのは問題になっているのかな。先ほど答弁の中でもお話ししましたけれども、民主主義の根幹であるということでもあります。ただ、平和が続くと、それがあまりにも当たり前になってきて、それが担保されている重要性というのは、なかなか気づきにくくなるという側面もあるのかもしれない。

具体的な行動として、政治家としてやれることは、やはり自分の考えていることをなるべく発信をするとか、それを、しかも分かりやすくお伝えをするということなのかなというふうに思っております。当然、議員の先生方の集合体である議会としても、いろいろな取組を連携してやっていただけると大変ありがたいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後に、ちょっとお伺いをします。

高齢者の方たちは、なかなか投票場に行きにくいよとかという、そういうことから、1番議員が過去にも一般質問の中で質問をしている、それから5番議員の議会だよりの編集後記の中でも、こうしたことが指摘をされているんですけども、期日前の移動投票だとかという投票場の設置だとか、そういうものをしていくという、少しでもやっぱり投票率を上げる行動、そういうものをするというお考え方を最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

投票率を上げるお話として、高齢者の皆様方がなかなか移動する手段がないのでというお話は以前からもお話しいただいているということなので、重要な視点だと思っております。

通告で、ちょっとお話しいただいていたので、明確なお答えがなかなかできないところはあるんですけども、何が問題で、そして、どうすればできるかというところを少し検討させていただければと思います。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 2点目になりますけれども、町長、継続か変革かというのは町長をそのまままたお願いをするのか、それとも新しい人にしたほうがいいのかということから、継続と変革というふうな言い方をしてしまったんですけども、町長に聞きたいんですけども、どのような町長でありたいと思いますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 非常に大事な質問なんですけれども、答えるのに難しい質問であるなと思っているんですけども、率直な話、当然、町民から信頼されるということは大事だと思いますが、それだけでは駄目で、やはり様々な課題を抱えている東伊豆町において、町民の幸福を実現するためにその課題を解決できる存在でありたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） ありがとうございます。

町長の口からも、先ほどお話があったように、2,300を超える他候補の票があるわけです。

よね。それは謙虚に真摯に受け止めるというお話だったんですけれども、これらをやっぱり批判票を少なくしていく、その取組というのは町民に寄り添うだとかということ、あるいは職員に寄り添うだとかということをしつかりとやっていかないと、この辺がなかなか批判票がそのまま反町長というふうな形で動いてしまうんじゃないかなというふうに思いますので、その辺、最後にちょっとお聞きをしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

批判票とか、その反対、応援してくれた票というのを、特にあまり意識し過ぎるのはどうかなとちょっと思っていてまして、今、少なくとも4年間、2期目を担わせていただくということが決まっていますので、その中で、どなたに対しても最善を尽くしていくという姿勢でやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 3点目に移ります。

職員の大量退職が2年続けて起きて、それぞれの職員の持っている環境というのは違って、それぞれ事情があつてのことだと思うんですけれども、でも、やっぱり町民も含めて、私なんかもそうなんですけれども、過去にはこういう状況というのはなかったわけなんですよ。この2年続けてこうした状況が続いているということで、その辺は町長はいろいろ説明を先ほどしていただいたんですけれども、何かその問題的なものというのは町長に起因をしているというふうな考え方というのはないんですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、これまでなかったというのは、当然、人口動態が今まではそういう状況じゃなかったということが一つの要因かなと思っています。

私に起因をしているというのは、広く言えば、例えば、先ほどお話ししているとおり、目の前にある課題をそのまま見過ごしにしないで、ある程度、全部受け止めて対応を図っているということもあつて、当然、今までやっていなかったことを仕事としてやっているところがあるので仕事量は増えているのかもしれませんが。あえて言うなら、そういうところなのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

(3番 楠山節雄君登壇)

○3番(楠山節雄君) 町長、よく職員と伴走的な感じで事業推進をしたいよというお話、よく聞くんですけども、町長、当選後の支援者の前で、実績と結果を出すというお話をしていますよね。これは新聞記事に載っていたことなんですけれども、私はそこにいたわけじゃないんですけども、そういう話をされているということは、やっぱり今、町長言われたように、職員に過度のプレッシャーになっているんじゃないかなというふうに思うんですよ。

町長は本当に期待をされて、課題もいっぱいあって、それらを1つ1つをなるべく早く解決をしていきたいという思いがある。これはもう人間として当然のことだとは思いうんですけども、その辺が課題になっていないですかね。

○議長(栗原京子君) 町長。

○町長(岩井茂樹君) 鶏が先か卵が先かみたいな議論にちょっとなっちゃっているのかなと思うんですけども、この町が課題が何もなければ普通に今までどおりでよかったのかもしれませんが、いろいろな時代、一番大きな影響というのが、インパクトが人口動態が変わってきていて、あと数十年後には、うちの町はほぼ半分の人口になるということが大体予測されていると。実際、そのとおり人口が減ってきているということ。

あと、昨日あたりも津波の注意報が出ましたけれども、フィリピン沖の地震に伴うということでありましたけれども、大きな地震災害を含め豪雨災害もこのところ頻発化、激甚化している、地震のリスクが上がってきているというような様々な課題が今までとは全く違うトレンドに入ってきているということに対して、やはり今までどおりではいけないというところがあるかと思います。

私自身は、防災のある程度専門家でもありましたし、国政という経験もさせていただいてる中で、様々な人間関係と施策を通して何とかそれに対応していくというふうに考えているということなので、だからといってスピード感、フルスロットルで行けないかという、その面も確かにあると思います。

車の運転と似ているかなと最近思っていて、1期目の4年間はとにかく目の前の課題がたくさん見えたので、それに対して真面目にというか、棚上げすることなく全ての課題になるべく、少しは取り組んできたということがございます。ただ、車の運転もそうなんですけれども、アクセルとブレーキというものが車にはありまして、そこにハンドルがついていてということで、その辺の踏み分けをうまくいきながら、つまりストレートで真っすぐな道だったら、アクセルべた踏みでいいと思うんですけども、人生というか、世の中はそうい

うわけではなくて曲がりくねった道であるとするならば、あるときはアクセルを踏んで、あるときはブレーキを踏んでという、そういうコントロールも必要なのかなというふうに最近感じているところでございます。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 最後に3点目、最後にちょっと確認をさせていただいてですけれども、先ほど議長が新しく替わられた管理職の方の紹介をしたじゃないですか。もう、ほとんどがそうなんです。やっぱり大量退職に伴って、そういうふうな状況が生まれてくる。新しく課長さんになられた方は、そのまま同じような課で継続をして上に上がるといふ職員もいると思うんですけれども、やっぱり一からそこを覚えなければならぬということで大変なことだなというふうに思っています。

議長からも当初の案内の中で、総務経済常任委員会がやっぱりこの人事のことで心配をして、アンケートだとか聞き取り調査を行うということです。議会としてもこのことに対してはやっぱり看過できない状況だなということの中で、そうした行動が起きていると思うんですけれども、町長、第三者の検証みたいなものというものは考えていないんですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、問題意識として、今、職員の管理職が大幅に替わったというお話がありましたけれども、たとえ今回職員、管理職級の方が何人か辞められましたけれども、その方々が辞められなかったとしても、先ほどお話ししたとおり逆三角形の中で、この層が必ずどこかのタイミングで一斉に辞められるところが必ず来ます。

しかも、その年数というのがそんなに先の話ではないということで、そういうことを考えると必然的なところもあるのかなと思います。言い方を換えると、それこそ一度に全部辞められてしまうと本当に困るので、少しずつではありますけれども、管理職の方が入れ替わっているという状況は、確かにそれが好ましいとは思いませんけれども、この中で新しい管理職、有能な管理職の方も育ってきているという中で、その中でかじ取りをやることが重要かなと思っています。

第三者的な話という話がありましたけれども、今そういう話が、具体的な話が何も出ていないので、そういう話をする段階ではないのかなと個人的には思っております。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 時間もちょっと押していますので、4点目ですけれども、住民の中には町長がどんな人物かというお話なんですけれども、町長はスタートした時点から、やっぱり町が観光の町であるということで、観光を中心として産業団体の人たち、あるいはそういう会員も含めて積極的に参加をされて、意思疎通も含めて図られてきたと思うんですけれども、住民の中に入っていくという、その部分はそうした産業団体の人たちと比べるとやっぱり弱かったのかなというふうに思いますので、ぜひ地域行事も含めて、町長、参加をしていくよというお話だったですけれども、国・県も含めてから飛び回っている町長ですけれども、忙しいでしょうけれども、ぜひ、そうしたことの姿勢をはっきりと見せると、やっぱり町長がどんな人物かというのが分かると思いますので、ぜひ町民に寄り添う、それから職員に寄り添うという姿勢、そこをぜひ大事に行っていただきたいと思います。最後にその確認だけお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 当然、町民にも職員にもしっかりと寄り添っていきたいというふうに思っております。

観光関係のイベントは当然、観光の町なのでやっているということで、結構出ているとは思いますが、ただ、確かに御指摘のとおり町民の、より地元的な話で、そういうところじゃないところについては、なかなかそういう機会が私もよく分かっていなかったということがございます。

ちなみに、今月か来月だと思いますけれども、たしか御高齢の皆様方の団体から面会の申込みがございましたので、快く受入れさせていただいて、意見交換はさせていただこうかなと思います。

仕事とそういうような時間をどうバランスを取っていくかというのも、とても大事な話です。かなり忙しいのは間違いありません。ただ、その中でうまくそういうのを当てはめていくということも努力していこうかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、物価高騰対策給付金についてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 第2問、物価高騰対策給付金について。

今回、75歳以上の後期高齢者を対象に物価高騰対策給付金の支給申請手続が開始されまし

た。物価高騰の影響を受けている対象者にとって大変ありがたい事業ではありますが、以下について伺いをいたします。

1 点目、申請業務を町外民間事業者へ委託した理由をお伺いいたします。

2 点目として、高齢者が安心して手続できる体制、役場直営の可能性や会計年度任用職員活用、商工会を含めた町内事業者活用など、高齢者に寄り添った方法にすべきではなかったのでしょうか。

よろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第2問の答弁を申し上げます。

物価高騰対策について、先般、議会でも御了解いただいて進めさせていただいた物価高騰対策についての御質問を2問いただきました。

最初に、申請業務を、これは初めてだと思うんですけれども、町外の民間事業者に委託をしたということでございます。基本ラインとしては、やはり全国的にもそうだと思うんですけれども、役場職員の数が少なくなっているところはあるのか、少なくなっているのと同時に、やらなければいけない仕事、先ほどお話ししたとおり災害関係が激甚化、頻発化をしている、修理も何か増えてきている、あと、世界情勢もいろんな話がある。それに伴って国からいろんな補助金対応というところを受けなければいけない、少子化なんだけれども、高齢化によって高齢者の皆様の日々の安心・安全を守るための仕事も増えているという中で、どうやっていくかということ、あとはタイミングもあると思います。

1 年を通して比較的業務が重なっていない時期というのは、ある程度できるかもしれませんが、例えば年度末とかそういう、議員も職員をされていたということもあるので御理解いただけたと思いますけれども、そういうタイミング的な問題も多分あるのかなというふうに個人的には思っておりますけれども、まずはそんなこともちょっと思いながら御答弁を申し上げたいと思います。

まず、本事業は物価高騰に直面する75歳以上の高齢者の方々に対して、一刻も早く支援をお届けする必要があるという緊急性の高い事業であったと。たしかプレミアム商品券との絡みもちょっとあったりして、それは多分、担当課のほうですごく高齢者の皆様方に対する効果を最大限にしたいなという思いもあると思うんですけれども、多分そういうことも重なっ

ている。

一方で、プレミアム商品券の事務的なこともやりながら、一方で高齢者の直接的な給付という話もあったのは事実でございます。支給に当たっては、対象者への案内送付とか、申請書の受付、厳格な書類審査、データ入力、さらには問合せに対するコールセンターの設置など、短期間に膨大かつ集中的な事務処理が発生をいたします。まさにそういう状況であったということでもあります。

これらを全て役場職員で対応する場合は、通常業務を大幅に圧迫をしまして、ほかの町民サービスに遅滞が、遅れてしまうような状況が生じる懸念があるという、そういう相談も担当課から実は直接受けております。そこで、大量の事務処理やコールセンター運営において豊富なノウハウと専門体制を有する民間事業者へ委託するということを決めました。

かねてから、これだけではないんですけれども、行政の運営をやるためには、全国的な話なんですけれども、ある程度民間の活力を利用する、活用する、民間との連携をしていくという方向性は、多分間違いないと思っております、その一環であるとも感じております。

ちなみに、その業者の選定に当たりましては、大切な個人情報をも万全の体制で扱うため、個人情報の適切な保護措置を講じている証であるプライバシーマークというものがございまして、それを取得した信頼のおける安全な事業者を選定させていただきました。これにより、強固なセキュリティ管理の下で、給付事務の迅速化と正確性の確保及び町内リソースの最適化の両立をしていくという判断をしたものでございます。

続きまして、その手続できる体制を役場の直営、本当にできなかったのかという話と、あとは、会計年度さんを活用できなかったか、もしくは商工会はどうなのかというお話ですが、御指摘のとおり高齢者の皆様が安心して手続を行える体制づくりや、地元の事業者、人材を活用して地域経済に還元していく視点は大変重要であると思っております。考えております。

しかしながら、本業務を役場の直営で実施、あるいは一から会計年度任用職員を募集して体制を構築する場合、事務処理体制の確立までに多大な時間を要してしまう。限られた時間で、なかなかやっぱタイトで難しかったということだと思います。結果として、給付の開始が大幅に遅れてしまう懸念がありました。

また、通常業務を抱える限られた職員数の中では、急増する窓口や電話対応によって、ほかの住民サービスに影響を及ぼすおそれも考慮しなければなりません。一方で、高齢者に寄り添うという点におきましては、委託先事業者に対して丁寧な電話対応や分かりやす

い案内書の作成を徹底させるほか、役場窓口での対面による申請サポート体制などを町としても維持し、手続に不安を感じる方に寄り添った対応に努めているところでございます。

今回の給付金においては、スピードと確実性を最優先とし、外部の専門力を活用する決断をいたしました。議員御提案の地元の商工会や町内事業者活用といった視点は、今後の事業設計において積極的に検討すべきアプローチなのかもしれません。しかしながら、町内事業者に今回の給付金業務のような短期間で集中的に大量の事務処理をする専門の体制やマンパワーを急遽確保していただくことは、キャパシティの面からも実質的に不可能であるというふうにも判断をいたしました。

また、本業務では秘匿性の高い個人情報を取り扱います。この膨大な個人情報を安全に管理するための専用システムの開発やセキュリティー基準を満たしたワークスペース、さらには専用のコールセンター回線を即座に整備、運用していただくことは、コストや技術的な観点からも非常に困難であると思われます。プレミアム商品券を扱うのと今回の給付金というのは、全く質が違うということも言えるのかもしれません。

以上のことから、今回は迅速性と情報セキュリティーを確実に担保できる実績のある専門業者へ委託することが現実的な選択肢であったと考えております。今後とも事業の緊急性や専門性を見極めつつ、住民の皆様が最も安心できる最適な業務手法を模索していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） プライバシーマークのことも調べさせてもらったんだけど、そこでは言っているからと万全ではないというふうには書かれていますよね。現実的に、それとはちょっと違うんですけども、町からの情報配信メールからコールセンターでシステムトラブルが発生をしたとかという事案もやっぱり発生をしているわけですから、一番は高齢者が本当に間違わないで申請書類を業者のほうに送付をすればいいんですよ。間違ったときにどうするのとか、あるいは、まだ申請をしていないよねというやつを、していない人たち、それらの把握も含めて、やっぱり近くからその辺はやったほうが高齢者にとって安心じゃないかなと思いました。

私も受給をした一人なんですけれども、この通知をもらって、裏面を見て、同意事項というやつがあるんですよね。令和8年6月30日まで返信がない場合及び返送した書類に不備が

あり東伊豆町が定める期限まで必要な補正が行われない場合は、本給付の支給を辞退したものとみなすと、全くこれは本当に高齢者に寄り添っていないやり方だなというふうに私は思いました。

今回はこういう形からスタートしたでしょうけれども、もう少し高齢者に寄り添うような姿勢を今後、持ち続けていただきたいなと思います。

最後に町長のほうから御答弁ください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

確かに今のお話を伺うと、もう少し言い方があるのかなという気はちょっとしめます。ただ、一方で、先ほどお話ししたとおり、行政とのマンパワー的な話もあるし、あとはタイミング的な話もあるということ、一方でその当該事業者さん、委託した事業者さんというのは、ほかの自治体にも10件近く、もっとかもしれません、実績がしっかりあるということもあります。なので、全く実績がないわけではないということも踏まえて、この事業者を選ばせていただいたという経緯がございます。

ただ、今のお話も踏まえて、より丁寧な、例えば提出するときにいきなり郵送で先方に送るのも不安だという気は私もするので、これは今後、検討の中で考えられることだと思いますけれども、一旦、窓口でその受付だけはするとかというやり方、それから行政から一括して送るとか、何かいろいろなやり方があるかもしれませんので、そのあたりは担当課とも相談しながら、より御負担のないようなやり方というのを考えていければというふうに思います。

○議長（栗原京子君） 次に、第3問、ゴミステーションについてを許します。

3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 時間があまりありません。

第3問、ゴミステーションについて。

町内のゴミステーションには犬や猫なども含め、鳥獣害対策として、おりを設置しています。場所により撤去して防鳥獣ネット等で対策をしている場所もあります。そうしたところでは管理負担や被害防止効果に課題があり、そこで以下についてお伺いをいたします。

1点目、地域住民からのおりの再設置の要望状況は。

2点目、地域住民から、衛生環境維持と負担軽減のため、以前設置されていた、おり型設

備の再設置を希望する声がある。どのように対応を図っていきますか。よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 第3問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第3問、ゴミステーションについての御質問をいただきました。

ゴミステーションの問題は、かねてからいろいろなところで話題にもなっておりまして、大変重要な話かなと思っています。今後の将来像も少し行政としてもしっかり考えていかなければいけないのかなと思っています。

そのことも踏まえながら、まず1問目でありますけれども、ゴミステーションにおける、ここでは「檻」と書いてありますけれども、「籠」ですよね。籠の再設置の要望状況というお話をいただきました。まず、本町のゴミステーションにおける籠設置、ここでは籠というふうに言わせていただきますけれども、籠設置の経緯についてお答えをいたします。

平成14年度までは、町内の多くのゴミステーションに籠が設置されておりました。しかし、収集日前からごみを出すということがちょっと散見をされたということ、そして籠が常設のごみ箱のように、つまり分別をしないで、多分そういう状況になったのではないかなと思いますが、そういうように利用されること等で排出ルールが守れないごみの持込みや悪臭の発生など衛生環境の悪化が見られるようになり、大きな問題になったという経緯がございます。

このため、町では平成14年度に住民説明会を開催し、籠撤去を基本方針として御理解をお願いをし、原則として撤去することとしたということでございます。一方で、一部の地域からは、地域で責任を持って管理するとの申出があったことから、近隣住民による適切な管理を前提として籠を継続して設置した箇所もあると伺っております。

次に、現在の再設置要望の状況についてであります。担当課に対して現時点で正式な再設置要望は提出をされていないというふうに聞いております。ただし、議員の皆様を通じて地域住民の皆様からゴミステーションの管理負担や利便性に関する御意見、御相談をいただいているということは承知をしております。

町といたしましても、そのようなお声に真摯に耳を傾けながら、住民負担の軽減と良好な衛生環境の維持、この両立、バランスを考えなければいけないと思うんですけれども、今後、検討していきたいというふうに思っております。

そして、2問目であります。再設置について具体的にどう考えるかというお話でありま

す。

町といたしましては、集積所の衛生環境を維持するとともに、カラスネットの設置や片づけを担う住民の皆様の負担を軽減してほしいという御要望に対して、十分認識はしております。

一方で、籠型のごみ集積設備につきましては過去にも町内各地へ設置していた時期がありました。先ほどお話しさせていただいたように、収集日以外にもごみが持ち込まれるなど、常設のごみ箱のように利用されるケースが増加をしたということもあって、また、分別ルールが守られないごみの排出も見受けられ、結果的に衛生環境の悪化を招いたということから撤去に至った、先ほどのお話、全く同じなんですけれども、このような経緯を踏まえ、現時点では籠型の設備を直ちに設置するかどうかというのは、当然決めていることではございません。

再設置については、どのような課題があるのか慎重な検討が必要だと思っています。これまでの経緯もあるということなので。まず、設置や維持管理に費用がかかることに加え、収集日前のごみ出しが増えることで、集積場周辺の衛生環境の悪化につながる懸念もございます。また、誰でも前にごみを投げ込める環境は、町が目指している資源循環型社会の実現に向けた分別の徹底や、リサイクルの推進に影響を及ぼす可能性もあるかと思います。

その一方で、高齢化によりネット管理の負担が大きくなっていることや、外国人住民の増加に伴い、ごみ出しルールの周知がこれまで以上に重要になっていることなど、当時にはなかった新たな課題も生じているというふうにも認識をしております。

そのため、町としては設置するか、しないかという単純な議論ではなくて、住民負担の軽減と衛生環境の維持を両立するための方策を、総合的に検討しなければいけないというふうに思っております。

具体的には、生ごみの減量対策として、黒土の微生物を活用した生ごみの処理機キエーロですね。あと、コンポスト、これは町の補助金も出ているかと思いますが、その普及を進めたり、生ごみそのものを減らす、そんな取組も併せて今後は考えていく必要があるのかもしれない。集積場に排出される生ごみが例えば減ることで、衛生環境の改善に加えてカラスなどの鳥獣被害の軽減も期待できるのではないかと考えております。

また、現在も区からの要望に対して実施している防鳥獣ネットの配布を継続し、集積場の適切な管理を支援していきたいというふうに考えております。さらに、多言語対応を含めたごみ出しルールの周知を強化し、誰もが分かりやすく適切に利用できる環境づくりに取り組

んでいきます。

重要なのは、住民の皆様の管理負担を軽減しながら、衛生的で適切なごみ収集環境を維持することであると考えております。今後も、ほかの自治体の先進事例などを参考にしながら、住民負担の軽減と資源循環の推進を両立できる本町にふさわしいステーションの在り方について検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

（3番 楠山節雄君登壇）

○3番（楠山節雄君） 過去には、本当にごみ置場もひどい状況のときがあったんですけども、今も近隣を含めて、自分たちのところなんかもそうなんですけれども、皆さん意識がやっぱりしっかりとしてきて、結構きれいに管理をしながらそこを使っているというような状況ですので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。

これで終わります。

○議長（栗原京子君） 以上で、楠山議員の一般質問を終結します。

この際、11時25分まで休憩とします。

休憩 午前11時08分

再開 午前11時25分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 笠井政明君

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員より一般質問で掲示板の使用の申出がありますので、これを許可します。

5番、笠井議員の第1問、地域猫の取組についてを許します。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 皆さん、こんにちは。

私は今回2問、ちょっと質問させていただきます。

さっそくですけれども、1問目、地域猫の取組についてをお伺いをさせていただきます。

飼い主のいない猫、いわゆる野良猫の増加が住民の生活環境に影響を与えており、ふん尿被害、鳴き声、ごみの散乱など近隣トラブルの原因となっています。

一方で、全国の自治体では、不妊去勢を行い地域で適切に管理する地域猫活動が進められており、環境対策や住民のトラブルの抑制につなげている事例もございます。そこで、町における現状認識と今後の対応についてをお伺いいたします。

1点目、飼い主のいない猫に関する相談・苦情件数及び内容について、どの程度把握しているでしょうか。

2点目、猫の不妊去勢手術費補助金制度の利用実績はどの程度か。また、当町でこのような活動をしている団体、個人はどの程度いるか教えてください。

3つ目、猫の不妊去勢手術費補助金制度の拡充と公益財団法人どうぶつ基金の、さくらねこ無料不妊手術事業（行政枠）への登録検討を提案しますが、町の考えはどうでしょうか。

4点目、地域猫活動を支援する補助制度、餌場とかトイレ等の設置費用の創設、あとはTNR活動のルール、要綱の整備、検討をする考えはあるか。

4点お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員の質問にお答えをいたします。

まず、最初ですけれども、地域猫の取組についてということで御質問いただきました。

1問目でありますけれども、実際の状況、苦情件数等についてということでございますが、相談、苦情件数は年間でおおむね20件程度となっております。

内容については、遺棄防止や捨てないでほしいといった看板設置の要望、不妊去勢手術費補助金に関する相談、ふん尿被害、鳴き声、ごみ散乱など生活環境への影響、ルールを守らない餌やりを行う住民への苦情など多岐にわたっております。

また、必要に応じて、県担当職員と同行し、現地で指導や助言を行うなど、住民の皆様の安心につながる対応に努めているところでございます。

そして、2番目の質問で、不妊去勢手術補助金制度の利用実態について御質問いただきま

した。

本制度は、飼い主のいない猫の増加を抑制し、地域の生活環境の改善と動物の適正管理を図るため、野良猫の不妊去勢手術に要する費用の一部を補助するものであります。

不妊去勢手術費補助金制度の利用実績は、令和5年度は延べ31人の申請、交付、令和6年度は延べ22人の申請、交付、令和7年度は延べ26人の申請、交付となっております。また、町内で活動を行っている方は、把握している範囲で、個人で4名であり、現時点で団体として活動している組織は確認されていません。

続きまして、3番目の、さくらねこ無料不妊手術事業に関する質問をいただきました。

本制度の補助額につきましては、近隣市町と同様に手術費用の2分の1以内としております。この補助率は、行政による支援と猫の適正管理に取り組む地域住民や活動者の主体的な取組とのバランス、本制度というのは不妊去勢手術のほうなんですけれども、今御説明したのはそちらのほうでございますが、全国的にも広く採用されているという制度であります。

一方で、議員御提案の公益財団法人どうぶつ基金による、さくらねこ無料不妊手術事業は、飼い主のいない猫の不妊去勢手術費を同財団が負担し、手術後に耳先をV字にカットしたさくらねことして地域で見守る活動を支援する事業であります。地域猫の繁殖抑制や殺処分の減少を目的として、全国の自治体やボランティア団体等で活用されているところでございます。

現在、本町は当該事業に登録しておりませんが、事業内容や活用条件等を十分に調査し、本町の地域猫対策の推進に有効であると判断される場合には、導入に向けて検討してまいりたいと考えております。

また、静岡県においても令和8年度から無料の不妊去勢手術事業が開始されており、一定の条件を満たせば活用が可能であります。今後は、町の補助制度に加え、県や民間団体が実施する各種支援制度の活用も視野に入れながら、より効果的な地域猫対策となるよう総合的に検討してまいりますので、御理解をお願い申し上げます。

続きまして、地域猫活動を支援する補助制度の創設、あとはTNR活動のルールについての推進について御質問いただきました。

まず、用語について整理いたします。TNR活動とは、野良猫を捕獲し、不妊去勢手術を行った上で元の場所へ戻す活動であり、猫の繁殖を抑制するための取組であります。一方、地域猫活動はTNR活動に加え、地域住民やボランティアが協力しながら餌場やトイレの管理、周辺環境の美化、住民への説明などを行い、地域全体で猫を適切に管理していく取組で

あります。

本町においては、TNR活動に取り組まれている個人の方はいらっしゃいますが、地域猫活動を継続的かつ組織的に担う団体は、現時点では確認されておりません。地域猫活動は、不妊去勢手術を実施するだけでなく、その後の餌場管理や清掃活動、住民間の調整などを継続して行う必要があるため、行政だけで完結できるものではなく、地域住民やボランティア団体の協力体制が不可欠であります。

また、野良猫問題を何とかしてほしいという住民の皆様の切実な声につきましては、町としても重く受け止めております。しかしながら、現在は動物愛護の考え方や法制度の変化により、行政が野良猫を確保し処分することができません。そのため、猫の数を減らしながら生活環境の改善を図る方法として、TNR活動や地域猫活動が全国的に進められているというふうに認識をしております。

なお、餌やり行為そのものは禁止されておりませんが、無責任な餌やりによって、ふん尿被害や生活環境の悪化を招くことは大きな課題であります。他自治体では、適正な管理を求める条例を制定している事例もあることから、本町においても先進事例の調査、研究を進めてまいりたいと考えております。

現時点では、地域猫活動の制度化を直ちに進める段階には至っておりませんが、先進自治体の取組や地域の実情を踏まえながら、ボランティアの育成や地域団体との連携の可能性について検討し、将来的な制度化も視野に入れながら研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 答弁ありがとうございます。

まず、掲示板、今回使わせていただいたのは、ちょっと現状を見ていただくというところで、皆さんの前に出させていただきました。

この写真なんですけれども、私が見に行きましたが、やっぱり地域猫ってなかなかタイミングで見れたり見れなかったりあるんですけれども、私が行ったときでも約10匹程度、確認はしています。

今回、写真を頂いているのは、伊東で活動をしている団体というか、個人の方から御提供いただきました。一部ぼかしてあるのはちょっと個人の御自宅等が写ってしまっているのもありましたので、ぼかさせていただいています。

これは東伊豆町内の写真です。伊東ではございません。1か所にかなりの数がおります。ここの数なんですけれども、やっぱり数が多くなるといろんな問題が出てきます。先ほどありましたが、苦情件数は年20件程度ということですが、やはりその中で、ふん尿だったりとか鳴き声というものというのがあります。

なぜこの猫自体が苦情というのが、片方ではそういうふん尿被害、あとは庭を荒らされてしまう、自宅に入られてしまう、鳴き声がというのがあるんですけれども、じゃ、もう片方で餌をやる方々はなぜかという、実はこういう飼い主のいない猫はやっぱり地域にいる、おなかを空かせている、痩せ細っている、毛並みが悪い、かわいそうだなという思いがあって、よかれと思って地域で、私は飼えないけれども、せめて餌をあげようということがあります。これはどちらも、被害を受けているよという方も非常に分かりますし、その餌やりをしたいという方も非常に分かるんですが、なので4番目にあるルールというのが必要ですねという形です。

地域猫活動に関してTNRと言いましたが、捕まえてトラップして不妊去勢手術をして地域に帰そうと。それを何でするかというのは、当然増やさない、その子たちを殺処分ではなく一代で終わらせていく。殺してしまうのではなくて、殺処分ではなくて、その猫たちが生を全うができるように地域で見守っていきましょうということです。今、TNRと言いましたが、一般的には、最近はTNR、ちっちゃくMということで、最後にマネジメントというのがつきます。

行政でやっていく中、先ほど町長の中にもありましたが、なかなか動物愛護法とかが施行されてから、行政が捕まえてどうこうするというのが難しくなっているのも、地域活動は非常に必要になっています。ただ、町のほうで、先ほど2番目にも質問させていただきましたが、個人の方がやっただけというので、4名の方が活動していただいていますということです。

ただ、やはり個人の方ではなかなか難しい部分もたくさんあります。ちょっと広げてみると、東伊豆町では団体はないんですけれども、この伊豆半島、伊東とか下田、南伊豆等には活動をしている団体の方々がおります。その方々は、今回この伊東の方もそうなんですけれども、SNS等でその活動を報告してしまっていて、やはりその大変だということを、うちは大変でいろいろ困っていますというのが直接来るそうです。

この方は伊東の方なんですけれども、稲取、東伊豆、熱川を含めて見に来ていただいて、この現状を何とかしたいなということで僕に御相談をいただいております。僕もこれに関しては

前々から思っているところがあったので、今回、質問させていただいています。

そこで、この4名の方に頑張っていたきたいというところもあるんですけども、やはりこの町がちょっとこういう現状把握をしながら、行政だから手を出せないよというのはまたちょっと違うかなというところがありまして、例えば補助制度に関して、先ほどの不妊去勢手術の補助に関しては、東伊豆町に在住の方に対しての補助だと思います。

ここに関して、例えば僕の提案としては、東伊豆以外の団体だったりとか、個人登録、東伊豆町にさせていただいて、活動をして報告をしていただけるような方々までその補助を拡大して、かつ、この地域猫活動の指導、行く行くは団体の設立のお手伝いをしていただけるようなことができないかなと思っておりますが、まず町長、その辺のお考えをちょっと伺いしてもよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

この猫の問題は、本当に私も問題意識はとても強く持っています。特に、当町においては、普通の日常生活上の問題も当然ありますし、観光地ということで、特にそういう温泉場に猫がたくさんいて景観上も悪いし、臭いもひどいという、いろんな相談も受けているし、個人の方からはお店を続けていくに当たって弊害になっているとか、いろんな課題をいただいております。

何とか解決できないかなと考えてはいるんですけども、先ほどありましたとおり動物愛護の観点、この法律がどこまでどうかという話もあると思うんですけども、なかなかハードルが高いところが実情であると。一方で、コミュニティーの問題でもあるので、これは全ての施策に共通するところだと思いますけれども、やはり自助・共助・公助の順番はしっかり守るべきではないかなと思っております。

個人が、責任感のある方が個人でやるという、そこで負担がその方だけに寄っていくという状況を何とかコミュニティー全体で受け止めていただけることができると、また違う展開があるのかなと思っています。ただ、公助の部分、何もやらなくていいとも思っておりませんで、先ほどお話ししたとおり、ほかの自治体の事例も踏まえながら、少し行政である程度そのルールづくりとか、ある程度ルールの下に、ある程度行動を抑制できることができないかというのは、しっかりと検討すべきでないかなというふうに感じているところでございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

(5番 笠井政明君登壇)

○5番(笠井政明君) ありがとうございます。

そうですね、自助・公助でありますけれども、今、正直その活動に関してやっていただいている方は熱意があって、やはりそういう子たちを幸せに、どうやって最後を全うさせるかということがあっての、去勢手術を増やさない、不幸な子たちを新しく産まないという活動で頑張っていると思います。

ただ、これは地方はどこもそうなんですけれども、行政皆さんそうなんですけれども、この不妊去勢手術補助金制度は設立しているんですが、当町もそうですけれども、2分の1の負担ですね。実際、今、御存じかもしれませんが、大体1匹、不妊去勢をすると大体1万から1万5,000円です。当町で2分の1ということであると、大体7,500円程度が補助が入るんですが、1匹につき7,500円、その方が御負担していくということです。要は、そういう思いがあっても財政的な負担。時間的な負担とかは抜きにして、財政的な負担というのが結構大きいなと思っています。

要は10匹、例えば今、写真見る限り結構いるんですけれども、じゃ、全部やろうと思ったら、そこの方だけで要は自己負担が7万5,000円という形になっています。そうすると、なかなかこういう形をしたいなと思っても、財政的に余裕のある方でないとなかなか難しいなというのが正直なところですよ。

そこで、先ほどあった、さくらねこの無料不妊手術事業の登録なんですよ。これは、行政で調べていただいていると思いますが、行政のほうがこの財団法人へ申請をしていただいて、じゃ、東伊豆町さんは何枚必要ですかみたいな形でチケットをいただいて、それを活動している方がしていただいたときに、そのチケットが使える動物病院で不妊去勢していただいてリターンをするということに使えるものでございます。

ただ、ここに関してもなかなか静岡県が、これも御存じだと思いますが、今登録いただいているのは4地域だけですね。この近くとかだと伊東と南伊豆だけになります。これは、実はちょっと提案はしているんですが、1つ問題がありまして、まず、このチケットが使える病院というのが決まっておりますということです。また、その病院のほうも枠があったりとかするので、なかなか難しい。

この伊東の方からお伺いしたのは、実は小田原辺りまで行くと、その不妊去勢だけをやってくれている病院があって、そこでは使えるから、伊東でもう一杯になっちゃうとそこまで行くんだよねみたいな話もあります。確かにその制度としてはあるんですけども、なかなか

難しいよねというところはあるんですが、ただ、登録をしないという選択肢にはならないかなと思っていますので、ぜひここは前向きに御検討をいただければと思います。

また、本当は一番いいのは、東伊豆町内に動物病院があつて、その獣医さんが一緒に活動していただけると非常にいいんですが、それもなかなか難しい。ただ、僕がちょっと思うのは、うちの町にはアニマルキーパーズカレッジというものがあまして、そこには、i Z o oには、一応、公式ではないんですけども動物病院がありますよねというところがあつて、行政とi Z o oさん、アニマルキーパーズカレッジと協力して、何かこういう取組だったりとか、そういう不妊治療に対して何か提案ができるんじゃないかと思っていますが、その辺の広がり、これは質問要旨に書いていないんであれですけども、私はそう思っていますが、町長、その辺に関して答弁をお願いできればしたいんですけども。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

行政が負担している2分の1については、おそらく抑止効果というか、それが全額負担だと多分、至るところから猫が集まってくるという、そういう懸念もある中で2分の1負担をしていただく中で、そこをなるべく町内のやれる方に限るみたいなのところがあるのではないかなという話を少し聞いております。

さくらねこの行政枠については前向きにというか、しっかりと現状を把握して特に問題なければ登録することは問題ないのかなというふうに、まず思っているということ。それと、アニマルキーパーズさんについては、すみません、急な話だったので、どういう基準でどうできるかというのが全く今分からないので、その辺はちょっと確認をさせていただければと思っています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） アニマルキーパーズの話は例えばというような話なんで、ひとつ頭に入れておいていただいて、何かのタイミングとかで御相談とか、こういう活動のことで行政とタイアップしていただけたらいいなとは思っております。

先ほど、町長、全額負担をしたらいろんなところから来ちゃうんじゃないかという話がありました。先ほど、誰でも彼でもという形にしまうと、非常に確かにそういう懸念があると思います。東伊豆町で活動ではなくて、紛れて違うところから猫を取って来ちゃったり

とか、そういうのもあるかもしれないんですけども、先ほど言ったように4名の方が今、活動をしていただいています、やはりこの1年間、毎日毎日活動はなかなかできないと思います。やっぱり抑制する数と増える数、ここのバランスというのが非常に大変かなと思っています。

何かといったら、先ほど言ったように伊東だったりとか近隣市町、活動している方々がいます。そういう方々が行政に東伊豆町のこの苦情を受け、見に来ていただいて、ひどい子に関してはその方が保護をしたりとかしているんですよ、現状として。東伊豆町だから、私は伊東だからやりませんということではなくて、保護してくれているところがあるので、例えばそういう活動の実績だったりとか、団体だったりとか個人の方でもそうですけれども、ちゃんと何か提出をして、町のほうで登録、この人は一応、東伊豆で活動をちゃんとしてくれているという登録の方法として、要は要綱であつたり整備をしていただけたら、実は一緒にこの地域の方々とできて、指導とかまでできるんじゃないかなと僕は思っています。

なので、そこはちょっと前向きに本当に検討していただいて、どういう形がいいかはこれからの検討になると思いますが、まず、僕にやれと言われてもやり方が分からないので、まずそういう方に聞くしかない、そういう活動をしている人を東伊豆町のほうで一生懸命やっていただける環境をつくっていただけないかということを提案させていただきたいと思っています。

また、あと静岡県の中でも先進的な事例がございまして、例えば1つ御案内をさせていただきたいのは御殿場市でございます。御殿場市ですけれども、御殿場市は御殿場市地域猫活動事業補助金についてということがありまして、これは何ですかというと、要は区にこういうことをお願いを实はしています。

年間、10万円ほど補助を出して、区の方々も一緒に地域猫の活動をしていきたいと思います。その中で、不妊治療もそうなんだけれども、地域猫をどうやって見守っていくかという一定のルールにおいて、適切な管理を地域でやっていきたいと思いますということで補助を出しています。

個人の方々とはなかなか難しいところもありますけれども、区であれば顔が見える区民の方々がこういう活動に参加していただくことによって、一緒になって餌やりが駄目だとかいうことではなくて、餌をやったら片づける、トイレの場所を、砂を置くだけでも全然1か所にまとまります。

また、不妊治療をすれば地域の猫たちの活動範囲が狭まります。鳴き声も小さくなるし、

苦情が減ると思うんですよね。なので、この辺も含めて、ぜひ御検討していただけないかと思ひまして、一応1問目の質問はここで終わりたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

考えていることというか、この地域猫のいろんな問題を解決したいと思ひは全く同じだと思いますけれども、幾つか課題が今の御質問の中でもあったと思います。

また、先ほど冒頭お話しした自助・共助・公助のところの、どういうふうに線引きをするかという話とか、あと、補助を出すに当たっては、その登録の話もありましたけれども、登録以外にどうやって確認をするかというやり方、それも含め、餌やりのルールも含め、そのやり方も、そういうところをしっかりと決めてから対応していくことが重要かなと思っております。

御殿場市の事例もいただきました。区に投げるというのは、もしかしたら一つのやり方かもしれないと思っております。ただ、御殿場というのは寒いので猫の絶対数が、個体数がどういうふうになっているかというのもちよつと把握をしなければいけないのかなと思ひながらも、いろいろ確認、調べなければいけないことがあると思ひますので、そのあたりを確認させていただきながら東伊豆町にふさわしいやり方というのを、つくることができればいいのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） この際、午後1時まで休憩とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時00分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

○議長（栗原京子君） 午前に引き続き一般質問を行います。

5番、笠井議員の第2問、職員採用及び行政AI導入による人材確保についてを許します。

5 番、笠井議員。

(5 番 笠井政明君登壇)

○5 番（笠井政明君） 午前に引き続き、よろしくお願いします。

2 点目の職員採用及び行政 A I 導入による人材確保についてということで、当町だけに限らずですが、地方自治体においては職員の退職増加や採用、応募の減少など、人材確保が大きな課題となっております。本町においても職員の退職が毎年一定数発生しており、行政サービスの維持や組織運営の影響が懸念されるところでございます。

そこで、町の今後の対策や考えをお伺いします。

1 点目、過去 5 年間の職員退職者数及び退職理由の傾向と採用の実績をちょっと教えてください。

2 点目、年度途中を含めた通年採用の導入と採用年齢の制限の緩和、または撤廃にするお考えはありますか。

3 点目、民間経験者や専門人材など、多様な人材確保に向けた今後の取組はどのように考えているでしょうか。

4 点目、生成 A I 等の行政 A I 導入による業務効率化を行うということで伺っておりますが、具体的な取組について教えてください。

○議長（栗原京子君） 第 2 問の答弁を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） 笠井議員、第 2 問の答弁を申し上げます。

職員の採用並びに行政 A I 導入に関する御質問をいただきました。

まず、職員採用についてですけれども、先ほどの御答弁と少し重なるところがございますが、御答弁を申し上げます。

まず、過去 5 年間の職員の退職者数、理由、あと、ここを重要だと思うんですけれども、採用についてということでございますが、まず、令和 3 年度から令和 7 年度までの過去 5 年における退職者数でございますけれども、総数は 45 名となっております。内訳は、定年退職が 9 名、早期退職が 16 名、自己都合等による普通退職が 20 名でございます。年度別では、令和 3 年度 7 名、令和 4 年度 12 名、令和 5 年度 2 名、令和 6 年度 10 名、令和 7 年度 14 名となっており、近年は退職者数が増加傾向にあります。

この状況につきまして、町政を支える職員、とりわけ豊富な行政経験を有する管理職や、

将来を担う若手職員の離職という点から、組織運営や住民サービスの維持、向上に関わる重要な課題であると認識をしております。

退職者増加の要因につきましては、1つの理由ではなく、複数の要因が重なっているものと考えております。本町では、バブル期前後に採用された世代が厚く、中堅、若手層が比較的少ない、いわゆる逆三角形の年齢構成という構造的課題を抱えております。また、58歳前後で退職する慣行や、一定の条件を満たした場合に退職手当の加算措置を受けられる早期退職者募集制度も、退職を後押しする要因の1つになっているものと考えております。

また、自己都合による退職理由についてでございますが、退職届上の法的な記載は、ほとんどが一身上の都合とされております。しかしながら、退職時の面談や個別の聞き取りなどを通じて把握しております主な傾向といたしましては、ベテラン職員や管理職層においては、多様化、高度化する住民ニーズへの対応や業務量の増加に伴う負担感、長年勤務してきたことによる体力面やモチベーション面での変化、さらには、定年後を見据えたライフプランの見直しなどが挙げられます。

一方、若手職員におきましては、民間企業を含めた他業種への転職や自身のキャリア形成に対する考え方の変化、また、職場環境や人間関係、これが比較的多いと認識しておりますけれども、また、結婚や子育てを含む家庭の事情など、その理由は実に様々でございます。このように退職理由は一律ではなく、それぞれの職員が置かれている状況や人生設計によるところが大きいものと認識をしております。

加えて、近年は労働市場の流動化が進み、1つの組織で定年まで勤め上げることも必ずしも当たり前ではない時代となっております。職業観や働き方に対する価値観も大きく変化しており、こうした社会環境の変化も退職者増加の背景の1つであると考えております。

一方で、こうした状況に対応するため、本町では計画的な採用に加え、機動的な通年採用にも取り組んでおります。令和4年度から令和8年度採用までの過去5年間の採用者数は40名であり、内訳は一般事務職29名のほか、保健師、社会福祉士、栄養士、幼稚園教諭、技士、作業員など、多様な人材を確保してまいりました。年度別では、令和4年度6名、令和5年度9名、令和6年度4名、令和7年度9名、令和8年度の採用では12名となっており、退職者の増加傾向を踏まえながら、採用規模の拡充を図っているところでございます。また、本年6月1日付でも新たに3名の職員を採用したところでございます。

今後につきましては、単に人数を補充するだけではなく、能力や意欲を重視した人材登用や、若手職員の育成、経験豊富な職員の知識、技術の継承、さらにはA I等のデジタル技術

を活用した業務効率化を進めてまいります。あわせて、職員との対話を重ねながら、働きがいを感じられる職場環境づくり、また、人材育成、人材確保を一体的に進め、職員1人1人が能力を最大限発揮できる組織づくりと持続可能な行政運営の実現に努めてまいります。

続きまして、2番目の通年採用について、少し今触れましたけれども、御質問いただいております。

まず、通年採用制度の導入についてでございます。

本町におきましては、多様な経歴を持つ有益な人材を機動的に確保するため、また、民間企業の退職時期や他自治体の試験時期に柔軟に対応できるよう本年度、要は令和8年度から通年採用制度を導入をいたしました。これにより、従来の春季一括採用だけでなく、年度途中を含めた柔軟な採用活動を展開しております。その具体的な成果として、直近の6月1日でも新たに3名の職員を採用いたしました。

次に、採用年齢制限の緩和についてでございます。

本町では、近年の深刻な人材不足への対応と、国、地方自治体における65歳への定年延長を見据え、年齢要件の緩和を段階的に進めてまいりました。具体的には、入庁後に少なくとも20年間は本町職員として職務に精励し、組織の中核を担っていただきたいという観点から、これまで35歳までとしていた一般事務職の受験上限年齢を45歳へ引き上げました。また、技術職など専門職につきましても、同様に40歳から45歳へと緩和を図ったところでございます。

今後の展望といたしましては、まず、これらの一連の緩和措置や通年採用の導入によって、応募者数や受験層にどのような変化が生じるか、その効果や応募状況をしっかり注視してまいります。その上で、依然として応募が少数にとどまる専門職等がある場合には、必要に応じて年齢制限を現在の45歳から50歳へとさらに引き上げるなど、さらに制限緩和も含めた柔軟な見直しを臨機応変にしております。今後とも年齢にとらわれず、本町のために意欲と能力を発揮していただける人材の確保に向けて、制度の柔軟な運用に努めてまいります。

続きまして、3番目、民間経験者、また専門人材などの活用に対する取組についてでございます。

地方自治体を取り巻く環境が複雑化・多様化する中、全ての課題を従来の職員だけで解決することは困難であり、高い専門性や豊富な民間経験を有する外部人材を戦略的に登用、連携していくことは極めて重要な取組であると認識をしております。

本町におきましては、既に各分野の第一線で御活躍されている専門人材に関わっていただき、町政の推進を図っているところでございます。具体的には、行政DXや生成AIの活用

推進に向け、A I 国王として知られる齋藤氏による職員研修を積極的に実施した結果、職員の事務作業時間を短縮するなど、業務効率化を実現しております。地域活性化やシティプロモーション、公共交通分野においては、東伊豆町まちづくりアドバイザーの森田氏から、町民の移動利便性向上に向けた助言をいただいております。グリーンスローモビリティの実証実験やライドシェアの導入など、具体的な施策の推進に大きく寄与いただいております。

政策推進アドバイザーの西垣氏におきましては、能登半島地震の復旧復興支援に最前線に携わった高度な知見を生かし、役場職員との対話を重ねながら、本町の防災体制の強化や行政課題の解決に貢献していただいているところでございます。同じく政策推進アドバイザーの二宮氏には、学校教育環境整備における課題の抽出や、解決に向けた助言をいただくとともに、国や県とのかけ橋として本年度から本格的な活動を展開していただく予定となっております。

また、外部人材は、こうした専門アドバイザーにとどまりません。地域おこし協力隊についても、単なる外部からのお客様ではなく、本町の人材不足を補完し、新たな視点や発想をもたらす重要な人材であります。町民に最も近い立場で地域の最前線に立ち、町政の推進や地域活性化に大きく貢献していただいております。その存在はまさに地域活性化の原動力であると強く実感しております。

今後は、こうした専門家や地域おこし協力隊も加え、本町の重要課題の1つである学校教育環境の整備においても、専門的な知見を有する、ふじのくにづくり支援センターなどの外部機関とも連携しながら、その知見を積極的に活用してまいります。アドバイザー委嘱や業務連携など、多様な形態による副業、外部連携型の人材確保をさらに強化し、組織の活性化と持続可能な行政サービスの維持、向上に全力で取り組んでまいります。

4 番目といたしまして、生成A I 等の行政A I 導入に関する御質問をいただきました。

町では、今年度より職員業務の効率化や事務負担の軽減を目的に、生成A I システム、e x a B a s e を導入いたしました。このシステムは、閉鎖された環境で情報漏えいの危険が少なく、セキュリティの高いL G W A N 回線に対応しており、職員が自席のパソコンで利用することができます。また、C h a t G P T や G e m i n i 、あとはC l a u d e などの複数の最先端A I モデルを横断的に利用可能であること、R A G を使ってローカル情報、これは例えば議会会議録とか業務のQ & A などが当たりますが、そのような情報を勉強させることにより、東伊豆町の業務に特化した生成A I を作成することが特徴でございます。

また、e x a B a s e では、月間300万文字の利用制限があることから、秘匿性の低い内

容、例えば業者や区役員との打合せ記録やエクセルの関数作成等につきましては、各課のグーグルアカウントを作成し、各課のインターネットに接続できるパソコンから、グーグルのサービスであるGeminiやNotebookLMが利用できる体制を整えてまいりました。AIを導入したことにより、これまで時間を要していた会議録の要約や作成、各種挨拶文や告知文章の作成、エクセルの関数作成や外国語の翻訳など、業務が効率的に行えるようになりました。

これまでの実績といたしましては、4月24日に導入してから約1か月間で、これはAIの分析ですけれども、職員全体で約8日間の業務時間の削減が図られたということでございます。ただ、一方で、まだ十分にAIを活用できていない職員も見受けられることから、今後は職員のITリテラシーの格差を埋め、全庁的なリテラシー向上を図るための研修会の実施や、適切なガイドラインの下で、職員が安全にAIを活用できる環境を整えていく所存でございます。

また、失敗を恐れず試すことを促す組織文化の醸成に取り組み、職員がAIを安心して活用できる体制づくりを進めてまいりたいと考えております。また、今後は従来の文書作成を要約にとどまらず、法令チェックや業務プロセス分析といった専門性の高い分野においてもAIを活用し、業務の効率化を図っていければと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 御丁寧な答弁、ありがとうございます。

今回この質問をさせていただいたのは、単純にやっぱり退職者数が増えているよねというところだけではなくて、それに伴って人材確保はどうなっているかなというところをちょっとお伺いをしたくて、この質問をさせていただきました。人数だけ見ると、通年採用を本年からということで、ごめんなさい私が知らなくてというところはありませんが、させていただいていますということで、ツープでそんなに動きは変わっていないのかなとは思っておりますが、ただ、一方で、やはりその経験を積んできた方々の退職と入ってくる人数、数の問題だけではなくて、知識、経験の問題があると思います。ここで今回させていただいたのは、通年採用とか年齢制限の撤廃、緩和というのは今年からやっていますよということだったんですけれども、要は即戦力ある人材を確保しませんかということを提案したくて、今回質問をしております。

今20年役場にいてもらいたいから、45までに引き上げましたよというところもあるんですけども、これで少し、民間で20年近くやってきた人材、いわゆる中間管理職から管理職ぐらいの人たちまで入ってくるかなというのが1つあるかなと思います。20年いてほしいというのも非常に思いは分かりますよというところで、僕は撤廃したらどうですかと、考えはありませんかと聞いたのは、例えば45歳で20年いてほしい。だけど、例えば50歳じゃ駄目なんですかとか、55歳じゃ駄目なんですかというのは、その人がやってきた経験だったりとか、内容によっては正規の職員として10年だったりとかでも確保する価値があるんじゃないかと思ひまして、提案いたします。

もう一つ、僕はこれを御提案させていただいたのは、要は今、東伊豆町からほかの地域へ出て、都会まで就職して二十何年、30年頑張ってきましたよ。だけど、ここにいる両親が高齢化して介護の問題、ちょっと家の問題あるよと言ったときに、やっぱり仕事の関係で、なかなか辞めて、見てあげたいけれども戻ってこれないとか、戻ってきたいけれども、その先というライフプランというところの1つの選択肢として、今までやってきた経験を役場で生かせるんじゃないかなと思って、このような提案をさせていただきました。なので、今回45というふうに引上げはしているんですけども、これを最終的には撤廃していく考えとかはないか、もう一回聞きたいなと思います。

あと、民間経験者、外部人材、昨年からですけども、たくさん入れていただいて効率よくなっていますが、僕のイメージとしては非常にアドバイザーな感じであって、それを受けて、町の職員の皆さんがどういうふうに変わって行って、じゃ、このアドバイザーがいなくなっても自主的にできるような環境づくりはどのようになっているか、お伺いできますか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 御質問ありがとうございます。

最初のほうで、今お話ありました経験値とか知識という話について、これはもう随分前から県に対してもお願いをしていたというか、危機意識を共有させていただいていたことに、技術者がもうこれは全国的に不足しているということで、その技術者の持っているノウハウがだんだん伝承できなくなっているという問題意識がございました。それに対して、随分前からここに対しては対応、要はプラットフォームみたいなものをつくって、そこに知識とか伝承、暗黙知というんですけれども、なかなか数値とか文章に表すことができないようなものも保存して、それを共有することができるというのではないかと随分前から言っていて、実はそれがAIが登場したことによって実現可能の領域になっていると思っております。

まさにその暗黙知の部分を管理をして、そして抽出をするというところにおいてはA Iが得意分野とするところでありますので、今そういう段階になってきたということで、これまで諸先輩方が蓄積した、そういうノウハウ的なものをしっかりそこに落とし込んで、それを今の職員の皆さんで共有をしていくというモデルがもしできると、かなりの効果が上がるのではないかなと個人的には思っております。

また、東伊豆町を一旦出た方が御両親の介護等で戻ることを望んでいる、そのような場合の対応ということでありますが、そんなことも考えながら、実は「うちっち」という東伊豆町のファンクラブをつくりました。あれはどういうことかということ、東伊豆町外の人しか入れないというくくりがあるんですけども、まさに東伊豆町にゆかりがあって、町外に出た方々も、町外に出ても東伊豆町の関係性を何とか保つという意味で、ある意味そのプラットフォームとして「うちっち」という電子空間におけるコミュニティーの場みたいな感じでしょうか、というものをつくらせていただいて、「うちっち」についても少しずつ人が増えていっているということでございます。

御提案のそのような方々が役場で活用する場はないかということでありますが、まさにそれはとてもいいことだと思いますので、年齢撤廃、45歳の撤廃というお話もありましたけれども、今の時代、年齢や性別に関わりなく、その個人を考えたときに、そういう可能性はあるのかなと思いますので、その部分については私は前向きに考えていきたいというふうに思っております。

また、外部アドバイザーの今後についてでありますけれども、どちらかというと、トップダウンの今アドバイザーの活躍をしていただいているというよりは、皆さんそうなんですけれども、現場に下りて現場の方とコミュニケーション取っていただいているという側面が強いんです。ですから、そのような皆さんの考え方とかやり方とか人のつながりをこの役場内だけではなくて、外にも広げていただくということで今活躍していただいていると思いますので、アドバイザーがもし卒業された後でも継続できるような環境づくりというのは念頭に置いて、これからも取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） ありがとうございます。

先ほど年齢撤廃のほうは前向きに御検討いただけるということで、そういう人材を今、民

間企業もそうですけれども、人材確保が非常に大変な時代です。給料という報酬の部分と自分たちの技術の部分、やってきた部分というところで取り合いになっています。こういう時代だから、やっぱり行政が負けてもいいという話ではないので、行政も取りに行かなきゃいけないというところになってくると思いますので、新規採用も含め、前向きにいい人材の確保に向けて取組をお願いしたいと思います。

外部人材のほうに関してですけれども、今現場のほうに下りてということで一緒にやっているということですが、要は、こういう専門性の高い人たちというのも、一生うちの町に関わってくれるかどうかもなかなか分からない部分もありますし、職員の皆さんが伸びてくれば、専門的にではなくても、年数回とかの対応だけで済むかもしれなくなってくるので、そういう職員の人たちの自主性の伸びていく環境もこれからもつくっていただいて、ぜひやっていただければと思います。

一応A Iの部分を入れさせてもらったのは、先ほどこちよつとありますけれども、A I 国王というのがアドバイザーとして昨年バーンと言われて、じゃ、当初予算で行政の生成A Iを入れますよという話があって、どういうふうに活用されているかなというところで、ちょっと今回入れさせていただきました。

人数が、人口が減っていく、これは日本だけですけれども、みんな人口が減っていく中で、人材確保というのが難しくなっていく中で、今町長が言ったように補完をしていくというところの要は文書的な部分、データ化できるものに関しては、生成A Iを活用することによって非常に時間の短縮ができるというのは、皆さんこの1か月で分かっていたのかなと思っております。

実は私もかなり、もう1年以上使っていますけれども、かなり時間の短縮はできています。じゃ、時間の短縮ができたなら何ができますかという話が次だと思います。なので、今までかかっていた業務に対して人数が減ったから大変だではなくて、これで業務効率が上がってきた、もしかしたら時間が空いてくる。そうしたら、この時間の使い方、各職員の皆さんが考えていただいて、まず町ではなくて、ここから提案ができる。そして、この提案はどうなるかという、調べる時間というのがこのA Iでさらに短縮ができるという形になって効率化、非常に使っていくといいと思います。

グーグルもG e m i n i、N o t e b o o k L M等々、e x a B a s eということで、先ほどありましたけれども、e x a B a s e ちょつと僕も今初めて聞いたんで、聞いている間にずっと調べましたけれども、今おっしゃるとおりで、いろんなところ多岐にわたって使え

る。行政というか、いろんな会社さんが使っているA Iのシステムのようなので、うまく使っていて、A Iも御存じだと思いますけれども、C h a t G P T、G e m i n i、アンスロピックのC l a u d eとって、それぞれが得意分野というのが変わっています。なので、このうまい使い方をこういうe x a B a s eみたいな統合的なA Iコンシェルジュ等を使っていただいて、さらに業務効率をしていただいて、職場環境の改善というのも図っていただきたいと思いますので、最後、町長に聞きたいんですけども、このような状況で生成A Iを使っていきます。職場環境、時間が短縮になると、職員たちの提案というのが増えてくる可能性があります、そこの部分に関して提案が上がってきて、町長はどのように今後進めたいと考えているか、ちょっと教えてください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、職員から上がってくる提案についてはA Iがあろうとなかろうと、それは重要視しておりますので、しっかりと私のみならず、最近は管理職会議の中で重要案件はみんなで議論するように変えてきたので、そういう中で決めていけたらいいのかなと思っています。また、A Iを導入している目的は、職員の皆様にもこれはお話ししていることでありますけれども、別に時間短縮が目的というか、A Iを使うことが目的ではなくて、あくまでもA Iを使うことによって、議員が今言われたように余裕の時間ができると、その余裕の時間を例えば自分の幸福度向上のために使ってみたり、あとは、本来やりたいと思っている仕事、これをやらなければならないと思っている仕事に振り分けるということによって、職員それぞれのインセンティブが上がってくるということを狙っているということでもあります。まさにそれは議員と考え方がほぼ同じだというふうに思いました。

あと、A Iについては、これは多分議員も使われているということだったので何となく分かると思うんですけども、使っていると何となくどういうものかが体感してくる。今私は個人的な話ですけども、A Iを数種類使いながら、それを同時に同じ壁打ちをA I同士でさせたりとか、そういういろんなテクニックをやって、よりの確な答えを見いだすような術が多分あると思うので、そんなことを今やっているんですけども、そういうノウハウも少し職員の皆さんと共有しながら、さらに効率のいい作業空間、職場環境、また、それによって生まれる幸福度感みたいなのを広げていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 以上で、笠井議員の一般質問を終結します。

この際、1時45分まで休憩とします。

休憩 午後 1時30分

再開 午後 1時47分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 直 志 君

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員より、一般質問で掲示板の使用の申出がありましたので、これを許可します。

14番、山田議員の第1問、保護者負担の軽減についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 第1問、保護者負担の軽減について伺います。

文部科学省は、令和7年6月25日付で学校における補助教材及び学用品等に係る保護者等の負担軽減についてという通達を都道府県教育長等に宛てて出しました。

そこで、町の対応について質問をいたします。

通達をどのように受け止めたのか。

2つ目に、5つの課題を示しているが、町はどのように対応しますか。

3点目に、通達以外にも近年、市町村で修学旅行費を無償にするなど、全国の市町村では競って保護者の負担軽減の取組を進めています。町も通達外の課題にも取り組む考えがありますか。

以上について質問いたします。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） この質問に関しましては、教育関係の質問ということでございますので、教育長から御答弁申し上げます。

○議長（栗原京子君） 教育長。

（教育長 横山尋司君登壇）

○教育長（横山尋司君） それでは、お願いします。

山田議員の第1問、保護者負担の軽減については、3点からの質問になっておりますので、順次お答えいたします。

まず、1点目についてですが、文部科学省からの通知については、物価高騰による家計への影響を重く受け止め保護者の経済的負担軽減を図るという理念については、全面的に賛成しております。ただ、本通知で示された5つの項目は、あくまでも全国の自治体における工夫事例の紹介であり、本町が直ちに解決すべき課題そのものとは捉えておりません。本町としては、示された事例を参考にしつつ、画一的な財政支出に頼るのではなく、知恵を出し合い、最少の経費で最大の効果が得られるよう地域の実情に応じた独自の負担軽減策を検討してまいり所存です。

次に、2点目についてですが、示された通知では、地域の実情に応じて積極的な取組の検討と記されております。工夫事例として示された5つの項目の中には、主に高校生が対象であるものや、町の実情にはちょっとなじまないものもあります。そのため、本町では自主的な検討が可能な教材の備品化及び制服の有効活用について、今後進めていきたいと考えております。

教材の備品化においては、現在保護者負担となっている学用品に関して、最終的に本人のものになるものについては従来どおり自己負担していただき、貸出しが可能であると思われる学用品について、学校現場への聞き取りを行いながら、その洗い出しを進めていきたいと考えています。共有や貸出しが可能なものについては、優先順位をつけ、段階的に学校備品としての整備を検討してまいります。

また、SDGsの視点から、卒業生から不要になった制服や教材を回収、ストックし、希望者に貸し出す有効活用のスキームを構築していきたいと考えております。これを東伊豆町モデルとして位置づけ、行政が介在することで、単なる廃棄を防ぎ、経済的負担と環境負荷の両面を軽減するリサイクル活動を推進していきたいと考えております。

最後になりますが、3点目です。

議員の御質問の中にあるように、修学旅行費の無償化ではないにしろ、全国の自治体で多種多様な方法で保護者の負担軽減策が行われていることは承知しております。本町においても、限られた財源の中で、何を最優先にすべきかを慎重に検討を重ねてまいりました。その

結果、本町としては、家庭の日常的な経済負担を安定的、かつ継続的に軽減することを最優先とし、今年度より小学校が始まりましたが、それに引き続いて、まずは中学校の給食費の無償化を施策の大きな柱として実施していきたいなというふうに考えております。修学旅行費については、現在は生活保護世帯や準要保護世帯に対して援助を行っている状況です。まずは、全世帯に等しくメリットがあり、家計へのインパクトが大きい給食費の無償化を優先して考え、そのほかの施策については、今後の財政状況や社会情勢を見極めながら、段階的に検討していく予定です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 大体言っていることは分かって、やっぱり確かに彫刻刀だとか1年しか使わなくて、自分も兄弟3人いるんだけど、1年間使わないんだけど、毎年自分が買い、妹たちも毎年毎年彫刻刀を買ったから家に3つあったとかね。今は使わないですけど、昔は縦笛なんかもずっとあって、それも1年、2年しか使わないものがうちの中にあふれるような状況というのは、やっぱりあったと思うんですよ。だから、それは本当にそういうふうに貸出しも含めて、いろんな形の中で解決していくというのはとてもいいことだし、ぜひお願いしたいと思います。

また、中学校の給食も確かに言われる中で、やっぱり保護者の負担の一番大きなものというのが給食費ということになっているのは、文科省の調査でも明らかになっているので、そこは本当に必要だと思うんです。ただ、別の視点から見ると、修学旅行なんかの問題も、自分たちが行ってもそうなんですけれども、例えば東京へ泊るとか京都へ泊るとかいったときに、東京や京都というものの宿泊がめちゃくちゃ高くなっているじゃないですか。今まで行けた金額でも、さらに大きな負担が強いられるというような今、実態ですよ。そんなに何か華美なことを計画しているわけでもなくて、同じような計画を立てても、宿泊費や何かというのがめちゃくちゃ上がっていて、そこがやっぱり大きな問題点としてもあるんじゃないかなというのが私はちょっと、一つ御検討いただきたい課題としてもあるのかなと思っております。

統合を控えているということも含めて、少し問題の提起をしたいと思うんですけども、やっぱり制服とランドセルの問題というのものもあるんじゃないかなと思うんですよ。今都会ではランドセルなんていうものは、もうほぼほぼ使わない学校が増えてきていますよね。1、

2年生にとってみると、とても大き過ぎて大変だし、でも、逆に5、6年生にとっては、そのランドセルという器では荷物が入らないと、非常に何か体に対して小さなバッグになってしまっているとかという問題もやっぱりありますし、二、三万円のものから、平均して今ランドセルなんていうのは五、六万はするんだよとか、もう来年の1年生の場合も、このゴールデンウィークには注文をしておかないと、もうランドセル買えないとか、こういうランドセル問題というのものもあるわけで、この辺の負担の問題も含めて、よく、今後統合するということの学校になっていくわけなんで、当然制服にしても、こういうランドセルでいいのかなという問題というのも、よく検討されていくことが私は必要だと思っておりますが、その修学旅行の問題とこの統合に係る制服やランドセルの問題というのを教育長、どのようにお考えですか。

○議長（栗原京子君） 教育長。

○教育長（横山尋司君） ありがとうございます。

本当に修学旅行に関しては、かなりの保護者負担がかかっているのが実際のところなんです。大体、小学校で毎年3万から4万ぐらい、中学校では5万から7万ぐらいの間で費用がかかっています。中学校の場合にはかなり、5万、6万の大きなお金がかかるもので、賀茂地区の中学校の修学旅行は2年生で行きます。2年生の2月に。なもので1年生の段階から積立てを、金額はちょっと学校によって違うんですけども、半分ぐらいの積立てをして、残りの半分を一括で払う。小学校に関しては、大体一括で払うことが多いんですけども、それだけではなくて、向こうでの現地でのお小遣いなんかもあったり、それに合わせていろんな服を買ったりなんかするもので、結構かかるんですよ。確かに議員おっしゃるとおり、今後ますますその負担が増えていくのは確実かななんていうふうに思っております。

ただ、宿代に関しては、意外に修学旅行対応してくれているもので、それほど高くはなっていないのが実際のところなんです。一番かかるのがバス代なんです。バス代がやっぱり人数が少なくなって、1台貸し切ると人数が少ない分増えてしまうというのが実際のところで、今の小学校4年生ぐらいになると、稲小、稲中、熱小、熱中、それぞれが一緒に行くこともできるということになるもので、そんなこともある程度視野に入れて、校長先生方には話をしています。なるべくそんな形で費用を少なくする。それと、あと1つは目的地の変更です。京都、奈良まで行くと、やはりかなりの金額がかかるもので、近場で済ますことはできないかななんていうことも、少し検討している段階です。

それと制服ですね。制服に関しては、統合も視野に入れながら既に検討が始まっていると

ころです。なるべく安く抑えるということで業者とも相談をしている段階です。ただ、まだ正式に決まっていないので、どういうふうにするかはまだ決まっていません。ただ、今は時代の流れで制服もいわゆる男子だと学ランだったんですけれども、今はほとんどがもうブレザーの形式になっていて、女子に関してもスカートではなくてスラックスで、両方どちらでもいいという形で、ほとんどの学校がそんなふうになっているもので、その辺のところで、どのぐらいの金額に抑えられるかというのは、まだちょっと分からないような状況です。

ランドセルに関しても、昔はそれこそ私たちの時代は、ランドセルは女の子は赤、男の子は黒だったんですけれども、今はそれぞれ全く全然違う色ですよ。それも昔から考えると、ちょっと考えられない時代で、今は紫があったり茶色があったり、いろんなものもあって、それぞれの個に応じたものが許されていると言うと変な言い方なんですけれども、それがオーケーな時代なので、ランドセルも全く廃止ということも考えてもいいのかなという時代になっているのは事実です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） そこで町長にお伺いしたいんですけれども、今教育長なんかとのやり取りの中で分かっていたかと思うんですけれども、いろんな形でやっぱり保護者負担、教育委員会、現場サイドでも検討されていくと思うんですけれども、どうしても教育長のところでは財政上の問題があるというところに結論は来るわけなんですけれども、やっぱりこういう教育委員会の取組等について町長もしっかり受け止めて、そこを支援していくと。特に中学校の給食費問題なんかは、今小学校が実現をして、これからますます切実な問題になってくると思うんですけれども、そういう点では町長のお考えを、ひとつお伺いしておきたいと思います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） まず、給食費については中学生の負担というのは、これから幼小中高の一貫的教育という話も検討を進めていく上でも、小学校が無償化で中学校だけがそうではないという、これはアンバランスだと思いますので、なるべく早いタイミングで足並みをそろえる方向でやっていきたいというふうに思っております。あと、その他の保護者の負担については、財政的な問題も確かに重要でありますので、そこも考えながら、ただ、子供たちはあくまでも私たちの将来のかけ橋みたいな大変重要な存在なので、そのあたりも加味しな

がら、財政的な問題と子供たちの将来性を両方考えながら、しかるべき対応というのを考えることが必要かなというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、東伊豆ワークセンター等の存続についてを許します。
14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 2点目に、東伊豆ワークセンター等の存続について伺います。

社会福祉法人伊豆つくし会では、法人の原点となった障害児の入所施設を3月末で廃止しました。伊豆で唯一の施設の廃止は、障害者と家族に大きな衝撃を与えました。町内には同法人が運営する東伊豆ワークセンターと、グループホームこすもすがあります。ここに入所、通所している障害者の家族には、とりわけ大きな衝撃を与えました。同法人では、次には東伊豆の施設の廃止を検討しているという声も聞かれています。不安が非常に大きく、現実のものとなりつつあります。

そこで、質問いたします。

町内にある2つの障害者施設の役割をどう考えていますか。

2点目に、廃止などの動きに対して、町ができることはありませんか。

その2点についてお伺いします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田直志議員の御質問にお答えをいたします。

東伊豆のワークセンター等の存続についてということで、とても重要な視点かと思います。

まず最初に、町内にある2つの障害者施設の役割をどう考えているかということでございますけれども、町内にある障害者就労支援施設東伊豆ワークセンター及びグループホームこすもすの2施設が果たす役割についてでございますが、当町におきましては、これらの2つの施設は、障害のある方々が住み慣れた地域で安心して暮らし、社会参加や自立した生活を送るための極めて重要かつ、かけがえのない福祉の拠点であると強く認識をしております。

具体的な役割としては、主に次の3点があると考えております。

まず、地域生活の基盤としての役割ということで、多くの町内出身の利用者が在籍されており、中には身寄りのない方や住民票を施設に移されている方もおられます。単なる通所、入所先という枠を超えて、対象者の方々にとって生活の場、また、人生の基盤そのものであ

るというふうに認識をしております。家族の支援と生活維持の役割ということで、先月末の児童部門廃止に続き、これらの施設まで消滅するとなれば、御家族への負担は計り知れません。遠方の施設への転出を余儀なくされれば、もしかしたら家庭崩壊を招くおそれもあり、また、自宅へ戻られた場合の家庭介護も限界に近い状況にあります。これらを防ぎ、家族が地域で共に安心して暮らすための防波堤としての役割を担っております。

地域福祉の空白化を防ぐ役割ということで、東伊豆・河津地区において、これらの障害者サービスが消滅することは、地域における福祉水準の著しい低下を意味します。障害のある子供たちが地域に生まれてくることを拒むような土壌をつくらないためにも、地域福祉のセーフティーネットとして存続し続けるべき重要な役割があるというふうには認識しております。

それを踏まえまして、廃止などの動きに対して町ができることがないかという御質問をいただきました。施設の廃止を検討していると言われており、不安が現実のものになりつつあるとの御指摘がございましたが、町が改めて施設側に現在の状況を確認いたしましたところ、現時点において施設側では、これら2つの施設、東伊豆ワークセンターとグループホームこすもすについてでございますが、その2つの施設の廃止に向けた検討は、5月に行われた理事会においてワークセンターの収益が上向いていることから現状のまま施設運営を行っていくとの結果報告を受けています。まずはこの事実を申し上げ、御利用者の御家族の皆様には御安心をいただきたいというふうに思っております。

しかしながら、新聞報道にもありましたとおり、福祉分野における人材確保の困難さや定員割れによる経営環境の厳しさは法人の経営を圧迫する深刻な問題であり、これは決して一施設だけの問題ではなく、行政全体で向き合うべき課題であると痛感しております。

これを踏まえ、今後の町の対応として、次の2点に注力していきたいと思っております。

まず、障害者福祉サービス維持に向けた内外の連携強化ということで、施設側で経営上の課題や人材不足などの問題が生じた際、早期に町が察知し、共に解決策を模索できるよう、これまでどおり施設側との定期的な協議を継続してまいります。また、新聞記事にも賀茂6市町が連携して対策を検討するとありますとおり、障害者福祉の基盤維持は本町単独の財政や施策だけで決定できるものではございません。賀茂自立支援協議会とも強く連携し、広域的な福祉サービスの維持、確保に向けた行政間の支援体制を強化してまいります。また、御利用者、御家族への不安解消と相談体制の充実ということで、障害者や御家族の不安がこれ以上広がらないよう町としても正しい情報の周知に努めるとともに、万が一の事態や日々の

生活における不安に寄り添えるよう福祉担当窓口における相談体制の強化、また、町民の声等による相談募集など、より一層の体制強化に努めてまいります。

町といたしましては、障害のある方々がこれからも住み慣れた東伊豆の地で笑顔で安心して暮らし続けられる環境を守るため、関係機関と一丸となって障害者福祉拠点の維持、存続に全力で取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 町長のお話を聞いて少し安心しておりますが、ただ、私はこれ空想で言っているのではなくて、家族の方々からこの間の法人の説明等の中では、東伊豆の施設を廃止したいとか、そういう話が具体的に出ていたと。今回理事会で決まらなかったということは、まだ建てて間もないので、建設時の借金等もあるようですから、そういう事情もあって、すぐに廃止にはならないかもしれませんが、ただ、保護者はそういうことを言われ続けてきて、実際につくし学園の本当の原点であった児童の施設がなくなったこと、そして、伊豆新聞でも報道されたように、在籍した子供たちが遠方の施設、富士とか御殿場とか浜松のほうの施設に入所した。受入先が見つからなかったから在宅に切り替えた。これを普通に説明しているわけです。これは町長が言われたように、障害を持つ御家庭が家庭崩壊するかもしれない。また、家族として今までのように週1回家に帰ってきて、家族団らんの生活ができない、面会できなくなるような本当に大変な事態が生じたのに、行き先があったからいいやというふうに言っているところに、本当に人間の生活に関わっている組織として、本当に福祉法人として、私は適切なのかなという疑問を私は感じました。

幾ら民間だからといったって、建物の建設には国・県の補助金も入っていますし、自立支援事業で国・県・町の税金も入って運営をしてきたわけで、民間だから金が厳しくなったからといって簡単に廃止して、障害者を持つ御家族が賀茂郡では暮らせなくなると、言わば差別を助長するような結果をつくっていることについては、本当に大きな憤りを感じざるを得ません。

また、町長が言われたように、町もいろんな形でサポートしていただくということとともに、法人が就労に向けて工夫や努力もしていただくということにしっかり取り組んでいただいて、2つの施設がこの町でちゃんと存続をして、町長言われるように、障害者、家族にとってみると本当にセーフティーネットなんですよね、この施設は。それがちゃんとこのセー

フティーネットに穴が空くよなんてことがないように目配せもして、支援をしていただきたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

多分、以前はこの２つの施設とも公的な立場でやられていたんではないかなと。その後、国の方針もあって民営化ということになったのかなと思います。経済が上り調子のときについては民営化である程度できるところもあると思うんですけども、逆に、今何が問われているかという、なかなか民営化でできない部分も正直出てきている。それは人口減というところが大きな課題になっていると思うんですけども、そういうところの行政の考え方というのは、しっかりと考えていく必要があるとも思っておりますので、先ほど御提案させていただいた連携をしっかりと深めながら取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第３問、政治姿勢についてを許します。

14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） ３点目、町長の政治姿勢について伺います。

3月15日投開票で行われた町長選挙で、岩井町長は２回目の当選を果たされました。

そこで質問をいたします。

１点目として、私は町長選挙を町長は苦戦したというふうに見ますが、町長は選挙の結果をどのように受け止めていますでしょうか。

２点目に、争点は何だったのか。勝利できた要因と苦戦した要因を何だと総括していますでしょうか。

３点目に、町民、職員との関わり方で見直し、改善するところがありますか。

その３点について伺います。

○議長（栗原京子君） 第３問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 第３問について御答弁申し上げます。

まず最初に、町長は苦戦したと見るが結果をどう受け止めているかというお話でございますが、今回の選挙におきまして、多くの町民の皆様の御支持をいただき、引き続き２期目の

町政をお預かりすることとなりました。改めてその責任の重さに身が引き締まる思いでございます。議員から苦戦したと見るがとの御指摘いただきました。今回の選挙戦を振り返りますと、私に対する期待の声を多くいただいた一方で、様々な御意見や議論があったことも事実であり、決して容易な選挙戦ではなかったと認識をしております。

しかしながら、私は今回の選挙を単純な継続か変革かという二者択一で捉えるべきものではないと考えておりまして、私自身、この4年間、人口減少や少子高齢化といった厳しい時代環境の中で、従来の延長線上ではない町政運営を目指し、行政改革や財政改革をはじめ新たな発想や手法を取り入れながら、様々な課題に取り組んでまいりました。そうした意味では、この4年間の町政そのものが東伊豆町の未来に向けた改革への挑戦だったと認識をしております。

また、この間には学校の統合や白田川橋に関する課題など、選挙への影響を承知の上であっても、本町の将来のために避けて通ることのできない課題に正面から向き合ってまいりました。こうした取組に対する評価も含め、今回私に2,779票という多くの御支持をいただいたものと受け止めております。

三つどもえの選挙選の中で過半数の得票をいただいたことは、これまで進めてきた改革の方向性を評価していただくとともに、その歩みを止めることなく、さらに前へ進めてほしいという期待と信任の表れであるとも認識をしております。

一方で、新人候補2人に投じられた票を合わせると、2,300票を超える民意が示されております。その声についても決して軽視してならないと考えております。過半数の御支持をいただいたからといって、私の考えや施策の全てが無条件に認められたとは考えておりません。今回いただいた信任は、これまでの取組に対する評価であると同時に、今後の町政運営に対する期待と責任を託されたものであると受け止めております。

したがって、2期目の町政運営に当たりましては、私を支持してくださった方々はもちろん、ほかの候補者を支持された方々、さらには、投票に参加されなかった方々の声にも真摯に耳を傾けてまいります。選挙によって生じた様々な意見の違いを乗り越え、町民の皆様が再び1つになって前へ進んで行けるよう、丁寧な対話と合意形成を重ねながら改革の歩みを着実に進めてまいります。いただいた信任を原動力としながらも、常に謙虚な姿勢を忘れることなく、全ての町民の皆様のために町政運営に全力で取り組んでいきたいと考えています。

以上でございます。

また、争点は何だったかということでもあります。今回の選挙においては、特定の政策や事業の賛否が大きな争点になったというよりも、私が1期4年間、人口減少や少子高齢化といった困難な課題に対して、できない理由ではなく、どうすればできるかを考えるという姿勢で進めてきた町政改革や、これまでまいてきた未来を変えるための種を評価いただけるのか、そして、それらを次へのステージへとつないでいくことへの是非が問われた選挙であったと認識しております。

選挙戦では様々な御意見が交わされましたが、現町政に対する御意見、批判的な御意見も含め、課題の指摘も多くなされました。一方で、私は個別の批判に対する応酬ではなく、この4年間で取り組んできた改革の成果と、これからの東伊豆町の将来像について訴えてまいりました。その意味では、継続か変革かと単純な対立構造ではなくて、これまで進めてきた改革をさらに前へ進めるのかどうか町民の皆様に御判断いただくテーマであったと考えております。

結果として再び信任をいただくことができた要因は、財源確保のためのふるさと納税の拡充や外部人材の活用に加え、特に高齢者の皆様から本当に助かっていると直接感謝の声をいただいたライドシェアの導入など、暮らしに直結する具体的な成果を評価していただけたことによるものと受け止めております。また、学校統合や白田川橋の課題をはじめ、将来のために避けて通ることのできない課題について賛否が分かれることを承知の上であっても、先送りせずに向き合ってきた姿勢についても、一定の御理解をいただけたものだと考えております。

一方で、三つどもえの選挙戦の中で、新人候補お二人にも多くの支持が寄せられたことは重く受け止めております。厳しい選挙戦となった要因、いわゆる反省点につきましては、公共交通や防災などの特定の事業の是非というよりも、新しい取組や改革の必要性、その背景にある考え方についての説明がまだ一部の町民の皆様に十分行き届いていないことがあると総括しております。今後は特定の分野に限ることなく、あらゆる施策の背景にある次の世代への責任や、なぜ今取り組まなければならないのかという点について、これまで以上に分かりやすく丁寧な説明と対話を重ね、さらなる合意形成の深化に努めてまいります。

そして、3つ目でございますが、職員、町民との関わり方についてでございます。

今回の選挙戦を通じ、町民の皆様からは私の1期目の政策に一定の理解をいただき、町が変わってきている、新しい動きが見えてきたという大変心強い手応えや励ましの声も多くいただきました。これは現場で知恵を出して、共に挑戦してくれた職員の努力の成果でもある

と認識をしております。

しかしながら、まちづくりは行政の力だけでなし得るものではございません。今回の選挙でいただいた様々な御意見を踏まえ、今後の町民の皆様との関わり方におきましては、これまで以上に対話を重んじ、施策の背景にある思いやプロセスを丁寧に分かりやすくお伝えをしていく情報発信の浸透性を高める工夫を凝らしてまいります。皆様の声に謙虚に耳を傾け、共に考え、共に進めていく協働のまちづくりを徹底いたします。

また、職員との関わり方におきましては、これまでのできる理由を探し挑戦するという風通しのよい組織風土をさらに発展させ、職員が委縮することなく現場の声をボトムアップで提案できる環境づくりに努めます。今後は、特に新規事業の立ち上げ期間などにおいて、町長である私自身が現場の職員と一緒に考え、悩み、並走する伴走型の進め方を取り入れます。職員が目指す方向性を迷いなく共有できるようになり、より親密なコミュニケーションを積み重ね、一丸となって町の未来へ一歩ずつ前へ進んでまいり所存でございます。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私は、町長やっぱりさっきから言われるように、53%の得票率というのは取っているけれども、44%は鈴木さんや須佐さんに入った得票であったという比率の問題だけではなくて、例えばこれは有権者比で見ると、町長に投票した方というのは29.4%。投票率も下がっているからね。そういうことです。それは、そこへ町長、この29%に至るプロセスにおいても町長が言われたようなことが評価されていたことも事実だというふうには思います、私。

しかし、やっぱりそうじゃなかった部分で言うと、私は争点として一番感じたのは、第三者でしたから関係ないというのは気持ちが楽だなと思ったんですけども、鈴木さんは対話の町政ということを言い、須佐さんは町民に寄り添う町政ということを掲げました。鈴木さんは体育館の問題を含めて、町長の取組についての一定の批判もされていましたが、そういうことをのぞいてみると、町長のいろんなやってきたことが一番問題だったということよりも、僕はここの2人が掲げたように町長と職員、町民とのこの距離感について、やっぱり距離感を問うていたのではないかなというふうに私は選挙での3人のお話を聞いていて実感をしたところです。

だから、町民の皆さんも町長が言ったような、いろんな町長が種をまいたとか、いろんな

実績があるよということを当然評価していた方もいらっしゃると思いますが、逆にそうでなくて、町長とやっぱり町民、職員との距離感、先ほど楠山議員なんかも言っていました、町長の顔見たことないなとか、話したこともないなとか、そういうことも言っている方も数多くいらっしゃった結果なんだろうなと。当然、町長が選挙において当選されて、その2期目の重責を担われるということはそのとおりなんだけれども、やっぱり問題は、そのやろうとした政策の間違いではなかった。ひょっとしたら、政策を進めるための職員や町民との距離感、合意形成の在り方についてもう一回見直すところがないのかなというのは非常に私としては感じるところです。

もう一つ思っているのは、非常に町内での情報格差の問題が、自分は今回あちこち行って、終わってからも含めて、町民の方からいろいろ言われたときに感じたのは情報格差です。やっぱり稲取の人たちというのは、町長がこういうことをやっているから俺は岩井を支持するだとか、いや、職員とうまくいっていないから俺はやだとかとはっきり言うのは、稲取の人って結構はっきり言っていました。

だけど、いわゆる旧城東地区のところで見ると、どちらかというと、いい悪いというよりも、1期目だからね、1期じゃ分からないからもう1回ぐらいやらせてみようかなとかという漠然とした声が数多く聞かれました。これは、先ほど楠山議員も言われたんですけども、二十数年ぶりの三つどもえの選挙ということなんだけれども、一番大きな問題は、2006年にデジタル化になってからやっぱり、ハイキャットの有線放送でこういう議会の取組は稲取と白田地区の一部の方にしか流れていないということなんです。このことがやっぱり僕は町議会なんかの2回の無投票もあるけれども、町長選挙でも前の太田さんの時代だって、本当に無投票続きだったんですね。やっぱりこの情報が、町のことがよく分かっていないから、伝わっていないから関心が薄くなっているから、現職でいいや、誰でもいいや、もう一回やらせればいいやみたいなね。

やっぱり町長は先ほども、ホームページも含め、広報紙でもコラム書いたりとかしていると、その努力は分かっている。見ているんですけども、ただ、やっぱり高齢者が本当半分ぐらいの町では、それだけではやっぱり伝わらないじゃないんですか。やっぱりこういう議会で町長が先ほどの所信表明や行政報告をしたり、議員とのやり取りすることで、町にどんな課題があるのかな、町長はどんなふうに取り組もうとしているのかなということが分かるんだけれども、そういうことが稲取と白田の人たちは何となく、半分ぐらいの世帯の人が入っているわけですから見ているんだけれども、片瀬から大川までの人たちって、そういうや

り取り見ていないんですよ。どうしてもうわさで聞いているとか、そういう判断しかない。やっぱりストレートに町の状況が入っていかないということが、繰り返して考えていくと、やっぱりデジタル化で片方には有線放送が流れて、片方の地域にこういう町政の情報が入っていくけれども、少ししか入っていかないということが何か非常に私は大きかったんで、そういう声を実感として感じています。この辺がやっぱりこれからの、来年我々の選挙もあるわけなんですけれども、やっぱり町政に、町をみんなでつくっていくということでいうと、ホームページだとか回覧板だとか広報だとかという文字媒体は大事なんだけれども、高齢者が多くなると、そういう読んでもらうというだけではなくて、簡単にテレビやなんかで見てもらえる、聞いてもらえるということは非常に大事なことであったのかなというふうに私は感じています。

最後にやっぱり、その点で本当にこの職員の問題は、町長非常に丁寧な思いやプロセスをしっかりと町民に伝えるし、職員と合意形成も含めてやっていくということは、言葉だけではなく本当に丁寧にやっていただきたいし、当選されなかった鈴木さんや須佐さんのそういう思いというのも、そういう町民や職員との関わりの関係を見直していただきたいということが一番大きな出馬の動機ではなかったのかなというふうに思うと、その思いをしっかりと町長は受け止めることが私は大事だと思いますが、いかがですか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

まず、ケーブルテレビ、稲取と城東の格差を、その情報格差という視点で御指摘をいただいたことについては、はたと気づいたというか、目からうろこというか、そういう面もあったのかなと改めて感じております。かねてから城東の皆様にはケーブルテレビを見たいと、稲取だけではなくて、こちらにもというお話はいただいていた、各社にそういう打診をして、検討していただいているんですけれども、かなりのコストがかかるというお話があって、そこをまだ乗り越えられていない状況であります。同じ町内に住んで情報格差がないような取組というのは必要なのかなと改めて思いましたので、どういうやり方があるか、なかなか難しいというのを聞いているんですけれども、またちょっと検討していきたいなというふうに思っております。

それと、職員との関係性、町民との関係性というお話がありました。先ほどの答弁でもお話ししたとおり、今回の選挙をきっかけに、御高齢の皆様方の団体から面会というか、逆に私が多分総会の方に行くと思うんですけれども、呼んでいただきました。そういうところに

については、なるべく顔を出して、いろんなお話をできればというふうに思っているということと、あと、意思決定の段取りにおいては、これもまた先ほどお話ししましたがけれども、管理職会議の中で、しっかりと重要案件については町長が単独で決めることなく、各管理職の皆様のお意見をしっかりと聞いて進めるというやり方に今変えているところでございますので、そういうところからだんだんと広げていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 山田議員。

（14番 山田直志君登壇）

○14番（山田直志君） 私、もう一つ町長の姿勢として感じているのは、この間でいろんな町長と一般質問のやり取りとか、今回の所信表明を含めて、町長のこの町に対するやっぱり強い思い、責任感が感じられるとともに、そこにおいて、ある意味で何か町長よく言われるようなスピード感というような危機意識があつて、非常に結果を早く求めるというところが、ちょっと今町長言われたように、プロセスも、いわゆるこれからやろうとする思いや目的もプロセスも明らかにしながら合意形成をしていくというときに、何か町長のその責任感の表れだと思うけれども、やっぱり非常に危機意識とかスピード感にこだわるというところは、やっぱり合意形成等々と比べてみると、ちょっと相反するところというのもあるのかな。

やっぱり着眼大局、着手小局という部分で、町長が大局を見て、いろいろと課題は見ていると思うんですけども、着手小局という部分で見ると、将来的に大きな問題だというふうに見て、その課題をあれしても、やっぱり着手は具体的に一步、二歩前進するように、しっかりそのところを細かなところに配慮もして進めていかなきゃならないと思うんですよ。その両方の視点を持ってやっていただくことが必要で、あまりそのスピード感とか町長の強い危機意識みたいな、人口が減っていくから、そういうことを本を書いている人もいるからしょうがないかもしれないけれども、その着眼としてはいいけれども、合意形成を図る意味では、また行政として具体的に仕事を進める意味では、あまり危機感やスピード感を強調され過ぎると、なかなか合意形成等々、やっぱり町民とも職員との間でも私、うまくいかないんじゃないかなと言うのは、長く町長さんの仕事を見ていて、ずっと歴代の町長さんの仕事を見ていて、岩井さんについて言えば、着眼大局という点はあるかもしれないけれども、もう少し着手小局という部分での取組が欲しいなというふうに私は実感しておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君）　ありがとうございます。

危機意識はむちゃくちゃ持っているというのはまさに事実でございまして、分かりやすく言うと、元防災の専門家でありますので、防災とか災害対策についてはすごく敏感というか、理解しているつもりであります。その点からしても危機感を持って、スピード感を持ってやらなければならないというのは間違いないと思います。ただ、今のお話を聞いていて昔のことを思い出したんですけれども、昔の前職、国会議員をやっているときに、当時、安倍総理がいろんなことをすごくスピード感を持って進めていたときに、私が自分で社説みたいなのを書いたときがあって、先ほどこっちとお話ししたんですけれども、車の運転の話を書いたんです。安倍総理の方向性はいいんですけども、ブレーキとアクセルがあるから、それをうまく使い分けて、あとハンドルもちゃんと使い分けてゴールに達するという、それを自分で書いていたことを思い出すと、今がそういうふうになっているのかなというふうに思いました。

今、着眼大局、着手小局というお話をいただいた中で、まさにその車の運転と同じことを言われているのかなと思いました。ゴールを見ながら、そこに向かう道というのは決して直線コースではないので、当然ハンドルを切らなきゃいけないですし、急カーブの場合は、スピードをちょっと落として、直線の場合はスピード感を持つのであればアクセルを踏みでという、この濃淡を分けたやり方というのがもしかしたら次のやり方なのかなと思っておりますので、その辺の今の御意見をいただきながら、踏まえながら取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（栗原京子君）　以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、2時55分まで休憩とします。

休憩　午後　2時38分

再開　午後　2時55分

○議長（栗原京子君）　休憩を閉じ再開します。

◇ 山 田 豪 彦 君

○議長（栗原京子君） 1 番、山田議員の第 1 問、ふるさと納税についてを許します。

1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） 改めまして、よろしくお願いいたします。

1 問目のふるさと納税についてをお願いいたします。

町長が 1 期目より力を入れて取り組んだふるさと納税は、職員有志のプロジェクトチームの結成や、担当係を設置するなどの取組により順調に推移していると聞くが、町民の皆様にも情報の共有を図るためにも、改めて以下の点について伺う。

1 点目、この 4 年間で幾らぐらいの納税額があったか。

2 点目、返礼品の取組により、新たな商品は生まれたか。

3 点目、ふるさと納税係が特に力を入れて取り組んだことは何か。

4 点目、近隣の市町も同様にふるさと納税に力を入れている中で、継続していくには努力や工夫が必要だと思うが、今後どのように取り組んでいくのか。

5 点目、ふるさと納税基金から様々な事業へ活用しているが、町民や納税者に分かりやすい事業への活用、例えばノックカルに使用する車両購入などに活用してはいかがか。

よろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第 1 問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 山田豪彦議員の質問にお答えをいたします。

ふるさと納税についてということで、5 問御質問いただきました。

まず最初に、この 4 年間で幾らぐらいの納税額があったかということですが、過去 4 年間のふるさと納税寄附額の実績につきましては、令和 4 年度が約 4 億 4,000 万円、令和 5 年度が約 6 億 1,000 万円、令和 6 年度が 5 億 5,000 万円、令和 7 年度が 5 億 5,000 万円となっており、4 年間の累計では約 21 億 5,000 万円となっております。本町のふるさと納税寄附額は、私が就任する以前は年間約 2 億円規模で推移しておりましたが、令和 5 年度には過去最高となる年間約 6 億 1,000 万円を記録し、その後も 2 年連続で 5 億円を超える寄附額を維持している状況であります。

こうした成果は、ふるさと納税を町の重要な政策のツールの 1 つとして位置づけ、庁内に

において手挙げ方式で結成したプロジェクトチームを中心に、先進自治体の事例研究や視察、勉強会を重ねながら、地域事業者の皆様との対話や、返礼品開発支援に取り組んできた結果であると考えております。特に、生産者の皆様、宿泊事業者の皆様をはじめ、多くの事業者の方々に本制度の趣旨を御理解いただき、返礼品の充実や魅力向上に御協力いただいたことが本町の寄附額拡大につながった大きな要因であります。この場をお借りいたしまして、御協力いただいた全ての事業者の皆様にご心から感謝申し上げます。今後も官民が連携しながら、本町の魅力発信と地域経済の活性化につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、返礼品の取組により新たな商品が生まれたかということですが、結論から申し上げますと、ふるさと納税の取組を通じて、新たな返礼品や地域資源を活用した商品の開発が進み、地域産業の活性化につながる成果が表れているものと認識しております。私が就任した当時、本町のふるさと納税は返礼品数が少なく、寄附者の多様なニーズに応え切れないことなどが課題となっておりました。このため、返礼品の充実を目的とした庁内プロジェクトチームを立ち上げ、事業者への働きかけや支援に取り組んでまいりました。

ふるさと納税は全国の寄附者に向けた通信販売的な側面を持つ制度ですが、本町の事業者の多くは、農協や市場への出荷が中心であり、個別販売や通信販売に必要な包装、梱包の資材、あとは商品写真、説明文、ラベルなどの準備が十分でないケースも少なくありませんでした。そのため、魅力ある商品を持ちながらも返礼品として出品できない事業者が多い状況にありました。

そこで、先進地視察などで得た知見も生かしながら、地域資源を活用した返礼品の出品や新商品の開発を後押しするため、ふるさと納税記念品開発等支援補助金を創設し、事業者への伴走支援や商品開発支援を進めてまいりました。その結果、リニューアル商品を含めた新規返礼品の登録件数は、令和4年度198件、令和5年度11件、令和6年度74件、令和7年度115件となっております。農産物の収穫時期や在庫状況により掲載数は変動いたしますが、返礼品数はこの4年間で約3倍となり、現在では通年で400件から500件程度の返礼品を提供できる体制となっております。

新たに登録された返礼品にはイチゴやキウイフルーツ、蜂蜜などの農産物、干物やアワビなどの海産物をはじめ、地元飲食店の肉チャーハンやメンチカツ、温泉成分を活用した化粧品、クロモジ茶、檜のまな板など、本町の特色を生かした商品が数多く含まれております。また、本町の強みである旅行券や宿泊券、各種アクティビティーなどの体験型返礼品についても大幅な拡充を図ることができました。

さらに、現時点では寄附実績には至っておりませんが、都市部の子供たちが自然豊かな環境の中で生活や学びを体験する保育留学など、本町ならではの特色を生かした新たな返礼品の創出にも取り組んでいるところであります。

このように、ふるさと納税は単なる寄附の受入れにとどまらず、既存商品のファンの拡大、新たな商品やサービスの開発、さらには地域資源の掘り起こしや磨き上げにつながっております。今後も事業者の皆様と連携しながら、地域経済の活性化と地域の魅力向上に取り組んでまいります。

続きまして、3問目、ふるさと納税係が特に力を入れていたことは何かということであります。

本町の返礼品は、宿泊券や旅行券、アクティビティーなどの体験型返礼品が大きな割合を占めております。この特徴を生かし、旅行を計画する段階から滞在中、さらには旅行後まで、それぞれのタイミングで寄附につながる仕組みづくりを進めております。具体的には、従来のポータルサイトによる募集に加え、現地決裁型ふるさと納税や後払い型ふるさと納税など、多様な寄附手法の導入を進めております。また、本町では、宿泊や観光分野の返礼品が充実している一方で、農林水産業を生かした加工品などの返礼品は十分と言えない状況にあります。

このため、1次産業の6次産業化を推進する観点から、庁内プロジェクトチームを中心に、事業者の皆様へ寄り添いながら、新たな返礼品の開発支援に取り組んでまいりました。今後も地域資源の付加価値向上と魅力ある商品づくりを進めることで、返礼品の充実と地域産業の活性化の両立を図ってまいります。

続きまして、4点目、近隣の市町との比較ということでございます。

御指摘のとおり、ふるさと納税を取り巻く環境は年々変化しており、今後はこれまで以上に工夫と努力が求められるものと認識しております。加えて、総務省から、令和11年、2029年までに募集に係る自治体経費を段階的に引き下げる方針が示されており、自治体間の競争はさらに激しくなることが予想されております。

そのような中、東伊豆町では単にお得だから選ばれる、安いから寄附されるといった一時的な需要を追うのではなく、東伊豆町を応援したい、ふるさと納税をきっかけに東伊豆町を訪れ、町の魅力を知り、好きになったと感じていただけるような制度本来の趣旨にのっとった取組を進めてまいります。

実際に、令和7年度の寄附実績では、新規寄附者が約4,800件であったのに対し、リピー

ターは約1,500件となっており、寄附者全体の2割以上をリピーターが占めております。旅行券や体験型アクティビティーなど、高額寄附を中心とする本町の返礼品の特性を踏まえると、平均10万円前後の寄附を通じて実際に町を訪れてくださる方が年間1,000件以上あることは、本町ならではの大きな強みであると考えております。今後は、この強みをさらに生かしながら、リピーター対策を強化し、交流人口や関係人口の拡大につなげるとともに、来訪者の消費や地域とのつながりを通じて、地域経済全体の活性化へと結びつけてまいります。

また、返礼品の充実という観点から、地元食材を活用した加工品の開発にも力を入れてまいります。本町にはお土産品が少ないという課題があることから、ふるさと納税を契機とした魅力ある商品開発を進めることで、地域の付加価値向上にも取り組んでまいります。その実現には、地域事業者の皆様の参画が不可欠であります。事業者の皆様と連携しながら、参加しやすい環境づくりや支援体制の整備を進め、官民一体となって東伊豆町の魅力向上と地域活性化に取り組んでまいります。

そして、最後、5番目であります。

具体的なふるさと納税基金からの使い道についてでございます。

ふるさと納税基金から町民や納税に分かりやすい事業への活用をとの御質問をいただきました。並びにノッカルへの車両購入という具体的な提言に対して、深く感謝申し上げます。ふるさと納税を通じて、全国の皆様から頂いた貴重な寄附金は本町の未来を開く財源であり、これを町民の皆様や納税者の皆様にとって目に見える形、共感できる形で有効に活用していくことは大変重要な視点であると認識をしております。

御提言いただきましたノッカルひがしいずへの基金活用につきましては、町民の利便性向上に直結する前向きなアイデアとして受け止めております。

一方で、現在展開しておりますノッカルひがしいずは、単なる行政主導の移動手段の提供にとどまらず、ボランティア精神、そして住民同士の助け合いの精神によって御近所様が支え合うという、地域コミュニティの絆を育むすばらしいコンセプトを根底に持っております。

本町といたしましては、この助け合いの輪をより強固にし、持続可能なものとしていくためにも、基本的には町民の皆様がふだんお使いのマイカーを有効に活用し、お互いに支え合う仕組みをさらに推進していきたいと考えております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、基金がどのような形で町民生活の維持向上に役立っているのかを分かりやすく示すことは、ふるさと納税の継続的な発展にも不可欠です。その

ため、直接的な車両購入という形に限らず、例えばマイカーを提供してくださるボランティアドライバーへの支援体制の拡充や、ノックルの利用利便性を高めるためのシステム運用、周知への補助、あるいは、そのほか町民の皆様が効果を実感しやすい独自の地域活性化事業などへの原資として、ふるさと納税基金をどのように投入できるか、今後前向きかつ具体的に検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） どうもありがとうございます。

私が答えてほしいというか、イメージしていたのを1回の答弁でほぼ何か答えていただきまして、非常に質問した私としては、うれしい限りでございます。

実は、令和6年3月にもふるさと納税に関しまして質問をしていましたので、今回その検証も含めて質問させていただきました。前は、ほぼ9割が宿泊関係の返礼品が占めていたということで、その頃担当の係とか、そういったのが出来上がったということを聞いて、この2年間ちょっとで何が変わったのかなという期待も込めて質問したわけですが、こんなにも2年間で前進があったのかなというのを、実は、残念ながら私自身も質問して初めて分かったようなところでございます。多分、ふるさと納税の納税者にとってはホームページを見たり、いろんなことを見た中で、東伊豆町は前向きに取り組んでいるなというのは分かっていると思いますが、納税を受けたこの町の町民にとっては、このふるさと納税がどんなに利用されているのか、どんなに効果があったのかというのが私も含めて、まだいま一つちゃんと分かっていないところがあるのかなと思っております。

町長、改めてのさっきのふるさと納税の補助金ありますよね。記念品開発支援補助金、まず、これがこの令和8年度にもまだ継続されているのか。例えば、さっきの返礼品開発のことで、商品も3倍に4年間になったということを聞きまして、実は、ふるさと納税担当係にもちょっと聞いたところ、1万円ぐらいの返礼品で何が一番人気あるのと聞いたら、それもうれしいことに、私の地元である入谷地区の農家のお母さんたちが作っているドライフルーツの詰め合わせが1万円ぐらいの寄附金の中では一番人気がありますねということで、実はあの方たちが、町長も多分町長になる前にこちらの地方を訪れてくれたときに、あの七、八人のお母さんたちが一生懸命にドライフルーツを作ったり、袋詰めをどういうふうにしようとか、袋のデザインまで自分たちで考えてやっておるのを町長とも一緒に見に行った記憶

もあります。

ふるさと納税返礼品を作るに当たっては、そういった日頃の努力だったり、その返礼品を作るまでの過程がこの地域の活性化につながったり、例えば業者も同じでしょうけれども、これに出品するために、いろんなことを考えて開発に当たる。このことがふるさと納税の町に対する効果というんですか、税金だけが増えるのではなくて、この地域自体が活性化されるというのがこのふるさと納税のいいところだと私は思っております。なので、まずは一旦この補助金が今でも継続されているのかというのと、そのことについて伺います。

○議長（栗原京子君） 観光産業課長。

○観光産業課長（山田勝之君） 補助金につきましては、令和8年度も継続されております。

ただし、令和7年度までは補助率が3分の2、上限が50万円ということでしたが、令和8年度からは補助率が2分の1、上限が30万円となっています。

以上です。

○議長（栗原京子君） 1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

多分この補助率とか補助金の上限というのは、やっぱり商品が増えていく中で、限られた財源もある中で、まだ続いていること自体が大事な事かなと思っております。例えば、この返礼品を作るに当たっては、もしかしたらまだ担当係も今一生懸命やっていることを私も話を聞いたりしている中で、目を輝かせて答えてくれるのを見ていますと、例えば異業種間、まだまだ進んでいない異業種間同士の商品の開発だったり、先ほどの例えばドライフルーツのことも1歩進んで、また違う商品が生まれたりという、さらなる何か発展があるんじゃないかと、この補助金が続く限りは、何かその補助金を少しでも貰いながら新たな挑戦をしていく方たちがまだまだ出てくると思っております。

ここでは、もしかしたら答えられないかもしれませんが、例えば地域おこし協力隊の皆さん、今11名いらっしゃいますが、こういった方々は、もともと東伊豆町じゃないところから来ている人なので、こういった方々に今後はアドバイスを求めたりとか、どんな商品があったら喜ばれるのかなというのを聞いていたりすれば、またまた商品のほうも充実してくるんじゃないのかなと。

先ほど町長が言った10万円以上の方が1,000件ですか。それで、またリピーターがさらに20%、これまた本当にうれしいことで、私はふるさと納税、周りが競争が高くなっている中

で、やっぱり相当な努力をしてくださっているんだなというのが今回のこの答弁で分かりました。さらなる発展を求めていきたいと思っております。

5点目のところ、町長のほうから前向きなこんなに御答弁をいただけたらと思っていなかったもので、例えばの話でノッカルの車両ということで出したんですけれども、今まで例えば令和7年の当初予算では、ふるさと納税基金からノッカルひがしいず事業とか、リフォーム振興事業、幼稚園、保育園の給食の無償化、インフルエンザ予防接種など、いろんなところに使われているのを私たちも分かっているんですが、多分車両ということで、ノッカルに限らずなんですけれども、何か町民の目に一番留まるようなものがふるさと納税基金かなというようなのが入って運行されていると、ふるさと納税でこんなのが使われているんだというのが町民の目にも留まりやすい。

また、先ほど言った宿泊の関係で、この町を訪れた人が自分たちは返礼品まで貰っているんだけど、納税したお金がこういうところに使われているんだなという、さらに東伊豆町の、その方がまたノッカルを利用したりすれば、何か自分が納めた税金で、こんなにいい町になっているんだなというのは体感できると思っております。なので、この5点目のことに関しては、もう先ほど町長には答弁いただいてありますので、あえてもう2回も聞きませんけれども、ソフトな部分とか、いい事業にも使われて、それはいいことなんですけれども、人の目に留まる、ぜひ基金の使い方を今後期待していきたいと思っております。

こんなところで、本当に満足いく答えがいただけたので、以上とさせていただきます。ありがとうございます。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） ありがとうございます。

人の目に留まるということで、ライドシェアの車両購入というところについては、制度の基本的な考え方を考えると、少ししっかり考えなきゃいけないかなということはあるんですけれども、どちらかというと、同じ公共交通で考えるのであれば、例えばグリーンスローモビリティの車両、本当に導入するということになった場合の話ですけれども、そちらだったらいいのかなということと、あと、人の目に留まるということなので、例えば、これはふるさと納税より支出していますみたいなワッペンじゃないですけれども、シールか分からないですけれども、そういうのも貼って、よくありますよね、こういう基金で買いましたみたいな。そういうのをやるのも、もしかしたら一つの手かもしれないので、そこは担当課のほうで今後検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 次に、第2問、熊対策についてを許します。

1番、山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） それでは、2問目に移ります。

熊対策について。

昨年は熊の被害が全国で多発しました。1年の漢字に「熊」が選ばれたのも記憶に新しいと思いますが、この4月頃より、ニュースを見るたびに熊による人や物への被害が報道されています。今年になり、目撃情報は商業ビルの中や市街地にまで及んできています。静岡県の熊出没情報によりますと、今年の2月に片瀬の山中での目撃情報もあることから、以下の点について伺います。

1点目、近隣の市町も含め、熊の出没状況と今後の見通しは。

2点目、当町の猟友会の人員は。また、猟友会との連携は取れていますか。

3点目、万が一、出没のときの訓練が必要だと思いますが、いかがですか。

4点目、今後の対策についてどのように考えていますか。

以上、お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 第2問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 熊対策について御質問いただきました。

まず最初に、近隣の市町も含めて、熊の出没状況ということでございますが、近隣の出没状況について近年のこの地域では、令和3年に西伊豆町、令和5年に河津町と西伊豆町でツキノワグマの出没が確認をされております。その後、昨年から今年にかけても、賀茂農林事務所から数件の情報が寄せられましたが、市・町職員や猟友会が現地調査をしたところ、熊の生息を示す痕跡、例えば足跡とかふんなどは見つかっておりません。

当町の状況についてであります。当町におきましても昨年から今年にかけて3件の情報提供がありましたが、いずれも熊の痕跡は確認されていない状況です。

今後の見通しと対応ということでは、専門家の見解では、現時点で熊がこの地域に定着している証拠、例えば繁殖や継続的な足跡などは乏しいとされております。しかし、近隣自治体の状況を踏まえると、今後も低い確率で出没する可能性は否定できません。その

ため、決して油断することなく、引き続き情報収集や状況把握に努め、警戒を続けてまいります。

また、続きまして、当町の猟友会の人員、また、猟友会との連携の状況ということで御質問いただきました。

猟友会の人員構成につきましては、現在当町の猟友会の人数は28名で構成されており、そのうち銃の所持許可をお持ちの方は13名でございます。猟友会と連携体制と、これまでの対応についてでございますが、猟友会との連携につきましては、緊密かつ迅速に動ける体制を構築しております。熊などの目撃情報が寄せられた際には、まず職員が目撃者から状況を聞き取り、速やかに猟友会の皆様と共に現場へ急行し、足跡やふんなどの痕跡確認、現地調査を行っております。近年の目撃情報の際にも、副町長をはじめとする町職員と猟友会会員が合同で現場確認を行いました。幸いにも熊の痕跡は見つかりませんでしたが、クロスカントリーコース内での目撃情報の際には、即座の現地確認に加え、速やかに注意喚起の看板を設置するなど、安全第一の迅速な対応を取ったところでございます。

今後の対応についてでございますが、今後も近隣市町で出没情報があった場合は、直ちに町の猟友会へ情報を共有し、緊密に連携しながら町民の安全・安心を守るための警戒態勢を維持してまいります。

続きまして、万が一熊の出没を想定して、訓練等は必要ではないかという御質問ですが、議員御指摘のとおり、万が一の事態に備えた訓練は、迅速な初動対応とお客様、町民の安全確保のために極めて重要であると認識しております。広域的な取組といたしましては、昨年度、賀茂農林事務所の主導の下、行政職員や猟友会を対象とした担当者会議が開催されました。その中で大型野生動物の出没時における防災無線、メール、SNS、報道機関を活用した即時の注意喚起の手順について関係機関で共通認識を図ったところでございます。

また、出没を想定した非常訓練も実施され、道路閉鎖などの緊急事態を考慮し、下田土木事務所や建設課、警察との連携強化が必要であることも確認されました。今後、各市町で実施している鳥獣ミーティングにおいて緊急時対応の研修を行う案が出ており、町としても前向きに検討を進めてまいります。

当町独自の訓練といたしましては、まず非常訓練を行い、想定シナリオの下で誰がどう判断し、どう動くかという共通基準を関係者間で徹底いたします。さらに、迅速な初動に不可欠な痕跡判定訓練につきましても、賀茂農林事務所、猟友会、警察等の関係機関と連携して実施できるよう具体的な検討を進めてまいります。

続きまして、4つ目、今後の対策についてどのように考えるかということでございますが、今後の対策につきましては、現時点で町内での生息可能性は低いとされているものの、一歩踏み込んだ初期進入段階の対策が必要であると考えております。具体的な対策として、以下の3点を中心に取り組んでまいります。

①いない前提をやめる。

まず、熊は出没しないだろうという前提を改め、誤認と思われるものも含めて、あらゆる目撃情報を広く集められる体制を整えます。

②即時確認体制の継続。

これまでも実施してきた目撃情報や痕跡情報に対する即時の現地確認体制を緩めることなく継続いたします。

③監視カメラ等のデジタル機器の活用。

今後の周辺地域の状況も勘案しながら、必要に応じて監視カメラの設置など、早期発見、早期警戒のための設備整備も視野に入れて、万全の対策に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 山田議員。

（1番 山田豪彦君登壇）

○1番（山田豪彦君） ありがとうございます。

私もまさか熊の出没がこんな身近になってくとは思っていませんで、裾野地区とか熱海のちょっと上辺りの山にも出たという。それと、私はちょっと、これは間違った情報で出したわけじゃないんですけれども、質問のところに片瀬の目撃情報ということを書いてあるんですが、実際猟友会の人に確認しましたら、先ほど町長も言っていましたけれども、迅速な確認によりまして足跡がなかったということで、おとといですか、改めて県のホームページ、熊の出没情報を見ましたら削除されておりましたので、私がここで発言して、片瀬にもいたってなどと言われるようなことがないように、まずは訂正をしておきます。

そして、熊の最低知識ぐらいはと思ひまして、寿命だったりちょっと見ましたら、熊って15年から20年ぐらい野生だと生きていてと書いてありました。1歳半になりますと、もう親元を離れて1頭で行動するらしいです。日本では、昔はニホンオオカミというのが天敵にいたんですけれども、ニホンオオカミが絶滅したとされておりまして、今は天敵がいない状況で、1年間1回に出産で1頭から3頭生まれるということで、どんどん増え続けているという状況らしいです。4歳ぐらいになりますと、もう成獣ということで、今本当に毎日ニュー

スを見るたびに熊の映像が目飛び込んでくるような毎日となっておりますので、私も今回調べてみましたが、たまたま日曜日の夜のあれが報道番組というんですか、そこで熊が学習能力が高いというのをやっておりましたけれども、この6月2日に福島市で男女4人を襲った熊は、本当かうそかわからないぐらいなんですけれども、水道の蛇口をひねって水を飲んだとかだったり、工場から出るに当たっては閉まっていた鍵を開けて、窓を開けて、網戸は破って出たらしいんですけれども、そういった行動と、その報道番組でもやっておりました。

もっと言えば、アメリカのほうの話になりますが、熊が、アメリカのほうではよく見えますけれども、蓋がちゃんと閉めてある蓋を自分の学習能力で転がしながら開けて、その中のごみをあさる映像もやっておりました。もう何をしてもこれじゃ無理なんじゃないかなと思って見ましたが、実際にそういった状況があります。一番最後にやっていて驚いたのが、車のドアを開けるんですよね。そのアメリカの映像ですけれども、それは本当にあった映像で、車の中から映していた人を襲うためなのか、車のドアを、ドアノブを開けてドアを開こうとする映像も流れておりました。本当にこれから先、熊がこの近くに出てきたときにどうすればいいんだと思うぐらい、ちょっと心配な映像も見ました。

猟友会との連携も、この町は取れていると聞きました。猟友会の方も今問題なく町のほうと連携が取れていると伺いました。ただ、ちょっと私がこれは答えてもらいたい気持ちもありますけれども、ちょっと賀茂地区のこの東伊豆町、賀茂地区の中では今263人の猟友会の方がいらっしゃると聞きましたが、当町では28人、罾の人も含めて28人と聞きました。ちょっと数的に少ないのかなと思いました。この28人というのを町のほうの当局としてはどういうふうに考えて、これから何か増やすような方法とか今後考えていく気持ちがあるか、その辺だけ教えてください。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） すみません、詳細の、その傾向についてなんですけれども、多いか少ないか、エリアがどう分かれているかというのをちょっと手元に資料がないので何とも言えないんですけれども、人数を増やすというよりも、的確にどういう体制を取っていくかが優先かなというふうに基本的には思っています。

ただ、一方で、先般の報道記事にもありましたとおり、県のほうも熊の対応について今までは保護という視点であったものを管理に転換をしたという記事がございました。具体的に言うと、伊豆半島などは排除エリアというか、排除地域ということになると思うんですけれども、そのエリアに出た熊については、要は排除する。管理なので排除するという方向にな

ったということもあります。つまり、猟友会の重みが増してきているのかなという認識もありますので、そのあたりも含めて、また関係各位と協議をしながら、適正な対応というのを図っていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 1 番、山田議員。

（1 番 山田豪彦君登壇）

○1 番（山田豪彦君） 猟友会のことは連携が取れているから安心していただけますので、確かに猟友会と、銃を使ったり、罠も農家の人たちが自分の作物を守るために、もちろん鹿とかイノシシとかの対応のために罠の猟をしているというのは聞いております。まさか熊が出るためにこういった猟をしようとしている人はまだいないと思いますので、今後、本当に先ほども町長のほうで言うておりましたけれども、いないという前提を排除して取り組んでいくことというふうに思っていると答えてくれましたので、猟友会の件につきましても今後、多分増員というよりも、銃を持って活動している人が本当にあまりにも少ないのかなと思っておりますので、ある市ではその職員が、そこの行政の職員が資格を取ってやっているという報道も見たことがあります。それだからここの町の職員もやれということではないのですが、いろんなことを考えながら取り組んでいかなければならないことになると思います。

今までは鹿とかイノシシ、猿なんですけど、彼らというか、その鳥獣害で皆さん悩まされているのが現状なんですけれども、報道で見ると、熊の爪とかを見たらもう、あれでただ乗っからただけで一瞬で自分の命も奪われちゃうのかなと思うような動物です。この町に出たらと思うと、ちょっとぞっとする。先ほどの昼間のニュースでもやっておりましたが、大学が休講になったとか、道路を封鎖しているとか、何かいろんな、たったと言っちゃあれなんですけれども、熊 1 頭が出ているおかげで、そこの出ている地区がもう全部がストップするような状況が目当たりにされますので、今後町のほうも前向きに、先ほど町長がそのように答えてくださったので安心しましたけれども、最後にもう一度、今後の取組としてそれをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（栗原京子君） 以上で、山田議員の一般質問を終結します。

この際、3 時 50 分まで休憩とします。

休憩 午後 3 時 3 4 分

再開 午後 3時50分

○議長（栗原京子君） 休憩を閉じ再開します。

◇ 西 塚 孝 男 君

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員の第1問、高校生を持つ家庭への補助についてを許します。

8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 私の質問は1問ですので、ゆっくりやりましょう。

高校生を持つ家庭への補助について。

この質問は、令和5年3月もしましたが、それから3年がたち、物価高騰が生活苦を生んでいる中、一番お金のかかる高校生のいる家庭に助けを与えるために、例えば通学費の補助をする考えは。

○議長（栗原京子君） 第1問の答弁を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） 西塚議員から1問、御質問いただきました。

高校生を持つ家庭への補助についてということで、まず、高校生世帯への支援につきましては、近隣自治体の動向も参考にしながら、これまでも様々な角度から検討を進めてまいりました。その中で課題となるのが支援の公平性であります。単に通学費のみを補助する場合、公共交通機関を利用する生徒への支援は手厚くなる一方で、徒歩や自転車で地元高校に通学する生徒には直接的な支援が及ばず、不公平感が生じる可能性があります。また、町としては、地域にある高校の存続を支えていくことも重要な施策の一つであると認識しております。地元高校を取り巻く環境は厳しさを増す中、町外への通学のみを対象とした支援については、その影響も含めて慎重に考える必要があるかと考えております。

一方で、物価高騰が子育て世帯の家計に大きな影響を及ぼしていることは十分認識しており、未来を担う高校生世代への支援については、何らかの形で充実を図る必要があるかと考

えております。そのため、通学費補助に限定するのではなくて、例えば、やるのであれば高校生全員を対象とした、あくまでも例えばですけれども、未来を担う支援金のような制度というのも選択肢の一つになるのかもしれないというふうに感じております。

あくまでも仮なんですけれども、例えばその話を制度を導入した場合には、徒歩や自転車で地元高校へ通学する生徒を含め、全ての高校生に等しく支援を行うことができること、一律な支援をすることで、支援対象による不公平感の軽減が期待できること、通学費だけでなく、教材費や資格取得費用など、高校生活に必要な様々な用途に活用できる柔軟性があること、通学手段や進学先にかかわらず支援を受けられることから、地元高校へ進学する生徒にとっても不利益が生じにくくなり、結果として、町内の生徒が町内の高校を選択しやすい環境づくりにつながるということが期待できることなどの効果が考えられます。

こうしたことから、地元高校への進学を条件とするものではありませんが、通学先を問わず一律に支援することで地元高校を選択した場合にも不利益が生じない制度設計、このような考え方が重要ではないかと考えております。結果として、町内の生徒が町内の高校を選択しやすい環境づくりの一助になるのではないかと考えております。

このように、町内外を問わず高校へ進学する生徒を幅広く支援できる制度の在り方について、これはあくまでも御質問いただいて、1つの案というか、1つの考え方として御提示していることでありますので、引き続き検討を進めていかなければいけないと思っております。

なお、制度化に当たりましては、支援内容や支給額、対象者の範囲とか、さらに財政負担のバランス、財源は無限にあるわけではないので、工夫をする必要があるもので、それが本当に可能かどうかという精査が必要だと思っておりますので、御理解をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） 町長が言うように、地元の高校へ通うことの不公平と言いますけれども、今稲取高校が1学年1クラスになりまして、スポーツとか進学とか、学校によって違うことのないように、前向きにいろんなところへ行って、自分の磨きたいという子供たちのためにも、やっぱりそういう支援は必要じゃないかと。そこで、町長が言ったように、通学だけではなくて、ほかの教材とか、そういう全ての問題というのを高校生に対する支援というものをつくってもらったらどうかと。それは町長が言うように、財源があるかもしれませ

んけれども、そういうことが東伊豆町が子育て支援を進めているが、子供はすぐ大きくなって高校生になります。そういう高校生のための子育て支援という形の中で取ってもらえればいいのかと思っています。

それともう一つ、南伊豆町では、2023年に高校生の人たちに1,200万をあげて出していますよね。そして、下田市が今年度からやっぱり高校の通学の補助を出しています。そういうのを周りを見てみると、やっぱり東伊豆町に住んでいる親御さんは、何で東伊豆町は出ないんだという声がよく聞こえるから、そういう声を代弁して、こういう通学費をやっているんですけれども、町長が言うようにそれが不公平なら、ほかの支援、高校生全般にできる支援をこの町がしてもらえれば最高にいいと思いますけれども、町長よろしくお願いします。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 冒頭で御答弁に申し上げましたとおり、近隣自治体の動向も参考にと
いうことで、今お話しした南伊豆町の案件と下田市の案件、いろいろな状況が変わっている
中での施策、そして、なおかつその支援の規模も多分南伊豆町と下田市では違うので、その
辺の相場感というか、そういうこともあろうかと思います。自治体の規模と財政支出の金額
と対象となる子供たちの数と、どれぐらいの補助率なのか、いろんなことが関係しているの
で、その辺もしっかりと、やるとしても精査して、本当にそれが可能かどうかというところ
はこれから詰めていかなければいけないところだと思いますけれども、その辺も踏まえて今
回、仮というお話でございましたけれども、お話をさせていただいた次第です。

以上です。

○議長（栗原京子君） 8番、西塚議員。

（8番 西塚孝男君登壇）

○8番（西塚孝男君） それと、東伊豆町に移住してきた保護者が今こっちじゃそれもあるけ
れども、そういう支援があると非常に住みやすい町になるんじゃないかなということを言っ
ていました。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（栗原京子君） 以上で、西塚議員の一般質問を終結します。

◎散会の宣告

○議長（栗原京子君）　以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

御苦労さまでした。

散会　午後　３時５８分

令和8年第2回東伊豆町議会定例会会議録

議 事 日 程（第2号）

令和8年6月10日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町立学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）
- 日程第 2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第 3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）
- 日程第 4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 日程第 5 議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 8 報告第 2号 令和7年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 日程第 9 同意案第 1号 東伊豆町固定資産評価員の選任について
- 日程第10 同意案第 2号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第11 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第12 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 日程第13 議員派遣について
- 日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について
- 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について
- 日程第16 議会改革特別委員会の報告について
- 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

出席議員（１０名）

１番	山田豪彦君	３番	楠山節雄君
５番	笠井政明君	６番	稲葉義仁君
７番	栗原京子君	８番	西塚孝男君
１１番	村木脩君	１２番	内山愼一君
１３番	定居利子君	１４番	山田直志君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	岩井茂樹君	副町長	鈴木嘉久君
教育長	横山尋司君	総務課長	鈴木貞雄君
企画調整課長	中田光昭君	税務課長	鈴木文昭君
住民福祉課長	中山和彦君	健康づくり課長	中村忍君
健康づくり課参事	柴田美保子君	観光産業課長	山田勝之君
建設整備課長	山西和孝君	防災課長	加藤宏司君
教育委員会事務局長	土屋政雄君	教育委員会参事	太田正浩君
水道課長	土屋秀明君	会計課長	国持健一君

職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	村木善幸君	書記	相馬奨君
--------	-------	----	------

開議 午前 9時30分

◎開議の宣告

○議長（栗原京子君） 皆様、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、議員定数の半数に達しております。

よって、令和8年東伊豆町議会第2回定例会2日目は成立しましたので、開会します。

これより、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（栗原京子君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

議事日程に従い、議事を進めます。

◎日程第1 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町立学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）

○議長（栗原京子君） 日程第1 専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町立学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第2号専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和8年度の市町給食費負担軽減事業により市町給食費負担軽減交付金の内定を令和8年3月25日に受け、同年4月1日から施行されることから、東伊豆町立学校給食センターの設

置及び管理に関する条例の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、3月31日付にて専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては教育委員会事務局長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長 土屋政雄君登壇）

○教育委員会事務局長（土屋政雄君） ただいま提案されました専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、御説明いたします。

本件につきましては、令和8年度市町給食費負担軽減交付金を公立小学校児童の給食費に充て、小学校児童の給食費を無償化するため、東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたが、その内容について、同条第3項の規定に基づき報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

主な改正点について、説明をさせていただきます。お手数ですが、添付資料を御覧ください。

専決処分の承認を求めることについて、専決処分書を添付してございます。次のページを御覧ください。

東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、東伊豆町立学校給食センターの設置及び管理に関する条例（平成13年東伊豆町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の一項を加える。（学校給食費の徴収の特例）4項、当分の間、第8条第1項の規定にかかわらず、児童の保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第13号の教育扶助のうち学校給食費の給付を受けている保護者を除く。）から学校給食費を徴収しない、を加えるものでございます。

裏面に新旧対照表を添付してございますので、御確認ください。

交付金の内容としましては、次のページを御覧ください。

市町給食費負担軽減事業に基づき、負担割合は国2分の1、県2分の1で、県より町に交付されるものでございます。基準額は月額5,200円の11か月分で、交付金額は1,418万5,600

円でございます。

最後のページに交付内定通知を添付してございますので、御覧ください。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町立学校給食センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））

○議長（栗原京子君） 日程第2 専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

令和 8 年 4 月から、小学校児童に対する給食費無償化、国の交付金を受けて実施するに当たり、事業実施に必要な予算を令和 8 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）で計上し、専決処分いたしました。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 鈴木貞雄君登壇）

○総務課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました専決承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについての概要を御説明いたします。

恐れ入りますが、お配りしました資料の 2 枚目をお開きください。

こちらは専決処分書となります。地方自治法第 179 条第 1 項の規定により令和 8 年度一般会計補正予算（第 1 号）を令和 8 年 3 月 31 日付で専決処分したものでございます。専決処分した理由は、児童の学校給食費の負担軽減に係る施策を速やかに実施するためでございます。

次のページをお開きください。

こちらは、令和 8 年度東伊豆町一般会計補正予算（第 1 号）の予算書となります。こちらを使って補正予算（第 1 号）の概要を御説明いたします。

専決第 3 号、令和 8 年度東伊豆町の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,138 万 1,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 5,856 万 1,000 円といたします。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5 ページ、6 ページをお開きください。

2 歳入について御説明いたします。

16 款県支出金、2 項県補助金、7 目教育費県補助金、補正前の金額に 1,418 万 6,000 円を追加し、1,418 万 6,000 円といたします。

3 節学校給食費補助金、細節 1 給食費負担軽減交付金 1,418 万 6,000 円の増は、国から県を通じて交付される小学校児童を対象とした給食費に対する負担軽減交付金であります。

19 款繰入金、3 項基金繰入金、2 目ふるさと納税基金繰入金、補正前の額から 280 万 5,000

円を減額し、2億2,877万8,000円といたします。

1節、細節1ふるさと納税基金繰入金280万5,000円の減は、町独自で実施していた小学生に対する給食費の補助事業を取りやめ、その財源として充当していた、ふるさと納税基金からの取崩しを減額するものであります。

7ページ、8ページを御覧願います。

次に、3歳出について御説明いたします。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食費、補正前の額に1,138万1,000円を追加し、1億718万7,000円とするものであります。

事業コード1、学校給食センター事業、18節負担金、補助及び交付金、細節5給食費補助金、280万5,000円の減及び細節8学校給食食材費等負担金（交付金分）、1,418万6,000円の増につきましては、町独自の給食費補助を取りやめ、国の交付金を活用し、学校給食会計に対し、給食食材費の負担金を支払うものであります。

恐れ入りますが、3ページ、4ページへお戻りください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、補正前の額63億4,718万円に1,138万1,000円を追加し、63億5,856万1,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額63億4,718万円に1,138万1,000円を追加し、63億5,856万1,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、国県支出金が1,418万6,000円の増、その他財源が、280万5,000円の減となります。

以上、簡単ではございますが、専決承認第3号の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 国のほうは無償化というか、国は最近、負担軽減と言っていますけれども、令和7年度の状況に合わせた形で、予算は計上されていると思うんです。何を言いたいかというと、今年に入っても物価の値上がりというのはやっぱり続いているわけで、今後こういう事態に対してはどういう対応を取られるという、金額は決まったんだけど、国の5,200円という金額がいいかどうかもあるけれども、実際給食を提供する上で今、町がかかっているコスト以上にコストの増加というのが今出てくるんじゃないかと思うんですよ。

これに対しては、町としてどういうお考えで対応していかれるというお考えでしょうか。そこを伺います。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 物価高騰ということがございましたので、当然状況をしっかりと把握をしながら、柔軟な対応をできる限り取っていければというふうに思っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 全国的には、完全に無償化することよりも逆に負担軽減ということで、一部、例えば1,000円とか、幾らでも払ってもらって給食を充実させるということを取った市町村もあるようですし、町とすると今後また今までのとおり、物価高騰等があるからといって町からの財政支援をするという、どちらのお考えを取りなさるということでしょうか。

○議長（栗原京子君） 町長。

○町長（岩井茂樹君） 当然、給食自体の質を上げていくというお話も今あったとおりに思いますが、ベビーファースト宣言もしているということもありますが、子供たちの将来を考えて、その給食の質と、あと、どれぐらいの財政負担ができるかというのは、やはりちゃんと検討しないと答えが出ないと思いますので、その辺はしっかりと検討をして、なるべく子育て世帯に負担をしないように、また、子供たちの将来の育成に役立つようなやり方というのを考えていきたいというふうに思っております。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑はありませんか。

3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 1点だけ確認をさせてください。

国からの交付金1,418万5,000円、これ248人分で5,200円掛ける11か月ということになっていて、この範囲の中での予算化になっているんだけど、前にちょっとお伺いしたのは、5,200円ではなくて現実的には5,700円くらいかかっていると、この差額分についてはその予算的にはどういうふうになさるわけですか。そこちょっと確認をさせてください。

○議長（栗原京子君） 教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（土屋政雄君） ただいまいただいた質問ですけれども、小学校の給食費は月単価4,930円となっております、実単価で計算しますと、今言われたとおり5,749円がかかっております。交付金を充てましても、その分不足が生じます。不足が生じた分につ

きましては、町のほうで負担という形になりますので、年額160万ほどが町の負担ということでございます。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第1号））を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町
税賦課徴収条例の一部を改正する条例）

○議長（栗原京子君） 日程第3 専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

令和8年度税制改正により、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されたことから、東伊豆町税賦課徴収条例の一部改正を図ったものでございます。地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付にて専決処分をさ

せていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては税務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 税務課長。

（税務課長 鈴木文昭君登壇）

○税務課長（鈴木文昭君） ただいま提案されました専決承認第4号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本件につきましては、上位法令であります地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布され、令和8年4月1日から施行されることに伴い、法律の公布と同時に東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例を令和8年3月31日公布、令和8年4月1日施行することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をさせていただきましたが、その内容について、同条第3項の規定に基づき報告させていただき、承認をお願いするものでございます。

主な改正点について、専決承認第4号説明資料により説明をさせていただきます。

お手数ですが、お手元の資料最終ページの専決承認第4号説明資料を御覧ください。

まず1点目、個人住民税関係では、令和8年度税制改正において給与所得控除の最低保証額65万円を69万円に引き上げ、令和9年、10年の2年間に限り、時限措置として、給与所得控除の最低保証額をさらに5万円引き上げ、74万円とする措置が講じられるほか、ふるさと納税制度については、特例控除額について193万円の上限として、新たに設定する等の見直しが行われました。

このような改正を受け、町の条例では主に次の改正を行いました。

（1）の①特定大口株主配当等の特定配当等の追加に伴う所得割の課税標準の変更を行いました。

（2）の①肉用牛の売却による農業所得の課税の特例につきましては、適用期限を現行の令和9年度までから令和12年度まで、3年間延長いたしました。

（2）の②特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例につきましては、スイッチOTC医薬品の購入対価について適用期限を撤廃し、その他の医療品の購入対価についての適用期限を、現行の令和9年度から令和14年度まで5年間延長いたしました。

（2）の③優良住宅地造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の

特例につきましては、適用要件の見直しを行った上で、適用期限を現行の令和８年度から令和11年度まで３年間延長をいたしました。

次に２点目、固定資産税関係ですが、今回の税制改正では、物価指数等の上昇を踏まえ、固定資産税の免税点について、家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円に、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円にそれぞれ引き上げました。

一方で地価が下落していることを踏まえ、土地に係る免税点は従来の30万円のまま据え置くこととなり、町条例においても同様の改正を行ったところでございます。

この改正につきましては、令和９年度以後の固定資産税から適用されることとなります。

最後に３点目、軽自動車税の関係についてですが、今回の税制改正では、米国関税措置の影響を緩和し、国内自動車市場の活性化を図るとともに、自動車ユーザーの取得時における負担の軽減、簡素化をするため、令和７年度末をもって軽自動車税の環境性能割が廃止になりました。これらの改正を受け、町の条例では、次の改正を行いました。

まず（１）の①令和８年度３月31日をもって、軽自動車環境性能割を廃止しました。

（１）の②種別割の名称を軽自動車種別割から軽自動車税に変更をいたしました。

次に（２）電気自動車や天然ガス、軽自動車に対する電気自動車等のグリーン化特例の適用期限を現行の令和８年３月31日までから令和10年３月31日まで２年間延長いたしました。

最後に施行期日につきましては、令和８年４月１日から施行いたします。ただし、改正文附則に掲げる規定は各号の定める日から施行となります。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第４号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町税賦課徴収条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町
国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

○議長（栗原京子君） 日程第4 専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて
（東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて提案理由を申し上げます。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年1月15日に公布され、4月1日から施行されたことから、東伊豆町国民健康保険税条例の一部改正を図ったものでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき3月31日付にて専決処分させていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

(健康づくり課長 中村 忍君登壇)

○健康づくり課長（中村 忍君） ただいま提案されました専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和8年1月15日に公布され、令和8年4月1日から施行されたこと等に伴い、東伊豆町国民健康保険税条例について、条文整理を図ったものでございます。

主な内容を資料により説明させていただきます。恐れ入りますが、お手元の専決承認第5号最後のページの説明資料を御覧ください。

2の改正内容を御覧ください。

初めに、1点目の子ども・子育て支援金についてですが、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険税として徴収するため、新たに子ども・子育て支援納付金賦課額を新設し、賦課限度額を3万円とします。また、賦課方式を所得割、均等割の2方式とし、県の示した標準保険料率を参考に所得割を0.27%、均等割を1,900円とします。

次に2点目の仮算定の廃止についてですが、仮算定を廃止し、納期を9期から8期にします。

3点目の、限度額の見直しについてですが、令和8年度の引上げは基礎課税額医療分については現行65万円から66万円、後期高齢者支援分については現行24万円から26万円に引き上げられます。

4点目の、軽減判定所得の見直しについてですが、5割軽減、2割軽減の算定基準額の変更を行い、納税者の負担軽減を図ります。

まず、5割軽減基準額については、所得計算の基準が定められておりますが、計算式の中の金額を現行の30万5,000円から31万円に改めます。

次に、2割軽減基準額についても同様に、所得計算の基準が定められており、計算式の中の金額を現行の56万円から57万円に改めます。

施行期日については、令和8年4月1日から施行します。

最後に適用区分になりますが、改正後の東伊豆町国民健康保険税条例の規定は令和8年度以降の年度分の国民健康保険税に適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によります。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより専決承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（東伊豆町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎日程第5 議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正
する条例について

○議長（栗原京子君） 日程第5 議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道事業の給水区域について、静岡県から水道事業変更の認可を受けたことに伴い、給水区域を変更するため、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては水道課長より説明いたさせますので、よろしく御審議お願いいたします。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

(水道課長 土屋秀明君登壇)

○水道課長（土屋秀明君） ただいま提案されました議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例について概要を説明させていただきます。

今回の改正理由は、東伊豆町給水区域につきまして、これまでの給水区域と現状の給水区域との間に一部不整合が生じていたため、静岡県へ水道事業変更申請を行い、令和8年3月18日に変更が認可されたことを受け、条例を改正するものです。

恐れ入りますが、お手元の資料2ページを御覧ください。

改正内容としましては、給水区域を定めた別表を変更認可された給水区域に改正いたします。

次に、附則についてですが、この条例は公布の日から施行といたします。

以上、簡単ではございますが、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 提案されている議案ですと、字で対応していますよね。字が全部入っている部分は問題ないと思うんですけども、字のうちの一部という部分がありますよね、一部括弧書きで。この辺というのは議案には入っていないんですけども、やっぱり水道を今後も受けたいという方がこういう字が一部という入ったときに、給水区域か給水区域でないかということについては、やっぱりちゃんと原課のほうで、地図等々で、その確認ができるのか、ここには議案上は、地図はついていませんけれども、こういう対応についてはどういうふうになっておりますか。

○議長（栗原京子君） 水道課長。

○水道課長（土屋秀明君） 今回の地図につきましては、申請には添付しておりますので、原課では見られることになっておりますので、水道課のほうでは地図上で把握しておりますので、もし御照会あるようでしたら水道課で詳細に御説明できるようになっております。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第30号 東伊豆町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）

○議長（栗原京子君） 日程第6 議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に5,546万2,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を64億1,402万3,000円とするものであります。

まず、歳入の主な内容ですが、地方債において教育費で計上した委託料の財源とするため、緊急防災・減災事業債を借り入れます。

次に、歳出の主な内容ですが、4月以降に採用された職員等会計年度任用職員の人件費を、総務費、民生費、衛生費及び教育費でそれぞれ計上しています。

また、総務費では庁舎警備委託料を増額しています。民生費では、介護保険特別会計への繰出金を増額しています。教育費では、学校教育環境整備に伴う進入路等詳細設計業務委託料を新たに計上しています。

必要な財源配分を行った後の予算の不足額については、財政調整基金から繰入れし、調整させていただきましたので、御理解をお願いいたします。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 鈴木貞雄君登壇）

○総務課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）について概要を御説明いたします。

令和8年度東伊豆町の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,546万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ64億1,402万3,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正。

第2条 地方債の追加は、第2表地方債補正によります。

恐れ入りますが、6ページ、7ページをお開きください。

次に、2歳入について御説明いたします。

19款繰入金、3項基金繰入金、3目財政調整基金繰入金、補正前の額に2,832万5,000円を追加し、2億8,620万7,000円といたします。

1節、細節1財政調整基金繰入金2,832万5,000円の増は、今回の補正予算における財源不足額を基金からの繰入れで調整しております。

なお、補正後の財政調整基金の残高は、約16億3,353万円となります。

22款1項町債、11目教育債、補正前の額に2,630万円を追加し、4,980万円といたします。

1節小学校債、細節1学校教育環境整備に伴う進入路等整備事業2,630万円の増は、学校教育環境整備に伴う進入路等詳細設計業務委託料に充当する、緊急防災・減災事業債の借入額を計上しております。

8ページ、9ページをお開きください。

次に、3歳出について御説明いたします。

まず人件費についてですが、4月以降に採用された職員及び会計年度任用職員の人件費の予算を計上しております。

2款総務費では、職員及び会計年度任用職員2名分の報酬、手当、共済費等を計上しております。また、3款民生費及び4款衛生費において、職員の給料また手当、共済費等を、そのほか9款教育費では、会計年度任用職員1名分の報酬をそれぞれ計上しております。

続きまして、人件費以外の主な項目を御説明いたします。

2款総務費、1項総務管理費、5目財産管理費、補正前の額に552万2,000円を追加し、1億542万7,000円といたします。

事業コード1、庁舎維持管理事業、12節委託料、細節7庁舎警備委託料550万2,000円の増につきましては、当初1年間の警備委託契約を想定し予算を計上しておりましたが、人件費の上昇などの影響によりまして、業者から提示された金額との調整がつかず、現在4月から9月まで6か月間の庁舎警備委託契約を締結しております。つきましては、10月以降の委託契約を新たに締結するため、予算を増額するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

3 款民生費、1 項社会福祉費、8 目介護保険費、補正前の額に126万2,000円を追加し、2 億2,250万1,000円といたします。

事業コード1、介護保険特別会計支援事業、27節繰出金、細節1 介護保険特別会計繰出金 126万2,000円の増は、介護会計で実施している住宅改修事業費への繰出金と、システム改修費に対する事務費繰出金でございます。

12ページ、13ページをお開きください。

9 款教育費、1 項教育総務費、1 目教育委員会費、補正前の額に2,730万2,000円を追加し、4,499万8,000円といたします。

事業コード3、町学校教育環境整事業、12節委託料、細節2 学校教育環境整備に伴う進入路等詳細設計業務委託料2,637万8,000円の増は、熱川中学校の隣接地に建設する進入路の詳細設計業務委託料を計上しております。

恐れ入りますが、3 ページへお戻りください。

第2 表地方債補正であります、学校教育環境整備に伴う進入路等整備事業の起債限度額 2,630万円を追加いたします。

4 ページ、5 ページをお開きください。

歳入歳出補正予算事項別明細書でただいま御説明いたしました内容を総括しております。

まず、歳入ですが、補正前の額63億5,856万1,000円に5,546万2,000円を追加いたしまして、64億1,402万3,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額63億5,856万1,000円に5,546万2,000円を追加いたしまして、64億1,402万3,000円といたします。

次に、補正額の財源内訳ですが、特定財源のうち国県支出金が27万4,000円の増、地方債が2,630万円の増、その他財源が20万1,000円の増となります。また、一般財源を2,868万7,000円といたします。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

3 番、楠山議員。

○3 番（楠山節雄君） 9 ページ、庁舎警備委託料の関係です。

すごい大幅増の金額が補正をされて、半年間ということなんですけれども、当初予算を普通、計上する場合には、業者から見積り等取って、新年度予算を計上すると思うんですよ。なぜこれがこういうふうな状況にこの時点でなったのか、4 月 1 日から新年度がスタートし

ますので、3月だとか2月の時点で契約書を交わすとかという状況になってくると思うんですけれども、その時点で見積りはもらった、編成する場合には12月ですので、結構期間がたっていますよね。2月、3月の契約の時点で、この金額ではできないという状況の中から、こうした状況が生まれたのかどうなのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

○総務課長（鈴木貞雄君） ただいま楠山議員の警備委託料の関係ですけれども、まず背景といたしまして、これまで町のほうでは財政状況も厳しいという中で、効率的な予算の執行というものを努めてまいりました。こういった契約の中で、受託事業者様のほうでも。企業努力をいただきながら、長年この予算決算の水準というのを維持してまいりました。しかしながら、近年の物価高騰ですとか、労務費の上昇ということもありまして、単なる企業努力というのでは維持することが厳しくなってきたという、まず背景がございます。

それからまた、国のほうからも、国交省ですとか総務省のほうから、このような建築保全業務の労務単価を適正に取り扱ってくださいとか、そういった通知や技術的な助言というものも、通達として出されております。その辺を見た中で、適正な業者さんのほうにおいても、適正な運営ができるように、町のほうも適正な価格を維持する必要があるということで、今回見直しをさせていただいております。

当初予算の金額ですと、1年間の契約ができませんでしたので、まずは6か月の契約をさせていただいたというのが現状でございます。10月以降の契約を結ぶために今回提案させていただいております、というところで御理解をお願いしたいと思います。

○議長（栗原京子君） 3番、楠山議員。

○3番（楠山節雄君） 国からのほうの指示ということですかね、単価等の提示があつて、適正な単価に見直すということで、今回そういう金額になったということですか。総務課長、当初予算を組むときには当然業者さんから見積りを取りますよね。その形は取られているということで理解をしてよろしいですか。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

○総務課長（鈴木貞雄君） 楠山議員のおっしゃるとおり、この業務に関わらず当初予算を計上するには複数からの見積聴取というものは行っております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

14番、山田議員。

○14番（山田直志君） 私は13ページの学校教育の問題でお伺いしたいんですけれども、進

入路のことについては、全協で説明等もありましたけれども、これについては、今後入札をして、いつぐらいまでにこの業務が完結なさるのかということと、それに裏付けとなるような関係で、今年度学校統合準備委員会等がもう設置されていると思うんですけれども、その結論というのはいつ頃出されるというような形で、学校統合についての準備は進んでいるのでしょうか。

○議長（栗原京子君） 教育委員長事務局参事。

○教育委員会事務局参事（太田正浩君） では、14番議員の御質問にお答えいたします。

まず今回の詳細設計につきましては、今年度中に完了させて、正確な金額そして工事費等を出したいと思っております。

今、統合に関しては中学校については、今月中にまず第1回目を開催して進めていきます。最終的な幼小中高の統合につきましては、現在当初予算で予算を計上させていただきました基本構想、基本計画の委託のほうの業者選定、そして、これからそれに伴う有識者等を今選定しているところでありまして、ただ、こちら、もうまもなく始められるように今準備を進めているところであります。

○議長（栗原京子君） 14番、山田議員。

○14番（山田直志君） この詳細設計の委託というのは、今年度中ということでもいいんですか。そういえばもう今年中ということであれば、また来年度の当初予算段階から、道路の当初予算の段階から工事費等々が出てくると思うんですけれども、今年度中ということになると3月、それからの今度また予算の計上をして工事にかかる、そうするとどんどんそういうところで、設計のやつが長く取ることによってどんどん統合に対する時間がかかってしまうんじゃないかと思うんですけれども、この辺については、今年度中なのか、今年中なのかで、大分意味合いが違ってくると思うのですけれども。

○議長（栗原京子君） 教育委員長事務局参事。

○教育委員会事務局参事（太田正浩君） まず、これまで昨年度行いました、7年度の測量が完了してから様々なことを決定していくという中で、本当に道路ができるのか、そういったことを検討した中で、道路はできると、そして金額が出まして、地権者のおおむねの内諾をいただいてこれから進めていくんですが、業者にちょっといろいろ相談したところ、これから入札でやはり2か月とかかかり、そこから考えますとやはり今年12月中にはなかなか難しい、どうしても今年度中ということで、3月末まででしたら、幾つかの業者さんのほうから、できそうだとこのころでいただいております。

私たちも14年度を今目標に進めておりますが、そこはしっかりできるようにやっていきますし、もしかしたら途中でおおむねの概算みたいなものが出て、そこでお許しいただけるなら当初予算とかという、御相談またさせていただくことはあるかと思いますが、今のところ詳細設計につきましては、今年度中ということになっております。

以上です。

○議長（栗原京子君） ほかに質疑ありませんか。

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第31号 令和8年度東伊豆町一般会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（栗原京子君） 日程第7 議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億3,894万2,000円とするものであります。

主な内容を申し上げますと、歳入は歳出の増額に伴う国庫補助金等を計上するものであり

ます。

歳出につきましては、システム改修費及び保険給付費の不足分を計上するものであります。

詳細につきましては健康づくり課長より説明いたさせますので、よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 健康づくり課長。

（健康づくり課長 中村 忍君登壇）

○健康づくり課長（中村 忍君） ただいま提案されました議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

令和8年度東伊豆町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ316万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億3,894万2,000円といたします。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

恐れ入りますが、5ページ、6ページをお開きください。

歳入の内容について説明させていただきます。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、8目事業費補助金、補正前の額に115万5,000円を追加し、572万円といたします。

1節、細節1事業費補助金115万5,000円の増は、国から交付される補助金を計上します。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、4目その他一般会計繰入金、補正前の額に115万5,000円を追加し、2,514万5,000円といたします。

1節、細節1事業費繰入金115万5,000円の増は、一般会計からの繰入金を計上します。

9ページ、10ページをお開きください。

次に、歳出の内容について説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、補正前の額に231万円を追加し、1,708万円といたします。

12節委託料、細節3システム改修業務委託料、231万円の増は、介護報酬改定等に伴うシステム改修費用を計上するものです。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、6目介護予防住宅改修費、補正前の額に

85万9,000円を追加し、180万7,000円といたします。

18節負担金、補助及び交付金、細節1介護予防住宅改修費保険者負担金85万9,000円の増は、住宅改修費の不足分を計上するものです。

3ページ、4ページを御覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書にただいま説明いたしました内容を総括してあります。

まず、歳入ですが、合計で申し上げます。補正前の額14億3,577万3,000円に316万9,000円を追加いたしまして、14億3,894万2,000円といたします。

次に、歳出ですが、補正前の額14億3,577万3,000円に316万9,000円を追加いたしまして、14億3,894万2,000円といたします。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金で147万7,000円、その他で23万2,000円、一般財源で146万円といたします。

以上、簡単ではありますが、説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより議案第32号 令和8年度東伊豆町介護保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 報告第2号 令和7年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の
報告について

○議長（栗原京子君） 日程第8 報告第2号 令和7年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました報告第2号 令和7年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について提案理由を申し上げます。

本件につきましては、事前に町議会で御承認いただきました繰越明許費のうち、16事業3億5,266万1,000円を令和8年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越計算書を調製し、議会に対し報告するものであります。

詳細につきましては総務課長より説明いたさせますので、よろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） 総務課長。

（総務課長 鈴木貞雄君登壇）

○総務課長（鈴木貞雄君） ただいま提案されました報告第2号 令和7年度東伊豆町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について御説明いたします。

本件につきましては、令和7年度中に行われた一般会計補正予算の議案審議の中で、繰越明許費の設定を御承認いただきました。その後、翌年度への繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越計算書を調製作成し、その旨を議会に報告するものであります。

1ページ、2ページをお開きください。

内容につきましては、繰越明許費繰越計算書に記載したとおりであります。

その中で主な事業を御説明いたします。

3款民生費、1項社会福祉費の後期高齢者給付金給付事業では、75歳以上の住民に1人当たり1万5,000円を支給する事業費、5,785万7,000円を繰り越します。

2項児童福祉費の物価高対応子育て応援手当支給事業では、児童手当受給者を対象に児童1人当たり2万円を支給する事業費、1,813万6,000円を繰り越します。

6款、1項商工費の商工振興事業では、町商工会に委託しているプレミアム商品券発行事業委託料9,670万4,000円を繰り越します。

7款土木費、2項道路橋梁費の道路新設改良事業では、橋梁定期点検委託料や町道改良工事費などの事業費、1億2,199万7,000円を繰り越します。

9 款教育費、1 項教育総務費の町学校教育環境整備事業については、当初事業が翌年度までかかることを想定しておりましたが、その後予定どおり令和 7 年度中に事業が完了したため、翌年度繰越額はゼロ円となりました。

3 項中学校費の中学校施設維持管理事業では、中学校特別支援教室への空調設置工事費 1,459 万 3,000 円を繰り越します。

以上、簡単ではありますが、報告第 2 号の説明とさせていただきます。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で報告を終わります。

◎日程第 9 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価員の選任について

○議長（栗原京子君） 日程第 9 同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを議題とします。

町長より提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま上程されました同意案第 1 号について説明をいたします。

同意案第 1 号 東伊豆町固定資産評価員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価員に選任することについて、地方税法第 404 条第 2 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、鈴木文昭。

提案理由を申し上げます。

令和 8 年 4 月 1 日付の人事異動により、税務課長を固定資産評価員として新たに選任するものであります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

お諮りします。ただいま議題となっております同意案第1号 東伊豆町固定資産評価員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第10 同意案第2号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長(栗原京子君) 日程第10 同意案第2号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

町長より報告を求めます。

町長。

(町長 岩井茂樹君登壇)

○町長(岩井茂樹君) ただいま上程されました同意案第2号について説明をいたします。

同意案第2号 東伊豆町固定資産評価審査委員会委員の選任について。

下記の者を東伊豆町固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町奈良本。

氏名、秋永泰徳。

提案理由を申し上げます。

現任の秋永委員が令和8月6月30日をもって任期満了となるため、再任をお願いするもの

でございます。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより同意案第2号 東伊豆町固定資産評価委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

◎日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

◎日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（栗原京子君） 日程第11 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について、日程第12 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題とします。

町長より順次、提案理由の説明を求めます。

町長。

（町長 岩井茂樹君登壇）

○町長（岩井茂樹君） ただいま一括上程されました諮問第1号、諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について御説明を申し上げます。

諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、遠藤加奈江。

諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

住所、賀茂郡東伊豆町稲取。

氏名、田村久子。

提案理由を申し上げます。

現任者の任期が令和8年9月30日をもって満了となるため、現在ご活躍いただいております遠藤加奈江氏には再任を、また田村久子氏には新たに人権擁護委員の就任をお願いするものであります。

よろしく御審議をお願い申し上げます。

○議長（栗原京子君） これより諮問第1号から諮問第2号までの一括質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（栗原京子君） 起立多数です。よって、本案は適任とすることに決しました。

続いて諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についての討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり適任とすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(栗原京子君) 起立多数です。よって、本案は適任とすることに決しました。

◎日程第13 議員派遣について

○議長(栗原京子君) 日程第13 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣についてはお手元に配付したとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(栗原京子君) 異議なしと認めます。したがって、議員派遣についてはお手元にお配りしたとおり派遣することに決定しました。

◎日程第14 常任委員会所管事務調査の報告について

○議長(栗原京子君) 日程第14 常任委員会所管事務調査の報告についてを議題とします。

本件について、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

8番、西塚議員。

(8番 西塚孝男君登壇)

○8番(西塚孝男君) それでは朗読をもちまして、調査の結果を報告いたします。

報告書を御覧ください。

令和8年6月10日、東伊豆町議会議長、栗原京子様。

文教厚生常任委員会、委員長、西塚孝男。

文教厚生常任委員会調査報告書。

本委員会に付託された調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第77条の規定により報告いたします。

別紙。

1、調査事件、学校統合について。

2、調査の経過については報告書に示したとおりです。

報告書の3ページを御覧ください。

3、調査に至る経緯。

平成28年度に大川小学校の熱川小学校への統合が行われ、平成29年度に学校教育環境整備委員会から答申が出され、令和4年度に学校教育環境整備委員会から再度の答申が出されたが、学校統合について目に見える進展はなかった。そこで、保護者の皆さんの声を聞き停滞している学校統合を進めるために現状の課題を把握することにした。

4、保護者アンケートの概要。

委員会では、町内の幼児、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校の保護者に、ウェブで学校統合に関するアンケートを行いました。保護者から185件の回答を得ました。アンケートの結果は、保護者の声は膨大な数寄せられましたが、報告書では紙面の都合上、設問に対する声を集結したものです。アンケートの結果、保護者からの声はホームページから見るができます。

アンケートの設問に対する声は、報告書の4ページから6ページにお示ししてあります。

7ページを御覧ください。

5、町への提言。

文教厚生常任委員会では、町の統合の取組を聞き、保護者のアンケートを行った。

また、委員会では働き方改革と教育の充実に取り組む茨城県守谷市、保育園からの一貫して英語教育に取り組む茨城県境町に視察研修してきました。

委員会では、保護者の声を基礎に、協議を重ねて現状の課題への対応について、以下のとおり提言をまとめました。

学校統合の進め方に対する提言。

中学校の先行統合を進めること。中学校の先行統合を行い、校舎整備等を集中して行うことで統合の計画が目に見えて進展するなどの効果が期待できる。

②稲取地区も通学はスクールバスで対応すること。

町が提案している電車とスクールバス併用の通学手段は、駅まで（自宅と駅）の送迎による保護者の負担と稲取駅周辺の交通渋滞発生、片瀬白田駅の無人化による安全性リスクを加えて気象状況により運休となる電車運行では安全で確実な通学方法とは言えない。スクールバスでの通学は、保護者の強い要望である。

③新設か既存施設の活用か透明性のある比較検討を。

学校校舎をどうするのかは、大問題である。そもそも耐久年数に近づいている現施設の活用は経費を低く抑えるメリットもあるが、新しい機能などに対応できないなどのデメリットもある。今後必要となる校舎規模は大幅に縮小も見込まれることから、新設の検討も必要であるが、その際、透明性のある比較検討を行い開示することを求める。

④適正な規模の駐車場の確保を。

学校行事の際は、町内全域から保護者が自動車等で学校に来ることになるので、運動場の一部開放だけでは対応できない。災害時の活用も勘案して駐車場の確保整備を行うこと。

⑤幼少中高一校一貫的教育への提言。

町は、幼少中高一校一貫的教育を掲げているが、取組内容など明らかになっていない。高校の整備は基本設計に入れないことで進めること。一貫教育の内容については、県の方針を確認して対応すること。

⑥統合までの日程の明確化と保護者・住民に対する説明を求める。

これまで学校統合に関しては、統合までのスケジュールが不明確であった。今後は、基本構想、基本計画など相次いで策定される。学校は子供だけでなく地域の全員のものであるから、段階を進めるときは保護者・町民に説明をする機会を設けること。

2、新たな学校に期待する提言。

①教員の働き方改革と教員の充実を町として取り組む。

1、週25コマ（1日5時間）の授業で学校運営を行うこと。児童生徒の負担軽減と諸行事など学校運営準備など通学が全町に及ぶことから、通学バスから徒歩で帰宅などを考慮すると、5時間授業が必要と考える。

2、理科、図工（美術）、音楽の教科専任教諭の配置を行うこと。担任の先生の負担を軽減し、授業準備、保護者対応、校務を行い、残業を減らして、授業に集中することにより、よい授業が実現するのを目指す。

②英語教育を幼・小中学校で、学校教育の中心的課題に位置づけること。

③不登校や発達特性のある児童生徒、障害児の教育に配慮した施設整備を行うこと。

④自校方式の給食センターの併設と新しい給食提供の在り方を検討すること。毎日おいしい給食を提供している学校給食センターも建設から25年を迎える。年ごとに老朽化が進み、修繕費がかかる。搬送経費は大きな課題である。自校方式で温かくおいしい給食を提供することと、給食提供の在り方、食堂、食器なども検討すること。

⑤地域に根差した運営の在り方を検討し確立すること。

以上、2点11項目を提言する。

委員会の提言が、今後の学校統合に生かされることを強く要望する。

以上。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で常任委員会所管事務調査の報告についてを終了します。

◎日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第15 常任委員会の閉会中の所管事務調査についてを議題とします。

総務経済常任委員長から、所管事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎日程第16 議会改革特別委員会の報告について

○議長（栗原京子君） 日程第16 議会改革特別委員会の報告についてを議題とします。

本件について、議会改革特別委員会の報告を求めます。

5番、笠井議員。

（5番 笠井政明君登壇）

○5番（笠井政明君） 令和5年6月設置されました議会改革特別委員会の報告を、朗読をもって行います。

報告書を御覧ください。

令和８年６月10日、東伊豆町議会議長、栗原京子様。

議会改革特別委員会委員長、笠井政明。

議会改革特別委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、調査の結果を別紙のとおり会議規則第47条第２項の規定により報告します。

令和８年６月10日、議会改革特別委員会委員長、笠井政明。

議会改革特別委員会報告書。

まず初めに、議会改革特別委員会は、令和５年６月の設置以来、町民に開かれた議会の実現に向け、精力的に調査、協議を重ねてまいりました。委員会では、特に慎重な検討が必要とされる議員定数、議員報酬については委員会内に専門部会を設置し、多角的な観点から議論を積み重ねました。

本報告書は、定数部会、報酬部会の各報告書及び広報広聴、DX推進に関する協議を統合し、委員会として最終的な提言を取りまとめたものです。また、定数問題については、多数意見に加え少数意見も併記することで、議会内の議論の多様性を記録するとともに、今後の政策判断の参考としていただくことを目的としております。

第１章 委員会の目的と経過。

１、委員会設置の目的。

町民に開かれた議会の在り方について、継続的な調査、研究を行う。

ペーパーレス化をはじめとするDX推進のための調査、研究を行う。

立法機能、監視機能の強化を図るための調査、研究を行う。

議員定数、議員報酬の在り方について調査、研究を行う。

２、委員会の構成。

委員会内に以下のとおり２つの専門部会を設置しました。

定数部会。部会長として、山田直志。委員として、山田豪彦、鈴木伸和、笠井政明、栗原京子、村木脩。

報酬部会。部会長として、稲葉義仁。委員として、楠山節雄、西塚孝男、須佐衛、内山慎一、定居利子。

第２章 議員定数の在り方。

１、定数部会の報告。

定数部会では慎重な調査、研究を重ねた結果、以下のとおり提言します。

多数意見の結論として、現行の定数12人を維持することが望ましい。ただし、今後人口が8,000人を下回る状況を見据え、将来的な見直しを検討すべきである。

(1) 提言する定数の見直し時期。

次回選挙（中期）12人維持。主な根拠。議会改革（DX、広聴活動強化等）を推進する期間とします。

将来見直し時期（人口8,000人を下回る段階）、提言定数に関してはこれが要検討という形になります。全国平均定数（11.7人）を下回り始め、議員1人当たりの人口負担がさらに増加する段階を目安とします。

(2) 議会機能維持に必要な最小人数。

現行定数12人は、常任委員会活動を機能させるために必要な論理的な最小限ラインにあります。東伊豆町が常任委員会を2つ設置し、議長・副議長を加えた場合、12人という人数は機能維持の観点から既に厳しい水準であり、これ以上の削減は審議の空洞化リスクを伴います。

(3) 定数削減のメリット・デメリット。

項目、メリット・デメリットでお話しします。

財政・効率。メリットとしましては、議員報酬、経費の削減による財政負担軽減。少数による迅速な意思決定。デメリットとしましては、議員1人当たり負担増による議会活動の質の低下、専門性確保の困難。

代表性・公正。メリットは特段ございません。デメリット、当選ハードルが上がり、若年層、女性の立候補が困難化。少数意見の反映が困難になる。

チェック機能。メリットは特段ございません。議員数が少ないことによる、行政執行部とのなれ合いの発生リスクがございます。

(4) 近隣市町・全国類似団体との比較。

近隣市町や全国の類似団体と比較しても、東伊豆町の議員定数（12人）は決して多くありません。

賀茂郡他市町の人口と議員定数。人口、市町名、議員定数でお話しします。

東伊豆町に関しては1万1,014。議員定数12です。

1万9,016、下田市、13人。

6,300人、河津町、10人。

7,259人、南伊豆町、11人。

6,568人、西伊豆町、10人となっております。

全国町村議会議長会調査、こちらも人口規模、自治体数、人口平均、議員定数平均値で御案内します。

1万人から1万5,000人、163団体、1万2,451人、13人。

9,000人から1万人、34団体、9,573人、12.2人。

8,000人から9,000人、35団体、8,502人、11.7人。

7,000人から8,000人、47団体、7,520人、11.5人。

東伊豆町の定数12人は、全国平均（13.0人／12.2人）よりも低く、周辺自治体と比較しても人口に対する議員数は妥当な水準です。地方分権の中で多様な議会の機能を発揮し維持する上で一定数の議員が必要であり、人口減少と議員定数は必ずしも関連しません。

（５）地方分権の時代における議会の役割。

地方分権の時代となり、コロナ関連支援策のような交付金制度の下で、各市町が実態に合わせた施策を自己責任で選択、実施する方向へ変わってきています。行政と議会が町民生活の実態を正確に把握し、税金の使い道を左右する議決権を有する議会の責任と役割はますます多くなっています。

（６）無投票・成り手不足問題は全国的な課題。

直近２回の町議会選挙が無投票となった要因は定数の問題ではなく、全国的な成り手不足の構造的課題によるものです。全国町村議長会の調べでは、平成31年から令和５年の４年間に254町村（27.4％）で無投票となっており、定数プラス１で辛うじて回避した町村も299存在します。合計553町村（59.7％）に上っており、これは全国共通の課題です。

成り手不足の主な原因として、以下の３点が指摘されています。

第１の問題、成り手に響かない。やりがい・環境・待遇の３条件（高齢男性議員ばかりの旧来的なイメージ、議員年金廃止、低い議員報酬）。

第２の問題、地域コミュニティの限界。（家族・親族への影響、担ぎ手・組織の減少）。

第３の問題、立候補、選挙における法律上の障壁と落選のリスク。

（７）議会経費の削減の実績。

議会では定数、報酬の削減、議員年金の廃止、費用弁償の見直し、議会だよりの議員手作り化などにより、議会経費を平成14年度9,064万円から令和５年度6,199万円へと2,865万円（30.16％）の削減をしてきました。

以下の表を市町名、議会費決算額、一般会計比で御案内します。

東伊豆町、6,199万円、一般会計比1%。

河津町、5,579万円、1.15%。

南伊豆町、5,685万円、1.04%。

松崎町、4,864万円、1.2%。

西伊豆町、5,998万円、0.7%。

下田市、1億483万円、0.8%。

近隣市町と比較においても、東伊豆町の財政に対する議会費の負担割合は高くありません。

(8) 議会改革の進捗と今後の課題。

町民に開かれた議会を目指した改革の結果、早稲田大学マニフェスト研究所の議会改革度指標では2018年の全国1,318議会中1,215位から、22年度は全国395位まで向上しました(2024年度は547位です)。ただし、議会・議員活動の見える化、開かれた議会への改革はまだ道半ばです。

2、議員定数に関する論点(少数意見)。

議員定数に関しては様々な視点から議論が交わされ、最終的に報告内容について一定の理解は得られたものの、何を重要視するかという考え方によって意見が分かれる部分もありました。

以下は結果的に少数となった意見ですが、このような意見も踏まえた上で出された報告であるということを示すため、また、今後の議論においても軽視してはならない視点として付記します。

1、2回連続の無投票は住民の選択機会が失われ、健全な民主主義とは言い難い。

2、人口減少が今後も続く。

3、行政コスト削減につながり、少額かもしれないが他の政策に回せる。

4、現状を見た場合、少数精鋭の議会にすべき。

5、議員の緊張感低下も否定できない。

6、住民の理解が得られていない。

第3章 議員報酬の在り方。

1、協議検討の経緯と結果。

報酬部会では、平成15年の削減以来、長年にわたり据え置かれてきた議員報酬の水準について、議員に求められる活動の実態を踏まえ、適正化の視点から慎重に協議を重ねました。

その結果、以下の結論を取りまとめ、町当局に対して東伊豆町特別職報酬等審議会の開催を求めることにしました。

委員会提言としまして、議長、副議長、委員長及び議員の各報酬について、平成15年の削減前の水準（議員報酬、月額21万円等）まで引き上げることが妥当である。また、同年の引上げ以降見直しがされていない町長、副町長、教育長の給与についても同様に見直すことが望ましい。

2、令和7年条例改定による実現。

結果。

上記の委員会提言を受けた協議、審議の結果、令和7年に東伊豆町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例が改定され、議員報酬は、平成15年の削減前の水準まで見直しが行われた。

本委員会の中間報告書において提言した減額前の水準への見直しは、令和7年の条例改定により実現されました。改定後、議員報酬は月額のとおりです。

役職、改定前、改定後、備考。

議員（一般）16万8,000円、改定後、21万円、平成15年削減前の水準まで見直し。

委員長、17万8,000円、22万3,000円。

副議長、18万4,000円、23万円。

議長、24万円、30万円。

3、今後の方向性。

報酬水準の適正化は今回の改定により一区切りを迎えましたが、今後は議員に求められる活動の明確化、具体化を継続的な議論の基盤とし、議員活動の質的向上と報酬水準の整合性について引き続き検証、評価を行っていきます。

第4章 広報、広聴活動の充実。

1、協議の結果と方針。

まずは、広報編集委員会で各種団体との懇談を行いながら問題点の吸い上げ、議会だよりの特集としてまとめていく形で進める。

行く行くは広報編集委員会に限らず広範囲に広げ活動することも念頭に置く。

令和8年3月をめどに、東伊豆町議会広報発行に関する規程を改廃し、議会広報の発行に加え広報広聴活動を包含したものとすることで、各種活動の根拠を明確化する。

2、具体的な広聴活動の強化策。

議会報告会、出前議会、各種団体との広聴機会を増やす。

ホームページを活用し、会議予定、議題、資料の積極的な公開を推進する。

（仮称）議会評価委員会・議会モニター制度の導入を検討する。

中高校生との対話・議会を活用した授業を行い、主権者教育に取り組む。

第5章 議会D X・ペーパーレス化の推進。

1、方針。

議会活動の効率化と透明性向上のため、ペーパーレス化をはじめとするD Xを積極的に推進します。

2、今後の取組。

タブレット端末等の導入に向け、具体的な機器、費用を含めた調査研究を開始する。

議会システムのデジタル化（電子決裁・オンライン審議等）の実現可能性を検討する。

議会モニター制度・広聴活動のオンライン化を検討する。

第6章 立法機能・監視機能の強化。

地方分権の進展に伴い、議会の立法機能、監視機能の重要性はますます高まっています。

委員会では以下の方向性で調査、研究を継続します。

政策立案能力の向上のため、議員研修、先進地調査を積極的に実施する。

行政執行部に対するチェック機能を強化し、事業評価・政策提言の仕組みを整備する。

条例の自主立案（議員提案条例）に向けた研究・体制を整備する。

第7章 今後の課題と取組スケジュール。

課題、具体的な取組、目標時期でお話します。

議員定数。先進地事例の調査、研究、人口動向の継続的なモニタリング、将来的な見直しの検討。継続的に実施。

議員報酬。特別職報酬等審議会への諮問、あるべき水準についての協議。継続的に実施。

広報・広聴。広聴・懇談スケジュール作成、実施、議会だよりへの掲載、広報規程の改廃。令和8年度中。

D X推進。具体的な機器、費用の調査研究、導入計画の策定。令和8年度中。

立法・監視機能に関しては、議員研修の実施、先進地調査。継続的に実施。

おわりに。

議会は、町民の代表として行政を監視し、政策を立案、審議する重要な機関です。東伊豆町議会では、定数・報酬の適正化、広報広聴活動の強化、D X推進、立法・監視機能の強化

など、多面的な改革を不断に推進することで、町民に開かれた議会実現を目指してまいります。

以上報告になります。

○議長（栗原京子君） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

以上で議会改革特別委員会の報告についてを終了いたします。

◎日程第 17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査について

○議長（栗原京子君） 日程第17 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（栗原京子君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（栗原京子君） これで、本日の日程は全て終了しました。

会議を閉じます。

令和8年第2回東伊豆町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午前11時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長 _____

署 名 議 員 _____

署 名 議 員 _____